

令和 6 年能登半島地震を踏まえた 地震対策に関する検証報告書

－ 支援から学び、災害対策のさらなる充実を－

令和 7 年 3 月
名古屋市

< 目 次 >

はじめに	1
I. 能登半島地震の被害状況	2
1. 能登半島地震の概要	2
2. 石川県の主な被害状況	3
(1) 人的被害	3
(2) 避難者・避難所数の推移	5
(3) 物的被害	7
3. 七尾市の主な被害状況	15
(1) 人的被害	15
(2) 避難者・避難所数の推移	16
(3) 物的被害	17
II. 本市の被災地支援状況	19
1. 本市の被災地支援活動の概要	19
(1) 本市の初動対応と派遣先の決定	19
(2) 支援の概要と枠組み	20
(3) 主な支援内容	22
III. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証	29
1. 検証の概要	29
(1) 検証の目的	29
(2) 検証対象業務	30
(3) 検証の方法	31
2. 検証の詳細	32
(1) 被災地における課題の抽出	32
(2) 被災地における課題から、本市の課題への整理	34
(3) 分析・評価による本市の課題の明確化	34
(4) 明確化した課題に対する対応策（案）の検討	34
IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）	35
1. 総括支援	37
【課題の分類：応援全般、総括支援、後方支援】	
2. 避難所運営支援	42
【課題の分類：運営全般、要配慮者・女性への配慮、生活環境の確保、衛生管理、食事、その他】	
3. 被災者生活再建支援金関係	58
【課題の分類：被災者支援全般、システム、総合支援窓口、被災者生活再建支援金】	
4. 建物被害認定調査	63
【課題の分類：システム、調査体制】	

5. 罹災証明書等発行関係	68
【課題の分類：全般、システム、証明申請】	
6. 公費解体関係	72
【課題の分類：全般、申請】	
7. 公衆衛生看護活動	75
【課題の分類：体制の確保、保健、医療、福祉、その他】	
8. 応急仮設住宅関係	82
【課題の分類：仮設住宅の確保、申請、仮設住宅の建築、その他】	
9. 教育委員会事務局勤務の教員の派遣	89
【課題の分類：学校運営、児童生徒へのケア】	
10. 災害対策本部運営	95
【課題の分類：本部運営、通信、情報、職員関係】	
11. 受援・他機関連携	102
【課題の分類：受援、他機関連携】	
12. 広報・広聴	105
【課題の分類：広報、広聴】	
13. 物資	109
【課題の分類：備蓄、物資全般、物資拠点、輸送、その他】	
14. その他	114
【課題の分類：地震リスクの想定、耐震化、電気火災、避難行動の支援、災害関連死認定、ボランティア、支援体制の確保】	
15. 緊急消防援助隊	119
【課題の分類：情報、設備】	
16. 上下水道復旧	121
【課題の分類：施設、システム、体制、その他】	
V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）	124
1. 検証結果を踏まえた本市の取り組み	124
(1) 検証結果から見られる災害対策の傾向	125
(2) 国や県に要望を行うべき主な事項	128
2. 分析・評価結果	129
3. 災害対策実施計画の施策の体系に照らした整理	130
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理	134
(1) 東日本大震災	135
(2) 平成 28 年熊本地震	140
(3) 令和元年東日本台風	144
VI. 検証結果を踏まえた今後の取り組み	148
おわりに	149

はじめに

令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分、石川県能登地方を震源とする「令和 6 年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）」が発生しました。

最大震度 7 の揺れを観測したこの地震では、石川県、新潟県、富山県で死者 515 人（災害関連死 287 人を含む）、行方不明者 2 人と、多くの尊い命が失われました。また、住家の全壊・半壊が 29,797 棟、非住家被害は 37,778 棟（令和 7 年 1 月 28 日現在）と、家屋等の甚大な被害のほか、ライフライン等にも多大な被害をもたらすなど、被災地域には被害の爪痕が深く刻まれました。

本市では、発災直後の 1 月 1 日に消防局の緊急消防援助隊、上下水道局の先遣調査隊が被災地へいち早く出発しました。また、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく石川県七尾市の総括支援を 1 月 3 日に開始したほか、1 月 15 日からは、京都府、京都市、埼玉県、さいたま市等の他自治体とともに対口支援を実施しました。この総括支援及び対口支援は令和 6 年 6 月 21 日に終了しましたが、本市としては様々な支援の枠組みにより延べ 3,185 名の職員を被災地に派遣して支援活動を行いました。

一方、本市域においては、南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、令和 7 年 1 月には今後 30 年以内に起きる確率が、「70%～80%」から「80%程度」に引き上げられ、また、令和 6 年 8 月には運用開始後初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、一段と大規模地震発生の切迫度が増しています。

大規模な災害に対応するには、日頃より十分に災害対策を進めることはもちろんのこと、これに加えて、過去の災害における様々な教訓や経験から学び、今後の災害対策に活かしていくことが大変重要です。能登半島地震の支援では、本市として多くの貴重な経験を積むことができ、災害対策における様々な課題や教訓等を得ることができました。

本市は、これら能登半島地震の支援活動から得た多くのことを踏まえて検証を行い、その結果を反映するなどして、今後の本市の災害対策の充実・強化を図ってまいります。

併せて、今回の能登半島地震において被災された地域、被災された全ての皆さまが、一日でも早く通常の生活に戻ることができるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

令和 7 年 3 月

I. 能登半島地震の被害状況

1. 能登半島地震の概要

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とする最大マグニチュード7.6（暫定値）の地震が発生し、石川県志賀町と輪島市では震度7、また七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を観測した。

また、同日16時12分に石川県、新潟県及び富山県に津波警報が発表され、16時22分に石川県能登地方は大津波警報に切り替わった（2日10時に警報・注意報はすべて解除）。

能登半島地震の概要（石川県内の状況）

- (1) 発生時刻 令和6年1月1日16時10分
(2) 震源地 石川県能登地方（震源の深さ16km）
(3) 地震の規模 マグニチュード7.6（最大）
(4) 石川県内の震度及び津波

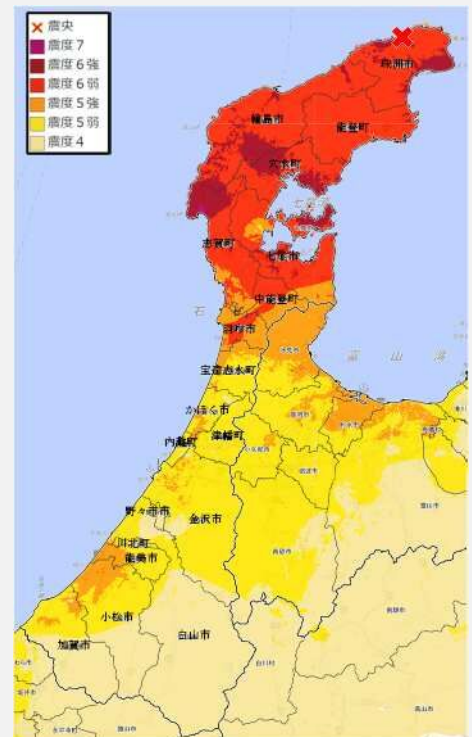
<震度>

- ・震度7： 志賀町、輪島市
- ・震度6強： 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
- ・震度6弱： 中能登町
- ・震度5強： 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
- ・震度5弱： 白山市、津幡町、内灘町
- ・震度4： 野々市市、川北町

<津波>

- ・1日16時12分：津波警報発表（石川県加賀、石川県能登）
- ・1日16時22分：大津波警報に切り替え（石川県能登）
- ・1日20時30分：津波警報に切り替え（石川県能登）
- ・2日1時15分：津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登）
- ・2日10時00分：津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登）

出典：石川県能登半島地震対策検証委員会「第1回検証委員会 資料1『地震の概要・県内被害状況について』」（令和6年10月28日）、気象庁ホームページ推計震度分布を加工して作成



2. 石川県の主な被害状況

能登半島地震では、石川県をはじめ、新潟県や富山県、福井県において震度 5 強以上を記録した。また、人的被害や建物被害は、石川県、新潟県、富山県等で発生している。

本市は能登半島地震において、石川県に支援を行ったことから、ここでは主に石川県の被害状況について取りまとめる。

なお、被害全体の様相は、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和 6 年 11 月 中央防災会議 防災対策実行会議等）の項目を参考に整理し、国の非常災害対策本部公表の資料や石川県公表の資料等の内容を踏まえ、取りまとめる。

(1) 人的被害

石川県では、能登半島地震により多数の家屋倒壊が発生し、死者 515 人（うち災害関連死 287 人）、行方不明者 2 人の人的被害をもたらした。

死者は石川県に集中し、輪島市 189 人、珠洲市 151 人、能登町 53 人、七尾市 42 人、穴水町 42 人、志賀町 19 人等の犠牲者が発生した。

警察庁情報（令和 6 年 10 月 3 日時点。石川県が発表した死者（災害関連死を除く。）のうち、警察が取り扱った 225 人を対象としたもの）によると、死因の約 4 割が「圧死」、約 2 割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物の下敷きになったとみられる。また、寒さが影響して亡くなった「低体温症・凍死」が 1 割強であった。

直接死は輪島市と珠洲市に集中していたのに対し、災害関連死については広域で犠牲者が発生し、直接死を上回る死者数となっている。

人的被害の状況（府県別）

都道府県	死者		行方不明者	負傷者			合計
		うち災害 関連死		重傷	軽傷	小計	
	人	人		人	人	人	
新潟県	5	5		11	43	54	59
富山県	2	2		14	43	57	59
石川県	508	280	2	391	877	1,268	1,778
福井県					6	6	6
岐阜県					1	1	1
愛知県					1	1	1
大阪府					5	5	5
兵庫県					2	2	2
合計	515	287	2	416	978	1,394	1,911

注記：石川県の数値は、時期等の違いにより、次ページの県内市町合計値と差異がある。

出典：非常災害対策本部「能登半島地震に係る被害状況等について（令和 7 年 1 月 28 日 14 時 00 分現在）」を加工して作成

I. 能登半島地震の被害状況
2. 石川県の主な被害状況

人的被害の状況（石川県内市町別）

市町	死者		行方不明者	負傷者			合計
	人	うち災害 関連死		重傷	軽傷	小計	
金沢市					9	9	9
七尾市	42	37		34	3	37	79
小松市	1	1		1	1	2	3
輪島市	189	88	2	213	303	516	707
珠洲市	151	54		47	202	249	400
羽咋市	4	3			7	7	11
白山市	1	1			2	2	3
能美市				1		1	1
野々市市					1	1	1
津幡町				2		2	2
内灘町	5	5		6		6	11
志賀町	19	17		19	97	116	135
中能登町	1	1		5	1	6	7
穴水町	42	22		33	225	258	300
能登町	53	51		29	25	54	107
合計	508	280	2	390	876	1, 266	1, 776

注記：合計値は、時期等の違いにより、前ページの都道府県別数値と差異がある。

出典：石川県「令和6年（2024年）能登半島地震に関する情報（復旧・復興本部、災害対策本部）【第187報令和7年2月4日14時00分現在】」を加工して作成

(2) 避難者・避難所数の推移

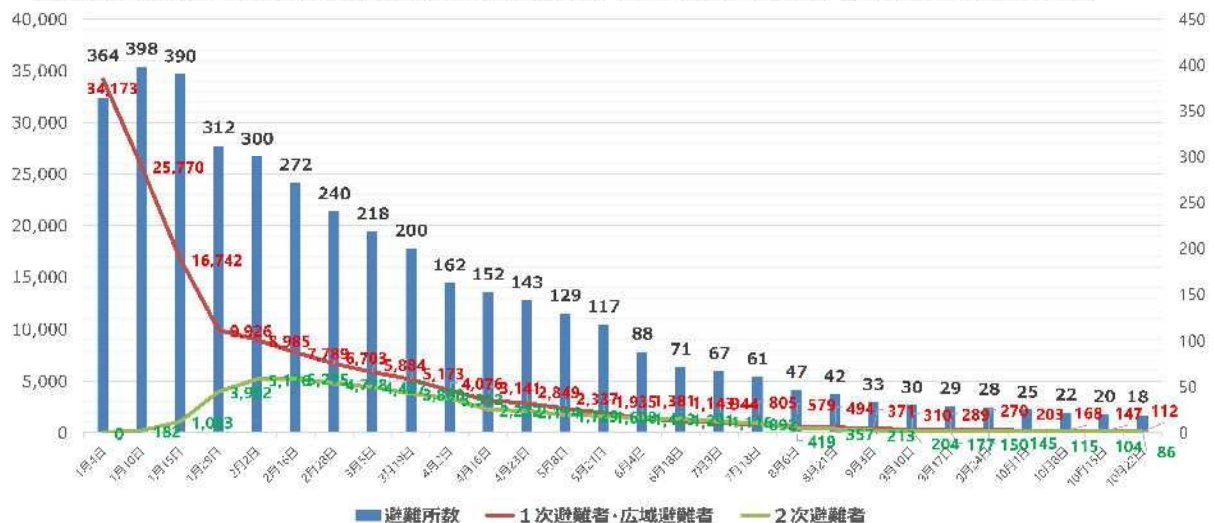
石川県内の避難者数は、令和6年1月4日に最も多い34,173人を記録し、能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町。以下同じ。）の人口13万人の26%に相当する方々が避難を余儀なくされた。なお、避難者数は以降減少し、10月22日の時点で112人、令和7年1月21日時点で県内の1次避難者は輪島市の8人（他に広域避難所で6人）となっている。

ホテルや旅館等への2次避難者は発災後から徐々に増加し、2月16日に最も多い5,275人となった。以降減少し、令和6年12月24日時点で0人となった。なお、2次避難先決定までの当面の避難所として、いしかわ総合スポーツセンター等に1.5次避難所が設置された。

避難所の開設数については、石川県全域では、1月10日時点の398箇所がピークとなっている。その後、徐々に減少し、令和7年1月21日時点で輪島市の2箇所（他に広域避難所2箇所）となっている。

避難者・避難所数の推移（石川県内）

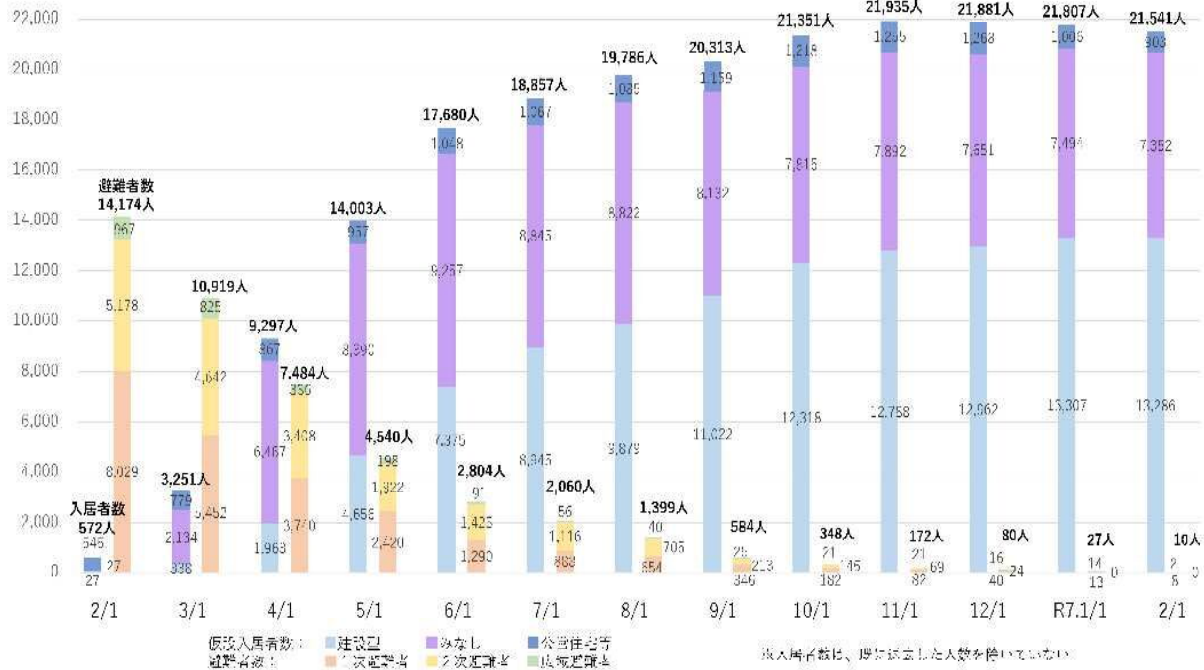
○今回の地震では、避難所が過密となったことに加え、上下水道などライフラインに甚大な被害が発生したことから、災害関連死を防止するため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。（最大5,275人、2/16）



I. 能登半島地震の被害状況
2. 石川県の主な被害状況

県内の仮設等の入居者数は、令和6年4月1日時点で避難者数を超えて9,297人となり、同11月1日時点で21,935人に上った。令和7年2月1日時点でみなし型仮設住宅及び公営住宅等への入居者数は減少傾向にある一方で、建設型仮設住宅への入居者数は微増傾向にある。

避難者数・仮設等入居者数の推移（石川県内）



出典：石川県より聞き取り

(3) 物的被害

1) 建物被害

住家被害は、石川県、新潟県、富山県等で多く発生し、全壊 6,461 棟、半壊 23,336 棟、一部損壊は 125,929 棟等全体で 155,751 棟の建物被害が発生した。

石川県内の被害状況としては、住家被害が全壊 6,093 棟、半壊 18,415 棟を含む 107,976 棟、非住家被害は 36,496 棟の建物被害が発生している。また、震源から 100 km 以上離れた内灘町等においても、液状化現象により多くの住宅、宅地への被害が生じている。

七尾市では、住家被害が全壊 514 棟、半壊 4,913 棟を含む 16,641 棟、非住家被害は 4,608 棟の建物被害が発生している。住家被害において、七尾市の全壊棟数は輪島市、珠洲市、志賀町に次ぐ棟数であり、半壊棟数は最も多くなっている。

建物被害の状況（府県別）

都道府県	住家被害						非住家被害		
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	合計	公共建物	その他	合計
	棟	棟	棟	棟	棟	棟			
福島県					1	1			
埼玉県					2	2			
新潟県	109	4,102		14	20,155	24,380		68	68
富山県	259	807			21,468	22,534		1,203	1,203
石川県	6,093	18,415	6	5	83,457	107,976	443	36,053	36,496
福井県		12			820	832		10	10
長野県					21	21			
岐阜県					2	2		1	1
京都府					2	2			
兵庫県					1	1			
合計	6,461	23,336	6	19	125,929	155,751	443	37,335	37,778

注記：石川県の数値は、時期等の違いにより、次ページの県内市町合計値と差異がある。

出典：非常災害対策本部「能登半島地震に係る被害状況等について（令和 7 年 1 月 28 日 14 時 00 分現在）」

I. 能登半島地震の被害状況
2.石川県の主な被害状況

建物被害の状況（石川県内市町別）

自治体	住家被害						非住家被害		
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	合計	公共建物	その他	合計
	棟	棟	棟	棟	棟	棟			
金沢市	31	248			16,708	16,987		191	191
七尾市	514	4,913			11,214	16,641	14	4,594	4,608
小松市	1	80			11,528	11,609			
輪島市	2,302	3,947			4,305	10,554	199	11,675	11,874
珠洲市	1,749	2,084			1,750	5,583	71	6,243	6,314
加賀市	14	54			7,119	7,187			
羽咋市	62	487			3,438	3,987	61	510	571
かほく市	9	246			3,158	3,413		235	235
白山市					1,604	1,604			
能美市	1	13			3,137	3,151	9		9
野々市市					1,511	1,511			
川北町					69	69			
津幡町	9	83			3,511	3,603		40	40
内灘町	124	564			2,337	3,025	29	664	693
志賀町	562	2,465	6	5	4,422	7,460	6	3,982	3,988
宝達志水町	12	78			1,782	1,872		148	148
中能登町	56	903			3,367	4,326	1	1,549	1,550
穴水町	387	1,289			1,647	3,323	28	2,475	2,503
能登町	263	984			4,511	5,758	25	3,886	3,911
合計	6,096	18,438	6	5	87,118	111,663	443	36,192	36,635

注記：合計値は、時期等の違いにより、前ページの都道府県別数値と差異がある。
出典：石川県「令和6年（2024年）能登半島地震に関する情報（復旧・復興本部、災害対策本部）【第187報令和7年2月4日14時00分現在】」

石川県内の被害状況



建物倒壊（七尾市）



火災被害（輪島市）



液状化被害（内灘町）

出典：石川県ホームページ「写真で見る被害状況-もっといしかわ 2024 春季号-」より転載

2) ライフライン被害

ライフラインの被害については、発災直後のピーク時において、石川県内で断水が 16 市町で約 11 万戸、停電が約 4 万戸発生し、携帯電話等の通信可能なエリアについては、能登地域 6 市町で被災前の約 30%にまで減少した。なお、電気、通信は令和 6 年 3 月中には概ね復旧し、上水道についても、建物倒壊地域等を除いて同 5 月 31 日までに復旧している。

① 電気

北陸電力送配電株式会社管内において、電柱の倒壊や断線その他により令和 6 年 1 月 1 日に最大約 4 万戸が停電した。北陸電力送配電株式会社では、連日 1,000 人規模や全国の電源車約 850 台のうち約 100 台を集めた体制で対応し、道路啓開の進捗と併せて、優先すべき場所に工事車両、人員を投入して、配電線復旧重点工事、電源車等での代替供給を開始する等により、停電の続く避難所等における早期の停電解消に努め、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き、同 3 月 15 日までに復旧した。

② ガス

今回の被災地域においては、都市ガスは主に石川県金沢市等の都市部に普及しており、特に被害の大きかった能登地域では LP ガスを利用しているケースが多かった。

都市ガスについては、発災当初の段階で液化化の影響による導管被害等により、一部で一時的に供給を停止したものの、令和 6 年 1 月 4 日には、ガス製造事業者や一般ガス導管事業の被害・供給支障については解消した。ガス小売事業（旧簡易ガス）については、住宅崩壊等により復旧困難な場所を除き、同 1 月 10 日までに供給再開している。

LP ガスについては、供給基地や充填所等の設備支障があったものの、別の場所からの代替配送や、各家庭の軒下を含む被災地内の在庫のボンベの活用等により、供給面での支障が生じることはなかった。

③ 上下水道

水道については、石川県を始めとして新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県の 6 県 28 市 7 町 1 村において、最大約 136,440 戸で配水管破損等により断水が生じた。なお、令和 6 年 5 月 31 日をもって、建物倒壊地域等を除き復旧した。

今回の地震では、浄水場・配水池などの基幹施設や基幹管路に被害が生じたことにより、断水の影響が広範囲に及んだとともに、復旧が長期化した。

下水道については、新潟県、富山県、石川県、福井県の 4 県で被害が生じた。下水処理場やポンプ場については、一部の下水処理場において一時的に処理機能が低下したが、速やかに応急対応がされ、必要な処理機能が確保された。管路においては、被災率は 2.3%であった。このうち、仮設管路設置など応急工事が必要となった管路は総延長の 0.1%と限定的であり、被災したほとんどの管路で流下機能が確保されていた。

また、石川県全体で約 4,200 箇所のマンホール浮上が確認された。

④ 通信・放送

停電や光ファイバーの断絶により携帯電話の基地局の稼働停止が発生し、令和6年1月3日には、石川県及び新潟県において、携帯電話事業者4社の合計で839基地局が停波した。特に石川県においては、発災直後8市町において支障エリアが発生し、被害の大きかった能登地域6市町の通信可能なエリアは、支障ピーク時において被災前の約30%まで減少した。携帯電話事業者各社は、移動基地局等を活用して応急復旧を進め、立入困難地点を除き同1月17日までに応急復旧を概ね終えたほか、商用電源の復旧、光ファイバーの張替、基地局の修理等により、本格復旧を進めた。また、通信に支障が生じた地域において、総務省と携帯電話事業者、固定通信事業者の連携により、衛星通信機器を避難所に提供する等、通信を確保する取り組みを実施した。固定電話についても、同2月6日に石川県輪島市の一部を除き、サービスが復旧した。

放送インフラは、地上波テレビ・ラジオが発災当初、商用電源の供給停止によって稼働していた予備電源の燃料枯渇等により一部エリアで停波となった。そのため、被災者が信頼できる情報を入手できるよう、中継局への自衛隊等との連携等による燃料補給、衛星放送を活用したNHK金沢放送局の番組放送、避難所等へのテレビ・アンテナの設置等が行われ、その後の商用電源の復旧もあり、同1月24日には全域で停波が解消した。

また、被災地域はケーブルテレビの依存度が高い状況（能登町96.4%、珠洲市70.1%等）にあるが、令和7年1月31日時点においてもケーブルの断線等により不通となった伝送路の復旧が進められている。

ライフラインの被害状況



液状化による電柱被害
(かほく市)



水道管の被害
(珠洲市)



液状化によるマンホールの浮上
(珠洲市)

出典：石川県ホームページ「能登半島地震アーカイブ震災の記憶・復興の記録」、本市派遣職員撮影写真

3) インフラ被害

① 道路

能登半島の大動脈である国道 249 号を始め、多くの道路に崩落、土砂崩れ、ひび割れ、段差が生じた。特に石川県においては、のと里山海道、国道 249 号、珠洲道路、七尾輪島線等の県管理道路で最大 93 箇所が通行止めとなり（令和 6 年 1 月 5 日時点）、奥能登全体が孤立状態とも呼べるようなアクセスが困難な状態に陥った。多くの道路で通行止め等が発生した能登半島では、被災地に流入する車両が一部の道路に集中することにより、各地で渋滞が発生し、支援物資の運搬や復旧作業の支障となった。また、道路の通行止めにより 33 地区最大 3,345 人（同 1 月 8 日時点）が支援を受けられない孤立状態に陥ったため、孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

国土交通省では同 1 月 2 日から幹線道路の緊急復旧に着手し、地元を中心とした各建設業協会や一般社団法人日本建設業連合会の応援を受け 24 時間体制を構築して緊急復旧作業を順次実施した。特に沿岸部では被災箇所が多数確認されたため、自衛隊と連携し、内陸側・海側の両方からくしの歯状の緊急復旧を進めて 13 方向で通路を確保し、同 1 月 9 日には緊急復旧により半島内の幹線道路の約 8 割が通行可となり、さらに同 1 月 15 日には約 9 割まで進捗した。これらにより、孤立集落は同 1 月 19 日に実質的に解消し、引き続き、国・県・市町が役割分担しながら緊急復旧を実施した。また、同 1 月 23 日には権限代行により国土交通省が石川県に代わり本格復旧を代行することを決定し、復旧を進めた。

石川県内では、道路、河川、砂防、港湾等の県・市町管理の公共土木施設については令和 6 年 6 月時点で、約 3,900 箇所にて被害が確認されている（「石川県創造的復興プラン 令和 6 年 6 月」）。

道路の被害状況



道路崩壊（のと里山海道）
（七尾市）



道路崩壊（のと里山海道）
（七尾市）



道路被害
（輪島市）

出典：石川県ホームページ「能登半島地震アーカイブ震災の記憶・復興の記録」、「写真で見る被害状況-もっといしかわ 2024 春季号-」より転載

I. 能登半島地震の被害状況
2. 石川県の主な被害状況

② 鉄道

発災直後は被災した各県で鉄道の運転が見合わせられたものの、「北陸新幹線」、「ＪＲ北陸線」は、令和６年１月２日から運転を再開、レールのゆがみや支柱の傾斜等が生じた「ＪＲ七尾線（津幡－和倉温泉）」は、同１月１５日から高松－羽咋間、同１月２２日から羽咋－七尾間、同２月１５日から七尾－和倉温泉間で順次運転を再開し、同４月６日に全線で運転を再開した。

レールの損傷、トンネルへの土砂流入、駅の損壊等全線にわたって大きな被害を受け、発災直後から運休した第三セクターの「のと鉄道」七尾線（和倉温泉－穴水）では、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）が現地に派遣され、被災状況調査や事業者に対する技術的助言等の支援を行った。同２月１５日には和倉温泉駅－能登中島駅間で、同４月６日には全線で運転を再開した。

鉄道施設の被害状況



鉄道施設（ホーム）被害
（のと鉄道穴水駅）



亀裂・段差被害
（のと鉄道穴水駅）

出典：石川県ホームページ「能登半島地震アーカイブ震災の記憶・復興の記録」より転載

I. 能登半島地震の被害状況
2. 石川県の主な被害状況

③ 土砂災害・河川・海岸

令和7年1月28日時点において456件の土砂災害の発生（石川県424件、新潟県18件、富山県14件）を把握しており、国管理河川では4河川、県管理河川では113河川で施設の損傷等が確認され、石川県で6河川（14箇所）の河道閉塞等が確認された。国と石川県の連携でTEC-FORCEによる調査や監視カメラの設置等監視体制を構築し、地方公共団体にも監視映像を提供する等警戒避難体制が構築されている。また、土砂災害発生箇所のうち不安定な状態で斜面や溪流に土砂・流木が堆積した箇所は、降雨により二次災害が発生するおそれがあることから、石川県河原田川、町野川及び国道249号の沿岸部において、国により上下流見合いの迂回水路の拡幅や倒木除去・土砂撤去を実施し、上下流と同等程度の通水断面を確保するなどの緊急的な土砂災害対策を実施した。

海岸については、石川県の12海岸において堤防護岸損壊等の施設被災が確認されている。

土砂災害・海岸の被害状況



山腹崩壊（珠州市）



土砂崩れ（能登町）



護岸倒壊（和倉港）

出典：石川県ホームページ「能登半島地震アーカイブ震災の記憶・復興の記録」、「写真で見る被害状況-もったいしかわ 2024 春季号-」より転載

④ 学校

石川県、新潟県、富山県を中心に国立学校 32 校、公立学校 890 校、私立学校 102 校、社会教育・体育・文化施設等 768 件の物的被害があり、一部の学校施設では地盤や基礎の被害が確認されている（令和 6 年 5 月 30 日時点）。特に被害の大きかった石川県内では、県内の公立小中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の約 8 割を超える 292 校で被害が発生した。

休み明けの同 1 月 9 日には、公立学校 86 校が休校（2 月 6 日までに短縮授業やオンライン学習等を活用しつつ、全ての学校で一定の教育活動が再開）し、輪島市や珠洲市、能登町の中学校では金沢市のスポーツセンターや白山市の体験学習施設へ集団避難が実施された（同 1 月 17 日から 3 月 22 日まで）。また、多くの学校が避難所として使用されることとなった。

なお、学びの確保のため、被害の大きかった奥能登地域においては、仮設校舎を建設する等復旧工事が進められている。

学校の被害状況



建物（建物ズレ）被害
（野々市市）



建物（天井落下）被害
（野々市市）



駐車場陥没被害
（能登町）

出典：石川県ホームページ「能登半島地震アーカイブ震災の記憶・復興の記録」より転載

⑤ 医療施設・社会福祉施設

医療施設については、令和 6 年 7 月 30 日時点で石川県内の 19 施設をはじめとする最大 26 施設で被災が確認され、2 病院において倒壊の危険のある建物があることが確認された。また、3 施設で停電、23 施設で断水が発生したが、7 月 30 日時点において石川県内全ての病院の断水は復旧した。被災地における医療体制確保の中心となる能登北部公立 4 病院においては、発災直後から災害派遣医療チーム（DMAT）等による診療・広域避難支援や看護師の応援派遣により、必要な医療支援が行われた。

社会福祉施設については、高齢者関係施設で石川県内の 191 施設を含む 307 施設で被災が確認され、30 施設で停電、161 施設で断水が発生した。障害者関係施設においても、石川県内の 41 施設等最大計 48 施設で被災が確認され、6 施設で停電が、30 施設で断水が発生した。

3. 七尾市の主な被害状況

2(1)～(3)において、石川県を中心とした能登半島地震における被害の状況を取りまとめたが、本市の支援は七尾市を中心に実施し、また後述の「Ⅲ. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証」においては、本市が七尾市に実施した対口支援業務を中心に検証を行っていることから、七尾市の主な被害状況について取りまとめる。

(1) 人的被害

七尾市では、能登半島地震により死者 42 人（うち災害関連死 37 人）、負傷者 37 人（重傷者 34 人、軽傷者 3 人）の人的被害をもたらした。

なお、七尾市の災害関連死の要因のうち、公表されている事例として、下記が挙げられている。

- ・入院中に被災。震災によるショック・ストレスなどにより心不全が悪化。病院施設の被害などにより転院を余儀なくされたが、長時間の搬送により体力が急激に低下し、亡くなった。
- ・自宅で被災し、震災のストレスに加え道路状況の悪い被災地での勤務により心身に負荷がかかり急性心筋梗塞で亡くなった。
- ・自宅で被災後、車中泊などの避難生活で心身に負荷がかかり、不整脈で亡くなった。

人的被害の状況（七尾市内）

自治体			行方 不明者	負傷者			合計
	死者	うち災害 関連死		重傷	軽傷	小計	
	人	人	人	人	人	人	人
七尾市	42	37		34	3	37	79

出典：非常災害対策本部「能登半島地震に係る被害状況等について（令和 7 年 1 月 28 日 14 時 00 分現在）」、石川県「令和 6 年（2024 年）能登半島地震に関する情報（復旧・復興本部、災害対策本部）【第 187 報令和 7 年 2 月 4 日 14 時 00 分現在】」

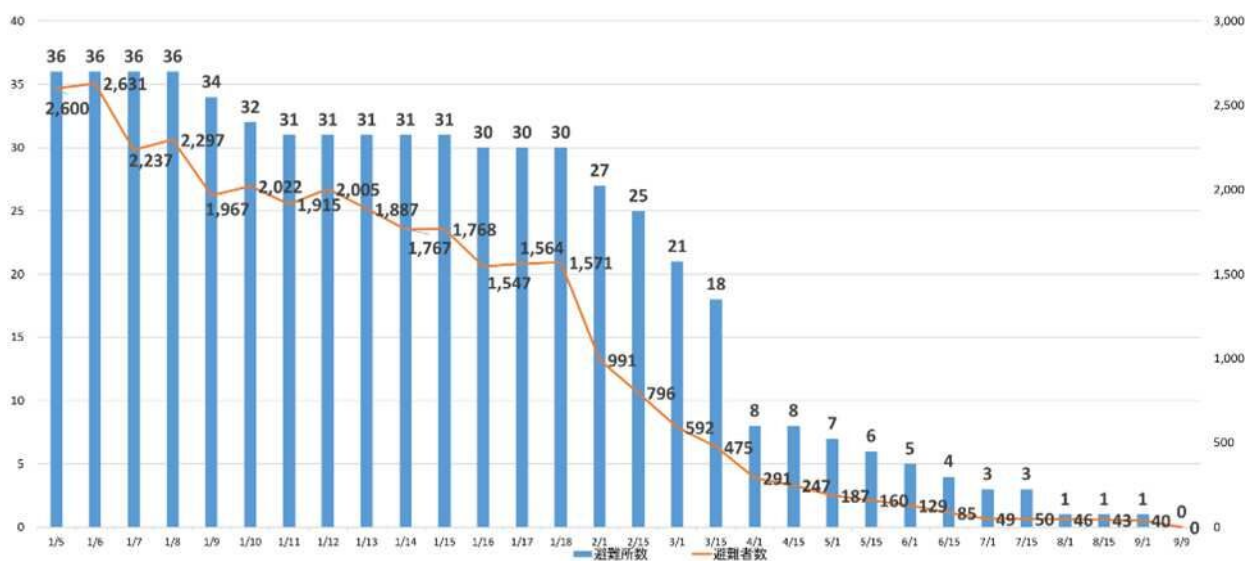
(2) 避難者・避難所数の推移

七尾市では、令和6年1月6日時点で最大2,631人の避難者が発生した（同9月8日に0人となる）。市内の避難所は、令和6年1月5日時点で36箇所開設され、1月25日時点の39箇所がピークとなっている（9月8日で全て閉鎖）。

なお、それ以外に自主的に開設された避難所もあり、自主避難所へ避難した正確な数は把握できていないが、併せて3,000人以上の住民が避難したと推測されている。

また、市内の仮設住宅は、令和7年2月3日現在で13箇所、総戸数575戸建設され、557世帯（1,191人）が入居している。

避難者・避難所数の推移（七尾市内）



注記：グラフ中の数字は、月末時点のもの。

出典：七尾市資料より作成

(3) 物的被害

1) 建物被害

前述（P.7～8 参照）のとおり、七尾市では住家被害において、全壊棟数は輪島市、珠洲市、志賀町に次ぐ棟数を記録し、半壊棟数は最も多くなっている。

和倉温泉では建物が大きく傾斜するなど旅館が被災したほか、市内の登録有形文化財でも被害（全壊）が発生している。

七尾市内の建物被災状況



和倉温泉旅館被害（建物が大きく傾斜）



1 階部分が倒壊し潰れた店舗



被害が大きかった地域
（赤紙が貼られた家屋）



国登録有形文化財（高澤ろうそく店）の被害

出典：七尾市提供資料、本市派遣職員撮影写真

2) ライフライン被害（上下水道）

水道については、県水の送水が停止したことや浄水場・管路など水道システム全体が被害を受けたことにより、市域の広範囲が断水となった。

また、下水道については、下水管のたるみなどの管路被害や、液状化によるマンホールの浮上が見られた。

七尾市内のライフライン被害状況（上下水道）



【水道】 浄水場内の土砂崩壊



【下水道】 液状化によるマンホール浮上

出典：本市派遣職員撮影写真

3) インフラ被害（道路・鉄道）

石川県全域では、最大 93 箇所が通行止めとなり奥能登へのアクセスが途絶状態に陥るなかで、七尾市においても、のと里山海道、国道 249 号等の県管理道路を始め、市道において被害が発生した。令和 6 年 1 月 12 日現在での市内道路状況（国道、県道、市道）は、全線通行止め 71 箇所、一部通行止め 53 箇所、規制箇所 37 箇所、解除箇所 85 箇所であった。市道の通行止め等は、令和 7 年 2 月 3 日現在で、17 箇所（通行止め 15 箇所、片側通行 2 箇所）となっている。

また、奥能登などの被災地へ向かう車両が一部の道路に集中することにより、市内でも渋滞が発生した。

七尾市内の道路被害状況



能登島にかかる「ツインブリッジのと」の被害

出典：七尾市提供資料

II. 本市の被災地支援状況

1. 本市の被災地支援活動の概要

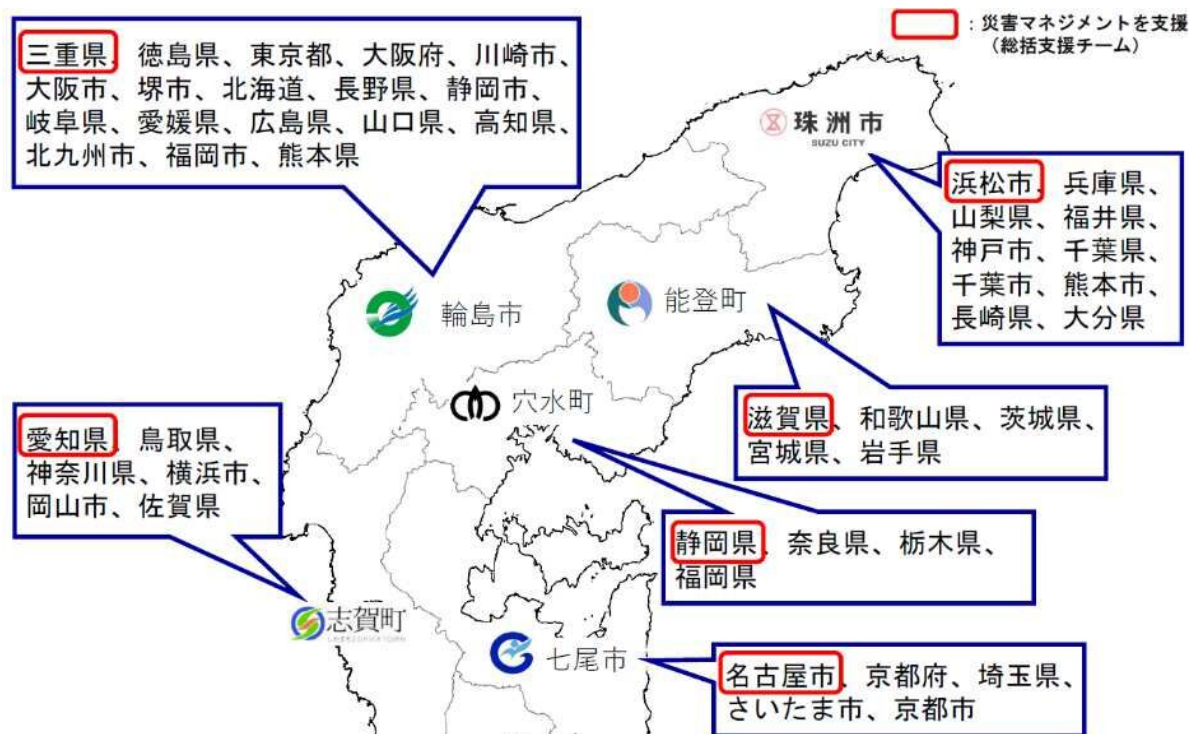
(1) 本市の初動対応と派遣先の決定

今回の能登半島地震における本市の初動では、令和6年1月1日16時10分に発生した地震によって、本市内において震度4を観測したことから16時12分をもって名古屋市災害警戒本部を設置し、配備種別は第1非常配備を発令し本市の被害状況を確認していた。それと同時に、最大震度7を石川県能登地方で観測したため、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（以下、指定都市市長会行動計画）に基づき、本市を含む各指定都市及び指定都市市長会事務局は準備体制に移行し、被災地の情報収集を開始した。なお、本市では市内での被害は無かったことから、21時30分にすべての部において非常配備を解除し名古屋市災害警戒本部を廃止した。

翌1月2日9時18分頃、指定都市市長会行動計画の中部ブロック幹事市である浜松市から、現地支援（連絡）本部を設置するため、同日中に浜松市から石川県庁へリエゾンを派遣すると連絡があり、指定都市市長会として今後名古屋市に対し石川県内市町への総括支援チームの派遣等支援を要請する可能性がある事も伝えられた。12時30分には指定都市市長会事務局から連絡があり、国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づき中部ブロック内支援として名古屋市から総括支援チームを石川県七尾市へ派遣できないかと要請があったため、これを承諾した。同日14時には派遣する3名（うち災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員 各1名）を決定し、翌1月3日8時55分に本市を出発、14時02分に七尾市役所へ到着し、支援活動を開始した。

なお、指定都市市長会行動計画も並行して適用されており、同日中に対口支援先についても石川県七尾市に決定された（次ページ参照）。

能登半島地震における総括支援・対口支援の状況



(2) 支援の概要と枠組み

1) 応急対策職員派遣制度

平成 28 年に発生した熊本地震を踏まえ、総務省が創設した大規模災害時における全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣する仕組みである。

支援の内容としては主に 2 つあり、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームの派遣と、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援する対口支援チームの派遣がある。

① 総括支援チーム

総括支援チームは、被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することが役割として位置づけられ、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を行う。

総括支援チームの構成員として、災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験等を有する者と定義される災害マネジメント総括支援員と、避難所運営業務や罹災証明の交付業務等の災害対応業務に関する知見を有する者の災害マネジメント支援員がいる。なお災害マネジメント総括支援員の略称は GADM（ギャドム）＝General Adviser for Disaster Management としている。



② 対口支援チーム

「対口支援方式」とは、被災市区町村を 1 対 1 で担当する団体が、自己完結的に支援を行う方式。「カウンターパート方式」とも呼ばれている。対口支援とは被災自治体と支援側自治体が一対一で関係を結び、各種の支援をその自治体同士で行うマンパワーの支援である。主な業務としては、避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援がある。

この対口支援は、平成 20 年に発生した中国・四川大地震の際に注目され、中国政府によって指定された各省が被災した各県を一つずつ支援していく仕組みでその結果、迅速な復興に大きな役割を果たした。この仕組みは中国では 1970 年代末から行われていたものであり、「対口」とは中国語でペアを意味している。

日本では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)から使われ始めた。

2) 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画とは

東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めている。

これにより、広域・大規模災害において、指定都市は、行動計画に基づき連携して行動することとなるが、その一方で、都道府県は、全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき連携して行動するため、支援の重複や齟齬が生じる可能性がある。そこで、そのような重複や齟齬を生じさせず、効果的かつ効率的な支援が行われるよう、対口支援の調整等を行い、異なる支援の枠組みを連動・連携させるためのプラットフォームが、応急対策職員派遣制度である。

この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うこととしている。

〔 応援団体決定までの流れ 〕



II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

(3) 主な支援内容

番号	業 務 名	派遣所属
①	総括支援	防災危機管理局
②	避難所運営マネジメント	防災危機管理局
③	避難所運営支援	各局区室
④	被災者生活再建支援窓口	各局区室
⑤	建物被害認定調査	財政局
⑥	罹災証明書発行関係	各局区室
⑦	公費解体関係	環境局、各局区室
⑧	公衆衛生看護活動	健康福祉局
⑨	応急仮設住宅関係	住宅都市局、各局区室
⑩	教育委員会事務局勤務の教員の派遣	教育委員会事務局
⑪	緊急消防援助隊	消防局
⑫	応急給水、水道復旧支援	上下水道局
⑬	下水道復旧支援、被害状況調査	上下水道局

①総括支援

派遣所属	防災危機管理局
主な活動場所	七尾市防災交通課 等
派遣期間	令和6年1月3日～6月21日
延べ派遣人数	54名
主な活動内容	七尾市長への助言、幹部職員との調整、七尾市の被害状況や応援職員ニーズ調査等を実施



応援自治体との調整



自衛隊との調整

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

②避難所運営マネジメント	
派遣所属	防災危機管理局
主な活動場所	七尾市福祉課、七尾市内避難所 等
派遣期間	令和6年1月9日～3月31日
延べ派遣人数	28名
主な活動内容	各避難所の派遣職員人員調整、避難所のニーズ把握、被災自治体との連絡調整、本市派遣職員への指揮等を実施



避難所管理者との調整



避難所状況の可視化

③避難所運営支援	
派遣所属	各局区室
主な活動場所	七尾市内避難所
派遣期間	令和6年1月15日～5月31日
延べ派遣人数	474名
主な活動内容	避難所の状況把握や市本部への報告、避難所巡回、避難者の健康管理、物資の受入れや配布等を実施



段ボールでの間仕切り設置



炊き出しの手伝い

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

④被災者生活再建支援窓口	
派遣所属	各局区室
主な活動場所	七尾市内総合窓口（パトリア）
派遣期間	令和6年2月4日～5月31日
延べ派遣人数	37名
主な活動内容	総合窓口における来庁舎の振り分けや被災者生活再建支援金の申込受付業務・相談対応等を実施
 申込内容の相談対応  総合支援窓口での受付	

⑤建物被害認定調査	
派遣所属	財政局
主な活動場所	七尾市税務課（ミナ.クル）、七尾市内一円
派遣期間	令和6年1月11日～6月18日
延べ派遣人数	235名
主な活動内容	被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の被害の程度を認定する調査を実施（一次調査、二次調査）
 タブレット端末を用いた調査  調査の実地研修	

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

⑥罹災証明書発行関係	
派遣所属	各局区室
主な活動場所	七尾市税務課（ミナ.クル）
派遣期間	令和6年4月4日～6月18日
延べ派遣人数	153名
主な活動内容	被災者生活再建支援システムへの申請内容の登録作業や問合せへの電話応対、罹災証明書の発行・発送等を実施
 申請内容のシステム入力  コールセンター対応	

⑦公費解体関係	
派遣所属	環境局、各局区室
主な活動場所	七尾市環境課、税務課
派遣期間	環境局 令和6年2月29日～3月29日 各局区室 令和6年4月4日～6月3日
延べ派遣人数	80名
主な活動内容	申請の相談・受付、申請書類の確認、非住家建物の被災状況の調査や、調査結果の登録作業等その他関連する事務を実施
 申請内容のシステム入力  非住家建物の被災状況の調査	

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

⑧公衆衛生看護活動	
派遣所属	健康福祉局
主な活動場所	七尾市健康推進課、七尾市内避難所 等
派遣期間	令和6年1月9日～3月10日
延べ派遣人数	36名
主な活動内容	被災住民の医療・保健等のニーズの把握、避難所巡回による被災住民の健康相談、感染症対策、在宅避難者への家庭訪問による健康支援、七尾市健康推進課への助言等を実施
 日本赤十字社との打合せ  避難者の健康観察	

⑨応急仮設住宅関係	
派遣所属	住宅都市局、各局区室
主な活動場所	七尾市都市建築課 等
派遣期間	令和6年4月4日～5月31日
延べ派遣人数	4名
主な活動内容	申込受付業務・相談対応や入居者の管理等を行ったほか、仮設住宅を訪問し、ニーズ調査等を実施
 総合支援窓口での受付  建設された仮設住宅	

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

⑩教育委員会事務局勤務の教員の派遣	
派遣所属	教育委員会事務局
主な活動場所	七尾市内小学校
派遣期間	令和6年2月5日～3月22日
延べ派遣人数	14名
主な活動内容	特別支援学級又は通常学級において個別に配慮を要する児童への支援等を実施
 登下校時の安全指導  自衛隊と一緒に鬼ごっこ	

⑪緊急消防援助隊	
派遣所属	消防局
派遣根拠	消防庁長官による出動指示（消防組織法第44条第5項）
主な活動場所	輪島市内一円
派遣期間	令和6年1月1日～2月21日
延べ派遣人数	935名
主な活動内容	安否確認、倒壊家屋の要救助者の検索救助活動及び地水利調査並びに救急車、航空機による負傷者等の搬送活動、輪島市中心部における大規模火災現場での検索活動、土砂災害現場での検索活動を実施
 火災現場での検索活動  倒壊家屋での救助活動・住民の安否確認	

II. 本市の被災地支援状況
1.本市の被災地支援活動の概要

⑫応急給水、水道復旧支援	
派遣所属	上下水道局
派遣根拠	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定
主な活動場所	七尾市、珠洲市、輪島市 等
派遣期間	令和6年1月1日～7月10日
延べ派遣人数	690名
主な活動内容	被害状況調査、応急復旧、給水車や仮設給水タンクによる応急給水、水道施設の復旧支援、災害査定調整等を実施
  給水車による応急給水 送水管の漏水修理	

⑬下水道復旧支援、被害状況調査	
派遣所属	上下水道局
派遣根拠	下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）、下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ルール）
主な活動場所	七尾市、珠洲市 等
派遣期間	令和6年1月5日～5月10日
延べ派遣人数	298名
主な活動内容	下水道施設の復旧支援、下水管きょ等の被害状況調査等を実施
  下水仮設圧送管の布設 下水本管内のカメラ調査	

Ⅲ. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証

1. 検証の概要

(1) 検証の目的

本市はこれまで、災害対策実施計画等に基づき、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に災害対策に取り組んできたところであるが、今回の能登半島地震により、能登地方を中心に甚大な被害が発生したことから、本市は延べ 3,000 人以上を派遣した現地での活動を通じて、数多くの気づきや教訓を得ることができた。

また、本市はこれまでも東日本大震災や熊本地震などにおいて支援活動を行ったが、そこからも様々な教訓を得て、それらを踏まえて災害対策を行っている。

近年、大規模な地震災害を経験していない本市において、これらは大変貴重なことである。災害に立ち向かうには、日頃より災害対策を着実に進めることは当然だが、過去の災害の教訓や経験から学び、それらを活かすことは、本市の災害対策をより充実させることとなる。

そこで、本検証は、支援活動から浮き彫りとなった課題や、被災地で見えた課題等について検証を行い、本市の大規模地震に向けた備えを改めて確認するなどし、今後の本市の災害対策を充実・強化することを目的とする。

Ⅲ. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証

1. 検証の概要

(2) 検証対象業務

今回の検証の対象とする業務は、本市が石川県七尾市に実施した主な支援業務を中心とする、以下の業務とした。

なお、支援業務以外からも様々な課題を得ることができたことから、「その他」を設けて検証を行うこととする。

また、下記「15 緊急消防援助隊」、「16 上下水道復旧」については、それぞれ消防局、上下水道局において独自に検証された主な内容を掲載する。

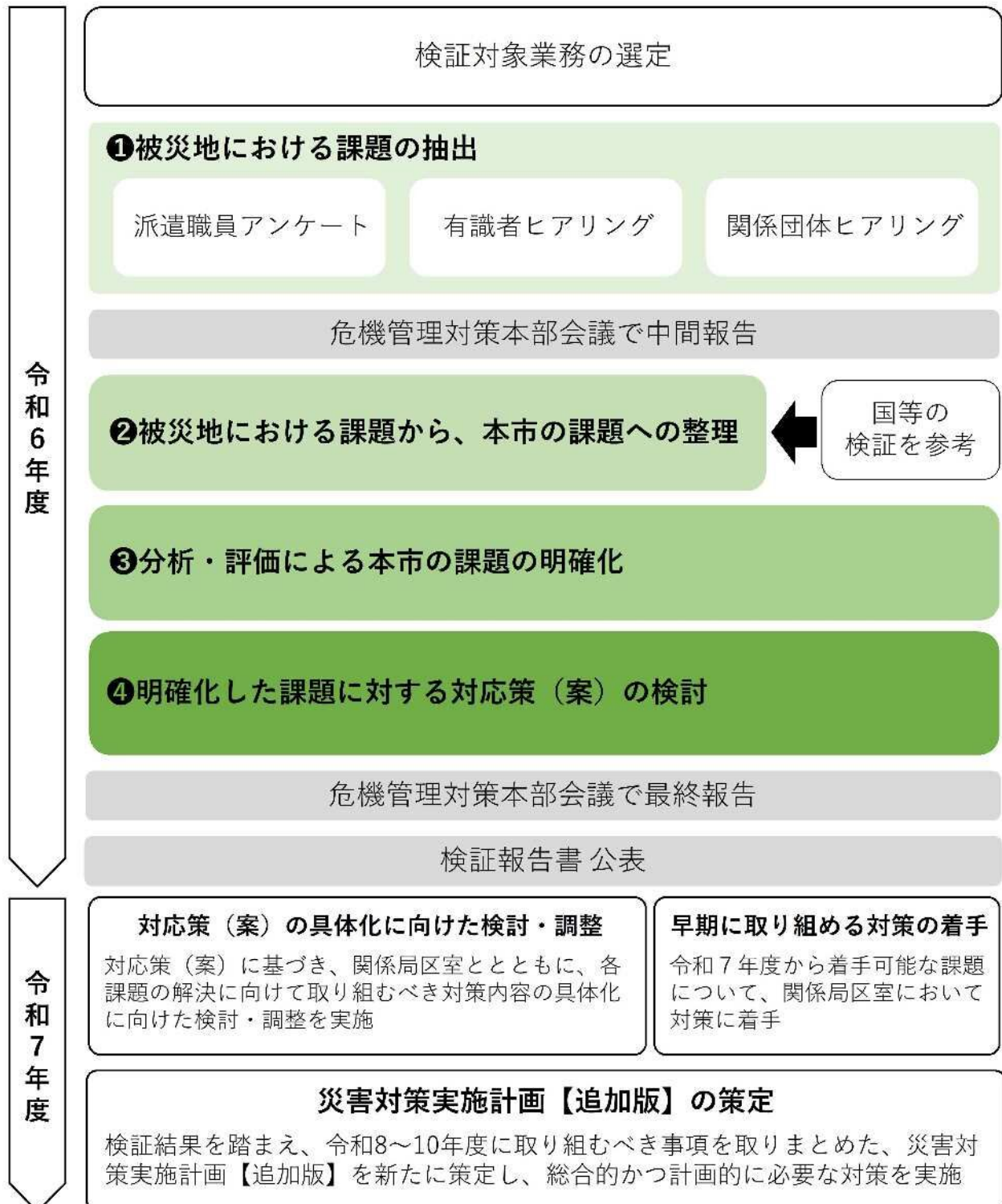
検証対象業務一覧

区分	業務名	主な所管局室
主な支援業務	1 総括支援	防災危機管理局
	2 避難所運営支援	防災危機管理局
	3 被災者生活再建支援金関係	防災危機管理局、健康福祉局
	4 建物被害認定調査	財政局
	5 罹災証明書発行関係	スポーツ市民局
	6 公費解体関係	環境局
	7 公衆衛生看護活動	健康福祉局
	8 応急仮設住宅関係	住宅都市局
	9 教育委員会事務局勤務の教員の派遣	教育委員会事務局
その他	10 災害対策本部運営	防災危機管理局
	11 受援・他機関連携	防災危機管理局
	12 広報・広聴	防災危機管理局、市長室、スポーツ市民局
	13 物資	防災危機管理局、健康福祉局
	14 その他	関係局室
参考	15 緊急消防援助隊	消防局
	16 上下水道復旧	上下水道局

(3) 検証の方法

本検証は、以下のフローのとおり実施する。

なお、各項目については、「2. 検証の詳細」にて述べる。



令和8年度以降
災害対策実施計画に基づき、災害対策をより一層加速化

2. 検証の詳細

(1) 被災地における課題の抽出

「1) 派遣職員アンケート」、「2) 有識者ヒアリング」、「3) 関係団体ヒアリング」を実施し、検証対象業務について、被災地における課題を抽出した。

1) 派遣職員アンケート

下記の対口支援の業務に従事した全職員を対象に、支援を通じて課題と感じた事、改善した方が良かった事、現場で市民から聞いた要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。

アンケート調査概要

目 的	能登半島地震を踏まえ、避難所における生活環境・要配慮者の避難対策等今回の被災地応援に係る活動で見えてきた課題や問題点を整理し、本市の大規模地震に向けた備えを改めて検証する。
対 象	能登半島地震における検証対象業務に従事した派遣職員
調査方法	LoGo フォームを利用したウェブ上のアンケート
調査内容	● 派遣状況（従業務、派遣時期、過去の被災地派遣経験の有無等） ● 派遣業務全般の課題（従事日数、引継ぎ時間、連絡体制、宿泊施設、勤務地への移動手段、資器材等） ● 従業務に関する業務内容及び工夫があった点、課題等 ● 対応に苦慮した事例 ● 市民から受けた質問や要望、苦情等 ● 被災地派遣の経験を踏まえて実施すべきと思う防災施策 ● その他
回収数	配布数：960 件 回収数：866 件（90.2%） 【回答内訳】 ● 避難所運営支援 502 件 ● 被災者生活再建支援金関係 54 件 ● 建物被害認定調査関係 169 件 ● 罹災証明書等発行関係 32 件 ● 公費解体関係 76 件 ● 公衆衛生看護活動 18 件 ● 応急仮設住宅関係 5 件 ● 教育委員会事務局勤務の教員の派遣 10 件

2) 有識者ヒアリング

地域防災や防災情報、地震対策を専門としている大学関係者や研究員、今回の能登半島地震など全国各地で災害ボランティアに取り組んでいる NPO の方に、広く様々な意見を求めるため、下記の方々にヒアリングを行った。

有識者ヒアリング先（順不同）

所 属 等	氏 名	主なヒアリング事項
京都府立大学 准教授	荒木 裕子	被災者支援 地域防災
国立研究開発法人 防災科学技術研究所 研究員	宇田川 真之	防災情報 物資
NPO 法人 レスキューストックヤード 常務理事	浦野 愛	避難所運営 災害ボランティア
名古屋大学 名誉教授	福和 伸夫	建築物の耐震対策 受援・応援・他機関連携

3) 関係団体ヒアリング

能登半島地震の被災自治体や、本市とともに七尾市の対口支援を行った政令指定都市、あるいは七尾市で最も多くの被災者が避難生活を送った避難所の管理者や、実際に七尾市の避難所で支援活動を行った団体の方に、被災地で経験した事や課題と感じた事、あるいは改善した方が良かった事などについてヒアリングを行った。

関係団体ヒアリング先（順不同）

団 体 名	主なヒアリング事項
石川県庁、七尾市役所（被災自治体）	各種災害対応 受援・他機関連携
京都市役所、さいたま市役所（応援自治体）	応援・他機関連携
矢田郷地区コミュニティセンター（七尾市避難所）	避難所運営
一般社団法人こども女性ネット東海（支援団体）	避難所運営 災害ボランティア

(2) 被災地における課題から、本市の課題への整理

(1)で抽出した被災地における課題について、本市の人口規模や立地条件、防災施策の進捗状況、南海トラフ地震の発生が危惧されていること等を踏まえて検討し、本市の課題として整理した。

なお、本市が検証を進めている中、令和6年11月に、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」より、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が公表され、国の省庁のみならず、地方公共団体として考慮すべき課題等が整理された。また、その他被災自治体や支援自治体などにより、対応の検証等が行われていることから、本市の課題としての整理にあたり、それら国などの検証も参考とした。

(3) 分析・評価による本市の課題の明確化

(2)で整理された本市の課題について、本市の対応状況（各種計画や、各種マニュアル、各災害対策の進捗状況等）に照らして一つひとつ丁寧に分析し、定性的な評価（評価区分は下表のとおり5段階とした。）を行い、今後本市として対応しなければならない課題として明確化した。

なお、明確化した課題は、評価において、「対応中、要拡充、要見直し、新規（未対応）」となったものである。

評価区分について

評価区分	評価内容
対応済	これまで行ってきた災害対策により、検証で明確となった課題に対して、対応が完了している。
対応中	現在行っている災害対策を推進することで、検証で明確となった課題に対して対応が完了する見込みである。
要拡充	現在行っている災害対策では、検証で明確となった課題に対して対応を完了できないため、現在の方向性は保ちつつ、内容を拡充して対策を実施する必要がある。
要見直し	現在行っている災害対策では、検証で明確となった課題に対して対応を完了できないため、内容の見直しや転換等が必要である。
新規（未対応）	検証により新たな課題が確認されたため、新規事業や体制確保の取り組み等、新たな災害対策が必要である。

(4) 明確化した課題に対する対応策（案）の検討

(3)で「対応中、要拡充、要見直し、新規（未対応）」と評価した課題について、対応策（案）を検討する。検証対象業務ごとに関係局室と連携し、今後本市として実施すべき対応の方向性や実施を予定している内容等を踏まえて検討し、対応策（案）として取りまとめた。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

本章では、前述の手法により実施した検証の結果を整理する。

検証対象業務ごとに整理された課題を、各課題の内容を勘案し分類を行った。そして、その分類ごとに検証結果を取りまとめた。

検証結果としては、最初に“課題”として、本市から被災地へ派遣した職員に実施したアンケートの膨大な調査結果や、有識者や関係団体へのヒアリング結果等の内容を丁寧に確認し、「抽出した被災地における課題」として取りまとめた。そして、この課題を本市の現状を踏まえて検討し、「本市の課題」として整理した。

次に、“評価・対応策（案）”として、整理した本市の課題を、現在本市が行っている各種災害対策等の「本市の対応状況」に照らして分析し、評価を行った。この評価により、「対応中、要拡充、要見直し、新規（未対応）」となったものが、今後対応しなければならない「本市の課題」として明確化したものである。この明確化した課題それぞれに、対応策（案）を取りまとめ、示している。

なお、前述（P. 30 参照）のとおり、「15 緊急消防援助隊」、「16 上下水道復旧」については、それぞれ消防局、上下水道局において独自に検証された主な内容を掲載している。

（参考）検証結果の見方

1. 総括支援

検証対象業務名

【課題の分類：応援全般、総括支援、後方支援】

(1) 課題

1) 応援全般

分類項目

事項名	抽出した被災地における課題
① ● ● ●	・ ……。

被災地における
課題を要約した
事項名

本市から被災地へ派遣した職員へのアンケート調査や、有識者や関係団体へのヒアリング等から課題や改善点などを広く収集し、「抽出した被災地における課題」として取りまとめた

(2) 評価・対応策（案）

1) 応援全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
① ● ● ●	・ ……。	対応済 ～ 新規 (未対応)	・ ……。

整理した
本市の課題の
事項名

整理した本市の課題を、現在本市が行っている各種災害対策等の「本市の対応状況」に照らして分析し、評価を行った

「対応中、要拡充、要見直し、新規（未対応）」と評価され明確化した課題の「対応策（案）」

1. 総括支援

【課題の分類：応援全般、総括支援、後方支援】

(1) 課題

1) 応援全般

事項名	抽出した被災地における課題
① 応援職員間の情報共有ツールの確保	・総括支援や対口支援に従事した一部職員には、公用携帯電話を持たせたものの、スマートフォンではないフィーチャーフォンであり、基本的に連絡は電話機能により行うこととなったため、画像や文字メッセージでのやり取りが難しく、また、各種アプリも活用できない状況であったため、派遣職員間や後方支援を担う職員との意思疎通が不十分であった。
② 派遣職員候補の事前指定	・本市で、災害マネジメント総括支援員・支援員に登録している職員は一覧化しているものの、避難所運営支援、罹災証明書等の交付などの経験を有する職員を一覧化していないために、できる限り業務経験を有する職員を派遣することが望ましい発災初期における職員の経験を把握することに時間を要した。
③ 女性職員の被災地派遣	・女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なり、避難所等での女性の視点からのニーズの把握や環境改善のためには、女性職員も現場に派遣することが望ましいものの、今回の災害では、派遣職員のほとんどが男性となった自治体も多かった。

2) 総括支援

事項名	抽出した被災地における課題
④ 総括支援員等の確保	・派遣期間が長期化したことに伴い、総括支援員や支援員として登録されている職員だけでは対応が困難となり、災害対応経験がない職員も被災地に派遣することが必要となった。
⑤ 過去の支援活動におけるノウハウの整理	・被災地で調整すべき業務の概要等は、総括支援員の研修等を通じて理解していたものの、実際に被災地で活動する際における調整のノウハウが整理された資料等がなく、派遣職員の経験に頼ることが多かったため、関係者との調整に苦慮した。
⑥ 初動期における総括支援チームの人員拡充	・初動期において、総括支援チームとして派遣された職員は、災害対応に関する助言、応援職員のニーズ把握など、災害マネジメント全般を支援する必要がある。 ・しかし、総括支援チームの人員が少なかったことや、対口支援業務に精通した職員が十分に同行していなかったことから、建物被害認定調査、罹災証明書交付など、個々の分野におけるニーズの把握や連絡調整が困難だった。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
1.総括支援

3) 後方支援

事項名	抽出した被災地における課題
⑦被災地支援活動における車両の確保	・積雪地帯での活動にもかかわらず、本市の公用車はスタッドレスタイヤを装備していなかったことにより活用できなかった。
⑧派遣職員の宿泊施設の確保	・発災当初から多くの応援地方公共団体職員、復旧事業者、ボランティア等の支援者が被災地に入ったものの、被災地ではホテル・旅館等も大きな被害を受け、宿泊施設の確保が困難だった。
⑨派遣職員の活動用の資器材の確保	・総括支援チームは発災直後から派遣されるにも関わらず、資器材（非常食、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止用インソール等）が事前に十分に準備されていなかった。
⑩防災部局と人事部局の連携不足	・防災危機管理局と総務局の連携や役割分担が不十分で、人事労務等（各局区室の人員の調整、給与及び勤務条件の調整や制度改正等）の調整に時間を要した。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
1.総括支援

(2) 評価・対応策（案）

1) 応援全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①応援職員間の情報共有ツールの確保	・公用携帯電話を貸与するほか、個人所有のモバイル端末にてアプリ「LoGoチャット」を活用して連絡	要拡充	・ 公用携帯電話の調達にあたって、アプリ（LoGo チャット、LINEWorks 等）がインストール可能なモバイル端末を発災時に調達できるよう、災害協定先と調整 ・ 他の通信事業者にも協定拡充を検討
②派遣職員候補の事前指定	——	新規 (未対応)	・ 各局区室において、避難所運営支援、罹災証明書の交付及び建物被害認定調査の業務等における過去の被災地支援等での経験の有無を把握し、リスト化
③女性職員の被災地派遣	・ 総括支援員や支援員に、女性職員を登録 ・ 発災直後の厳しい生活環境の時期を除けば、宿泊部屋等の確保等、女性職員が勤務する環境を整えた上で、女性職員を派遣	要拡充	・ 総括支援員、支援員の女性職員の登録を促進

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

1.総括支援

2) 総括支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④総括支援員等の確保	・防災危機管理局職員を中心に、総括支援員等を登録（総括支援員 9 人、支援員 25 人、令和 7 年 1 月末時点）	対応中	・総務省主催の研修の受講を拡充するなどして、災害マネジメント総括支援員等の登録増を実施
⑤過去の支援活動におけるノウハウの整理	・東日本大震災や熊本地震、令和元年東日本台風など、本市の支援活動記録集を作成	要拡充	・能登半島地震での総括支援チームの活動日報、総括支援員として派遣された職員へのヒアリング結果を整理・周知 ・能登半島地震記録誌を作成
⑥初動期における総括支援チームの人員拡充	——	新規（未対応）	・個々の業務を所管する局の職員を含めた総括支援チームとしての派遣について検討

3) 後方支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦被災地支援活動における車両の確保	・現在、防災危機管理局の公用車は、スタッドレスタイヤ、チェーンにより対応可	対応済	——
⑧派遣職員の宿泊施設の確保	・旅行会社 3 社と「大規模災害における名古屋市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定」を締結	対応済	——

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

1.総括支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑨派遣職員の活動用の資器材の確保	——	新規 (未対応)	・総括支援チームが派遣されるのに必要な資器材をリスト化し、事前に調達 ・あらかじめ支援が想定される業務（避難所運営支援、建物被害認定調査等）についても、必要な資器材をリスト化
⑩防災部局と人事部局の連携不足	——	新規 (未対応)	・人事労務調整等の被災地域支援本部の事務局の対応について、防災危機管理局と総務局で検討

2. 避難所運営支援

【課題の分類：運営全般、要配慮者・女性への配慮、生活環境の確保、衛生管理、食事、その他】

(1) 課題

1) 運営全般

事項名	抽出した被災地における課題
①避難者名簿の作成・管理	・紙ベースで避難者名簿を作成したことにより、避難者情報の把握や共有に遅れが生じたほか、名簿情報のデータ化にも時間を要することになり、災害対策本部において、避難者に関する情報収集に遅れが生じた。 ・避難所や入浴施設で被災者に Suica を配布（東日本旅客鉄道（株）の協力）し、タッチ機能を活用し、被災者自らの情報提供による状況把握により、情報収集する手法が石川県で取られた。
②収容人数以上の避難者への対応	・観光客や帰省者など市民以外の方々も避難所に殺到したことで、名簿管理が混乱し、物資・避難スペースが不足した。
③施設管理者との調整	・施設管理者（施設の指定管理者、学校の教頭等）との調整にあたり、施設内設備をどこまで使用できるか、運営者・管理者・市職員の業務の棲み分けや連絡方法等に関する確認が不十分で、対応に苦慮した。
④避難所運営に必要な資器材不足	・避難所運営に必要なマニュアルや各種事務用品等（筆記用具、養生テープ等）が不足した。
⑤避難生活のルール徹底	・避難所における基本的な生活ルールが徹底されておらず、発災初期は不安定な運営体制となっている避難所もあった。
⑥避難所における広報不足	・被災者支援制度に関する広報が十分にされていなかったり、チラシが多く重要な情報が他の情報に埋もれてしまうなど、避難所内における広報内容が不足したり、広報方法が整理されていなかった。
⑦避難所における通信障害	・広域の通信障害に伴い、避難者の安否確認や支援者同士の連絡調整の困難、県や市町への情報提供の遅延等、様々な活動に支障が生じた。
⑧避難所運営への女性参画	・避難所の運営は男性が多く、なかなか女性の意見が届かなかったり、炊き出しは主に女性が担当するなど、役割が固定化されていた。
⑨避難所の集約・閉鎖の遅れ	・避難所集約や閉鎖に関するロードマップや考え方に関する事前整理が十分にされていないことにより、避難所の集約や閉鎖に遅れが生じた。

2) 要配慮者・女性への配慮

事項名	抽出した被災地における課題
⑩要配慮者への対応方法の整理	・要配慮者の特性に応じた対応方法や、配慮すべき事項等が共有されておらず、対応できる職員や運営者も十分いなかった。
⑪避難者の健康管理	・特に高齢者など、避難生活によって運動量が低下し、身体機能が低下するケースや、心身の不調を訴えるケースへの対応が不十分だった。
⑫男女別の更衣室等の確保	・男女別の更衣室やシャワー室、授乳室等が確保されていない避難所や、プライバシーを確保するための間仕切りが設置されていない避難所があった。
⑬女性向け物資の配布・管理	・女性向け物資の配布・管理を男性が行ったり、通常の物資と一緒に置かれたりするほか、下着等はサイズが限定的で特に高齢女性には使いにくく、生理用品は多くあったものの種類が十分でなかった。

3) 生活環境の確保

事項名	抽出した被災地における課題
⑭居住スペースの確保	・発災当初は過密な状態での雑魚寝を余儀なくされたほか、一人当たりの居住スペースが狭く、簡易ベッドやパーティション等を設置できないケースがあった。
⑮キッズスペースの確保	・災害時において子どもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、子どもの心の回復の観点や親の負担軽減のため、非常に重要であるが、子どもが安心して遊べる十分なキッズスペースが確保されていなかった。
⑯簡易ベッドやパーティション等の確保	・簡易ベッドやパーティションは、避難所開設後直ちに必要になる一方で、民間の流通が少なく、調達にも時間を要した。
⑰空調設備の不足	・避難所となっている体育館に空調設備が整備されておらず、季節に応じた良好な生活環境を保つことが難しかった。
⑱入浴機会の確保	・水道が大きく被害を受け、生活用水の確保が困難となる中、特に断水が長期化した場合の入浴の準備が不十分で、発災後一定期間後には自衛隊等による入浴支援が行われたものの、入浴機会の確保に課題があった。
⑲警備体制の確保	・発災当初は市職員が24時間滞在しているのみだったため、警備のノウハウを持つ職員がおらず、防犯面で不安の声が挙がっていた。 ・避難所における置引などが発生した。

4) 衛生管理

事項名	抽出した被災地における課題
⑳衛生環境の確保	・発災直後に、居住スペースに土足で立ち入る人がいたり、清掃が十分に実施されていなかったりするなどの衛生面での問題が見られた。
㉑感染症対策の徹底	・インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルスなど、避難所内で感染症が発生した際の隔離方法の確立や、消毒手段・備品の確保等がされていなかった。
㉒災害用トイレの確保	・断水に伴いトイレが不足し、仮設トイレの調達にも時間を要したほか、初動対応において有効な携帯・簡易トイレについては、自治体で必要量が備蓄されていなかった。 ・外部調達された仮設トイレについても、和便器、照明なし、男女共用、段差など、利便性と安全性に課題があった。
㉓バキュームカーの調達	・経済産業省などの調整により、仮設トイレは調達できても、被災自治体においてバキュームカーを調達することが難しかった。
㉔生活ごみへの対応	・避難所内で排出されたごみの出し方や、ごみ収集場所、回収までの流れなどを確立していなかった。

5) 食事

事項名	抽出した被災地における課題
㉕発災初期の食料や飲料水の不足	・発災初期において、自治体の物資の備蓄が少なかったこと、また、スーパーやコンビニ等も被災して流通在庫の調達が困難であったこともあり、食料や飲料水等の発災直後に必要な応急物資が不足する場面が発生した。
㉖アレルギー対応食品の不足	・食物アレルギーがある方に配慮した食事支援や、アレルギー対応食品が不足したほか、アレルギー対応食品と通常の食品が明確に分けられることなく管理され、誤配をしてしまう可能性や、在庫の適正な管理が難しい状況だった。
㉗食事の質の確保	・被災者からは、栄養バランスの取れた適温の食事がなかなか提供されなかったとの声や、アルファ化米や5年保存パン、缶詰など、いわゆる「非常食」の支給も続き、単調なメニューの改善を求める声があった。 ・NPO等による炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取り組みが行われた。

6) その他

事項名	抽出した被災地における課題
⑳ 物資の要請体制の確立	・県では、物資ニーズをリアルタイムに把握するに当たって、特に発災直後は情報が限られている上に、様々なルートから情報が寄せられて、混乱が生じた。県はそのような状況下で、市町から要望を受けた物資以外を送るべきか判断に迷った。 ・市町から物資要請を受けても、実際に発送するまでにタイムラグが発生し、特に県に在庫が無い場合は更に時間がかかり、その対応に苦慮した。 ・避難所単位での物資ニーズの把握には、物資調達・輸送調整等支援システムが活用されず、独自のアプリや聞き取りでのニーズ集約がなされた。また、指定避難所のほか、多くの自主避難所が存在したため、避難所単位でのニーズ把握が困難であった。
㉑ 避難所外避難者の把握	・避難所以外で避難生活を送る避難者（在宅避難、自主避難所、広域避難等）に関する状況や支援ニーズを把握する方法を事前に取り決めておらず対応に苦慮した。
㉒ 福祉避難所の確保	・事前に福祉避難所に指定した社会福祉施設等が、建物損壊などの被害を受けて、福祉避難所として使用できなかった。
㉓ ペットの避難	・被災者救護・支援のためにペット対応が必要という点について関係者の認識が十分でない等により、避難所等でペットを連れてきた避難者の受入れが断られるなど、避難所運営者ごとに対応の相違等があった。
㉔ 避難所での受援体制	・事前連絡なくボランティアや各種支援団体が避難所に入ってくることによって、受け入れに関する統制が取れなかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 運営全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①避難者名簿の作成・管理	・避難所の受付で、紙の避難者登録票、避難者名簿を記入 ・避難者名簿をもとに、世帯数や人数を集計し、地区本部（区本部）へ報告	要拡充	・避難所開設・運営訓練等の機会を捉えて手順等を確認 ・民間支援ツール等のデジタル技術を活用した避難所運営訓練等を企画検討し、モデル実施に向けて取り組む ・国や他自治体の先進事例の研究
②収容人数以上の避難者への対応	・南海トラフ地震を想定した想定避難者数に対して、市全体で収容可能な避難スペースを確保 ・空き教室の活用 ・発災後の混乱を抑制するため、都心部において帰宅困難者を受け入れる退避施設を確保	対応中	・収容人数を超えて避難者が殺到した場合の対応を検討 ・今後の南海トラフ地震の被害想定の見直し等を踏まえ、必要に応じ避難スペースのさらなる確保を検討 ・引き続き、帰宅困難者を受け入れる退避施設を確保
③施設管理者との調整	・平時より指定避難所ごとに、区役所、災害対策委員、地域住民、施設管理者で話し合い、管理運営に必要な事項を決定 ・関係者間で事前準備編の内容を定期的に確認	対応中	・現状の対応を継続
④避難所運営に必要な資器材不足	・避難所運営マニュアル、避難所を開設するにあたって最低限必要となる物品をまとめた避難所開設キットを配備	対応済	——

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤避難生活のルール徹底	・本市避難所運営マニュアルにおいて、避難所管理組織で、共同生活のルールを決定し、掲示するなどして、全員に知らせるよう整理 ・避難生活のルールについて、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知	対応中	・現状の対応を継続
⑥避難所における広報不足	・避難所での掲示物は、避難者の見やすい場所に掲示場所を設置。放送設備が使える場合は、新しい情報を放送で流す ・発災時に情報が埋もれることのないよう、見本となる掲示例を整理 ・避難所での広報について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知	対応中	・現状の対応を継続
⑦避難所における通信障害	・災害時に避難者に対して、Wi-Fi 環境を利用し、携帯端末等で情報収集や安否確認等を行えるよう、主要な避難所となる市立小中学校に、災害用公衆無線 LAN アクセスポイント等資材を配備	対応済	—

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑧避難所運営への女性参画	・本市避難所運営マニュアルにおいて、避難所管理組織の男女割合は、できる限り男女とも4割以上になるように選ぶよう整理 ・女性からのニーズを適切に把握するため、できる限り1名以上は、女性が受付を担当したり、女性用物資については、女性特有のニーズに気を付けるほか、女性が配るなど配布方法に配慮するよう整理 ・避難所運営への女性参画について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知	対応中	・現状の対応を継続
⑨避難所の集約・閉鎖の遅れ	・指定避難所統廃合マニュアルを作成し、大規模災害時における避難所の統廃合に向けた対応や統合先の考え方などの基本的な事項を整理	対応済	—

2) 要配慮者・女性への配慮

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑩要配慮者への対応	本市避難所運営マニュアルにおいて、多様な避難者への配慮事項一覧として、特徴や主な配慮事項を特性ごとに整理しているほか、具体的な留意点や対応方法について整理	対応中	現状の対応を継続
⑪避難者の健康管理	- 本市避難所運営マニュアルにおいて、救護班の業務として、エコノミークラス症候群や避難者の心の健康保持等の健康管理を整理 - 本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 - 体制が整った段階で、各区の保健師などが避難所などを巡回し、定期的に被災者の健康管理や健康相談等を実施	対応中	現状の対応を継続

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑫男女別の更衣室等の確保	・男女平等参画に配慮した避難所運営のためのチェックシートを添付し、異性の目線が気にならない更衣室、男女別の入浴設備の設置等の配慮すべき点を整理 ・避難所における授乳室や更衣室を他に確保できない場合に、プライバシーを確保できるよう、市立小中学校等など受入可能人員の多い避難所に間仕切り2セットずつ配備 ・避難所運営での男女共同参画について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知	対応中	・現状の対応を継続
⑬女性向け物資の配布・管理	・女性向け物資については、女性特有のニーズに気を付けるほか、女性が配るなど、配布方法に配慮するよう整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 ・女性向け物資は、備蓄倉庫等に生理用品を備蓄 ・不足する場合は、地区本部（区本部）に要請	対応中	・現状の対応を継続 ・女性向け物資の供給について、関係先との協定にて対応

3) 生活環境の確保

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑭居住スペースの確保	・避難スペースは、緊急対応初期の段階における就寝可能な面積（1人当たり2㎡）を目安に確保 ・避難者数や避難生活の状況等に応じ必要な規模のスペース確保に努めるなど柔軟に対応	要拡充	・避難生活の長期化を見据え、可能な限りスフィア基準を考慮したスペースの確保を目指すため、既存の避難施設のスペース拡充に引き続き務めていくとともに、スフィア基準に沿った避難スペースの考え方については、地域防災計画を修正し、その後、指定避難所運営マニュアル等にも反映
⑮キッズスペースの確保	——	新規（未対応）	・避難所におけるキッズスペースの確保について、地域防災計画に位置付け、その後、指定避難所運営マニュアルにも反映 ・地域における防災活動の中で、地域住民と避難所の施設管理者との話し合いを踏まえ、個別の避難所における施設配置図にも具体的に反映されるよう促進
⑯簡易ベッドやパーティション等の確保	・授乳室や更衣室の用途や感染症対応として、段ボールベッドや簡易ベッド、パーティション等を避難所に分散備蓄 ・避難者全員分はないため、発災後に必要数を民間事業者等から調達 ・寝具等の物資が不足した場合も、物資供給協定事業者等から調達	要見直し	・優先して備蓄すべき資器材の規格・数量等について、効果的な運用も含めて検討し、段階的な配備に向けた計画の早期作成

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑪空調設備の不足	・中学校は、令和5年度までに、全ての中学校に空調設備の設置が完了 ・小学校は、令和5年度から整備に着手し、令和10年度に全校整備を完了する計画	対応中	・引き続き小学校体育館への空調設備の整備を実施
⑫入浴機会の確保	・自衛隊の救援活動の要請範囲として、入浴支援を想定 ・愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合との入浴機会の提供に関する災害協定の締結（R6.12）等により、県内普通公衆浴場の利用	対応中	・公衆浴場の利用方法、手順等、具体的な運用について、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合と検討 ・避難施設におけるシャワー設備等の既存設備の活用に向けた施設管理者との協議 ・入浴機会のさらなる確保について検討
⑬警備体制の確保	・本市避難所運営マニュアルにおいて、定期的なパトロールや、夜間の照明確保など、避難所内及び避難所周辺の警備について整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 ・防犯ブザー等の設置や、盗難防止のため、避難者個人の持ち物には名前を書くように指導するよう整理	対応中	・避難所運営における警備体制について、地区防災カルテを活用した話し合いや、避難所開設・運営訓練等の機会を捉えて周知 ・警備体制のさらなる確保について検討

4) 衛生管理

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑳衛生環境の確保	・本市避難所運営マニュアルにおいて、施設班の業務として、避難所の衛生対策に関する留意点や、具体的な対応方法について整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知	対応中	・現状の対応を継続
㉑感染症対策の徹底	・本市避難所運営マニュアルにおいて、感染症患者のゾーニング、感染が疑われる人が滞在したスペースの消毒について整理 ・避難所での衛生対策について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 ・施設消毒用キット、マスク、手指消毒液等の備蓄	対応中	・現状の対応を継続 ・施設消毒用キット、マスク、手指消毒液等の備蓄の更新
㉒災害用トイレの確保	・被害想定に基づく下水道直結式トイレやくみ取り式トイレ、簡易パック式トイレの備蓄 ・災害時の仮設トイレの供給等の協力に関する協定を締結 ・簡易パック式トイレは、1人1日4回分の備蓄をしているが、国の基準は1人1日5回のため不足	要拡充	・快適なトイレ仕様の仮設トイレの調達可否について、協定先事業者と検討 ・令和9年度の簡易パック式トイレ更新にあわせて、1人1日4回から5回に増量 ・トイレカーやトイレトレーラーの導入について検討 ・災害時におけるトイレ環境の向上を図るための計画策定を検討

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②③バキュームカーの調達	・災害時特別作業計画に基づき、本市の環境隊が収集 ・環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合は、他都市及び協定を締結している民間事業者に支援を要請	対応済	—
②④生活ごみへの対応	・本市避難所運営マニュアルにおいて、ごみの収集場所はあらかじめ決めておき、分別方法などについても貼り紙などで避難者に知らせるよう周知すると整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知	対応中	・現状の対応を継続

5) 食事

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②⑤ 発災初期の食料や飲料水の不足	・名古屋市災害救助用物資供給計画において、災害種別ごとに物資の必要数を算定し、物資の備蓄を実施	対応中	・今後の南海トラフ地震の被害想定の見直し等を踏まえ、必要に応じ、備蓄の品目や想定数量の見直しを検討
②⑥ アレルギー対応食品の不足、管理方法の確立	・アレルギー表示対象品目 28 品目不使用のアルファ化米を備蓄 ・本市避難所運営マニュアルにおいて、食料班が避難者登録票、救護班の確認により、食物アレルギー、宗教上食べられないもののある方等を把握し、適切に配布・管理を行うことを整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知	対応中	・備蓄しているアルファ化米は水やお湯を必要とするため、水を必要としない米粉のビスケットの備蓄など、その他食品の備蓄を検討
②⑦ 食事の質の確保	——	新規 (未対応)	・避難施設における調理設備等の既存設備の活用に向けた施設管理者との協議 ・国の登録制度の活用を検討

6) その他

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑳ 物資の要請体制の確立	・避難所各班及び避難者（避難所外避難者含む）からの必要物資の要望を集約し、地区本部（区本部）に要請する流れを整理 ・集約した避難所における物資ニーズは、物資調達・輸送調整等支援システムにより、区本部から災害対策本部まで要請	要拡充	・対応に苦慮した事例を収集し、その対応事例などを検討し、物資チームマニュアル等に反映 ・国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用するために、自治体独自に避難所の物資ニーズを集約する方法を検討 ・国の物資調達・輸送調整等支援システムの使用方法について県と調整
㉑ 避難所外避難者の把握	・地域を巡回した折に確認された避難所外避難者や、避難所敷地内で確認された避難所外避難者に対して、最寄りの避難所での登録の呼びかけや、支援物資の情報を伝えるなど、必要な対応を行うことを整理 ・避難行動要支援者の所在を示した地図付きの名簿を活用し、迅速に避難行動要支援者の安否確認を実施 ・平常時の保健活動の中で、個別支援を通して要配慮者等の健康状態や保健ニーズ等の確認をし、関係部署・機関との情報共有、状況把握を推進	対応中	・地区防災カルテを活用した地域の話し合いの中で、自主避難所等が発生した場合の状況把握方法や避難者ニーズのとりまとめ、必要な支援の提供方法など、指定避難所との連携についてルール作りを地域の実情に応じて実施 ・上記の内容についても地域住民や自主防災組織への周知啓発及び訓練等を行っていただくよう働きかけを実施 ・本市の関係部署と連携するとともに、災害対策委員や自主防災組織等の地域団体との情報共有体制を検討

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
2.避難所運営支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑩福祉避難所の確保	・福祉事業者等と、災害時に災害時要援護者が避難するための福祉避難所の指定に関する協定を締結	対応中	・今回活用された福祉避難所の事例等を踏まえ、引き続き福祉避難所の確保を検討
⑪ペットとの避難	・市内小中学校の避難所においてペットの同行避難を可としており、避難所におけるペットの飼育ルールや管理方法について整理	要拡充	・各避難所におけるペットの避難場所や、運用方法について訓練などを通じて議論を行い、同行避難の対応方法について検討
⑫避難所での受援体制	・ボランティアが必要な場合の対応や、個別に避難所に来たボランティアへの対応方法を整理	対応中	・引き続き、避難所におけるボランティアや支援団体との連携のあり方を検討

3. 被災者生活再建支援金関係

【課題の分類：被災者支援全般、システム、総合支援窓口、被災者生活再建支援金】

(1) 課題

1) 被災者支援全般

事項名	抽出した被災地における課題
①被災者支援に関する所管部署の調整	・被災自治体の地域防災計画において、被災者生活再建支援金や総合支援窓口の所管が決まっておらず、発災後に所管部署や業務手順等を検討・調整することとなったため、被災者支援業務の遅れに繋がった。
②支援策の多様化・複雑化における市民への広報	・被災者支援に関する制度は、内容が刻々と変化するため、その都度市民に正確な情報を広報することが難しかった。 ・市民の中には、支援制度の存在を知らない人、具体的な内容を理解していない人もいるため、窓口における制度の説明に時間を要したり、誤った知識で来庁される方がいた。 ・被災者支援制度の申請に必要なレシートや領収書等を破棄してしまうケースが散見された。
③市民目線で分かりやすい生活再建フローの作成	・様々な被災者支援策が展開されたことに伴い、内容が多様化・煩雑化したことで、単なる被災者支援制度の一覧表では、市民にとっては生活再建の流れが理解しづらい状況であった。
④被災者支援に関する問合せ対応	・被災者支援に関する想定質問が整備されていなかったことにより、対応者ごとに差が生まれたり、被災自治体の職員に都度確認することによって、事務の停滞が発生した。

2) システム

事項名	抽出した被災地における課題
⑤デジタル技術を活用した被災者支援の推進	・発災当初は、建物被害認定調査や罹災証明書発行、被災者台帳作成等に当たって、業務の円滑化・効率化を図るシステムの利用が十分に図れていなかったことから、紙ベースでの作業となり非常に効率が悪く、被災者支援業務の遅れに繋がった。
⑥被災者支援に関するシステム操作方法の習熟不足	・被災者支援に関するシステムの操作方法を被災自治体の職員が習熟できておらず、十分に活用されていなかった。

3) 総合支援窓口

事項名	抽出した被災地における課題
⑦総合支援窓口の設置の必要性	・発災当初は、罹災証明書の発行からその後の各種支援策へ繋がるまで一元的に対応するための、被災者支援のための総合窓口が設置されておらず、所管部署ごとにばらばらで支援策の受付等を行っており、被災者にとって煩雑で不便であった。
⑧開設・運営に関するマニュアル作成	・総合支援窓口の所管が決まっておらず、総合支援窓口の開設や運営に関するマニュアルが作成されていなかったことから、発災後順次マニュアル化することとなった。
⑨設置箇所の検討	・総合支援窓口を中心市街地のみに設置したことに伴い、市内遠方在住者の利便性が低下した。
⑩申請受付の混雑	・災害弔慰金や災害義援金等、新たな被災者支援制度の受付が始まった時などに、総合支援窓口には被災者が殺到したことに伴い、窓口が混雑し、長い時間被災者を待たせることとなった。
⑪被害写真の受取	・罹災証明書の申請にあたって、建物の被害写真を印刷してきておらず、スマートフォン内の写真を受け取ることができなかった。
⑫要配慮者への説明	・総合支援窓口には、視覚障害者、聴覚障害者、外国人等、様々な方が来庁し、それぞれの特性に応じて丁寧な対応が求められた。

4) 被災者生活再建支援金

事項名	抽出した被災地における課題
⑬支援金業務に関するマニュアル作成	・被災者生活再建支援金の所管が決まっておらず、業務に関するマニュアルが作成されていなかったことから、発災後順次マニュアル化することとなった。
⑭被災者生活再建支援法に基づく支援金の拡充	・被災した住宅の再建にあたり、被災者生活再建支援法で規定する支援金の金額が十分ではないという指摘があった

(2) 評価・対応策（案）

1) 被災者支援全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①被災者支援に関する所管部署の調整	【所管部署】 被災者支援全般調整：本部 室事務局 建物被害認定調査：経理部 罹災証明書発行：スポーツ 市民部等	対応済	——
②支援策の多様化・複雑化における市民への広報	・被災者支援に関する各種制度一覧として、市公式ウェブサイトや名古屋市電子申請サービス「くらしの手続きガイド」ページ内に、被災者支援に関する手続きガイドを公開	要拡充	・制度内容が変更された際における、広報手段・手順等について検討 ・支援制度の申請に係る注意事項をまとめた資料を作成
③市民目線で分かりやすい生活再建フローの作成	・本市で想定される被災者支援策を一覧として整理	要拡充	・関係局が連携して、市民目線で分かりやすい生活再建フローを作成
④被災者支援に関する問合せ対応	・被災者支援に関する各種制度一覧として、市公式ウェブサイトや名古屋市電子申請サービス「くらしの手続きガイド」ページ内に、被災者支援に関する手続きガイドを公開	要拡充	・関係局が連携して、被災者支援制度に関する想定質問一覧を作成

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
3.被災者生活再建支援金関係

2) システム

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤デジタル技術を活用した被災者支援の推進	・NTT 東日本提供の被災者生活再建支援システムを導入し、システムの利用を前提とした体制を確立しており、業務の効率化を実施	対応済	——
⑥被災者支援に関するシステム操作方法の習熟不足	・建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳といった業務ごとに、毎年度システム操作演習を実施	対応中	・引き続き、システム操作演習を実施し、システム操作方法の習熟を推進

3) 総合支援窓口

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦総合支援窓口の設置の必要性	・総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を実施	対応済	——
⑧開設・運営に関するマニュアル作成	・総合支援窓口開設・運営マニュアルを作成	要拡充	・今回の支援の課題などを踏まえ、マニュアルの内容の充実を検討
⑨設置箇所の検討	・16区役所において、発災後1か月以内を目標に総合支援窓口を開設	要拡充	・6支所管内における総合支援窓口の開設に向けた調整、区役所以外の場所での設置など設置箇所について検討
⑩申請受付の混雑	・総合支援窓口の開設・運営マニュアルにおいて、会場内の誘導や場内整理等について記載	要拡充	・総合支援窓口開設・運営訓練を実施し、混雑時の対応方法について検討 ・電子申請制度の活用を検討

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

3.被災者生活再建支援金関係

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑪被害写真の受取	——	新規 (未対応)	・スマホからの Wi-Fi 印刷が可能なプリンター設置や、LoGo フォームでの受取などの手法を検討
⑫要配慮者への説明	・総合支援窓口開設・運営マニュアルを作成中であり、受付の方法等について記載	要拡充	・総合支援窓口開設・運営マニュアルにおいて、要配慮者に対する説明方法や必要資材を整理

4) 被災者生活再建支援金

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑬支援金業務に関するマニュアル作成	・総合支援窓口開設・運営マニュアルと併せて検討	対応中	・総合支援窓口における被災者生活再建支援金業務の受付マニュアルを作成
⑭被災者生活再建支援法に基づく支援金の拡充	・国に対し、被災者の生活再建のため、支援制度の拡充を他の指定都市とともに継続して要望	対応中	・国に対して、必要な支援策が行われるよう、引き続き要望

4. 建物被害認定調査

【課題の分類：システム、調査体制】

(1) 課題

1) システム

事項名	抽出した被災地における課題
①デジタル技術を活用した被災者支援の推進 【再掲】	・発災当初は、建物被害認定調査や罹災証明書発行、被災者台帳作成等にあって、業務の円滑化・効率化を図るシステムの利用が十分に図れていなかったことから、紙ベースでの作業となり非常に効率が悪く、被災者支援業務の遅れに繋がった。
②建物被害認定調査に関するシステムの操作習熟	・システムの操作方法を被災自治体の職員が習熟できておらず、十分に活用されていなかった（システム業者や総括支援自治体等のサポートにより対応）。
③調査車両やタブレット端末等の資器材の確保	・多くの調査班が構成されたことに伴い、調査車両やタブレット端末、パソコン等の資器材が不足した。

2) 調査体制

事項名	抽出した被災地における課題
④非住家に関する被害程度の認定基準	・非住家の被害程度を判断する統一的な基準が国から示されていないことにより、自治体で判断する必要があったことから、事務の停滞が生じた。
⑤非住家の被害調査に関する所管部署の調整	・被災自治体の地域防災計画において、非住家の被害調査を実施する所管が決まっておらず、発災後に所管部署や業務手順等を検討・調整することとなったため、調査や公費解体業務の初動の遅れにつながった。
⑥被害認定調査への先進技術の活用	・ドローンや AI など先進技術を活用した被害認定調査や、航空写真の活用による地域一括での「全壊」判定などにより、被害認定調査の迅速化の取り組みを検討する必要がある。
⑦調査方法の習熟不足	・建物被害認定調査の実施経験や知見がない職員が調査班に加わっていたことで、班体制を組む際に苦慮したり、調査時に被害程度の認定が困難となる事例があった。 ・多くの自治体の応援によって調査班が構成されたことに伴い、それぞれの自治体における調査手法等が取り入れられたことによって、班ごとの細かな判断基準にズレが生じた。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

4.建物被害認定調査

事項名	抽出した被災地における課題
⑧調査体制の構築のあり方	・発災当初より、調査計画の検討の遅れや調査人員の大幅な不足が生じ、また、調査対象となる建物件数が増えていく中で、応援職員の交代、調査車両や資器材の制限等により、調査体制の構築に日々時間を要し、全体の調査進捗に遅れが生じた。 ・応援職員のみで班が構成されたことで、各班の責任者の選定などの調整に難航した。
⑨調査拠点や待機スペース等の不足	・応援職員を含めて、調査班が多数構築されたことに伴い、調査拠点や職員の待機スペース、資器材の保管スペースなどが不足した。 ・調査拠点が市内1箇所だったため、遠隔地における調査時には多くの移動時間を要したほか、渋滞に巻き込まれると想定していた時刻に到着できないケースも発生した。
⑩調査に関する被災者向けの説明不足	・応急危険度判定と建物被害認定調査の違いや、一次調査は外観調査であることに対する理解が得られず、調査員が長時間拘束されるケースがあった。また、一次調査以降の流れを調査員に共有できておらず、その後の対応を市民から質問されても回答できなかった。 ・さらには、被害認定調査の2次調査や再調査の申請窓口において、調査を行った場合、被害区分が下がる可能性があることがことさら強調して説明されるなど、申請を妨げるような対応が一部見受けられた。
⑪調査員の装備品の不足	・倒壊した建物の割れたガラスや瓦などが地面に散乱しており、運動靴などでは踏み抜いてしまい、足を負傷する職員がいた。
⑫二次調査の日程調整	・被災者と連絡が繋がらないことで、二次調査の日程調整を行うことができず、調査の進捗に遅れが生じた。
⑬二次調査の実施方法	・二次調査で把握した被害状況の記録を紙の建物図面に書き込むこととしており、調査の遅延の要因となった他、調査員ごとに記録の程度に差異が生じる事例が見られた。 ・調査の事前準備として、調査対象家屋の建物図面を書庫から検索する必要があり、多大な事務負担が生じた。

(2) 評価・対応策（案）

1) システム

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①デジタル技術を活用した被災者支援の推進【再掲】	・NTT 東日本提供の被災者生活再建支援システムを導入し、システムの利用を前提とした体制を確立しており、業務の効率化を実施	対応済	——
②建物被害認定調査に関するシステムの操作習熟	・毎年度内閣府の被害認定基準運用指針に沿った判定方法や被災者生活再建支援システムの操作について研修を実施しているほか、令和6年度より、公共施設を被災家屋に見立てて、システムを使用して調査を行う実地訓練を実施	対応中	・引き続き、システム操作演習を実施し、システム操作方法の習熟を推進 ・過去の被災地派遣の事例を参考に判定演習を実施
③調査車両やタブレット端末等の資器材の確保	・キャリア事業者と、タブレット端末を事前にリース契約	要拡充	・現状のリース契約で確保している数で十分か検証し、災害状況に応じて確保する手段を検討

2) 調査体制

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④非住家に関する被害程度の認定基準	・非住家は、住家の被害認定基準に準じて被害の程度の判断を実施	要拡充	・住家とは規模が異なり、判定が難しいケースが想定されるため、建築士等の専門家への協力要請を検討 ・内閣府に対し、災害対策基本法における非住家の被害認定の明確化を要望

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

4. 建物被害認定調査

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤非住家の被害調査に関する所管部署の調整	【所管部署】 経理部	対応済	——
⑥被害認定調査への先進技術の活用	——	新規 (未対応)	・本市が既に協定を結んでいるドローン事業者等（14社）と連携し、発災時における被害認定調査における活用について検討 ・AI による被害棟数の推定が行える調査計画策定支援ツールの導入を検討
⑦調査方法の習熟不足	・毎年度内閣府の被害認定基準運用指針に沿った判定方法や被災者生活再建支援システムの操作について研修を実施 ・令和6年度より、公共施設を被災家屋に見立てて、システムを使用して調査を行う実地訓練を実施	対応中	・引き続き、システム操作演習を実施し、システム操作方法の習熟を図る。また、過去の被災地派遣の事例を参考に判定演習を実施 ・応援職員に対しては、なるべく調査経験がある職員を派遣するよう調整を図るとともに、現地でのオリエンテーションや研修を適宜実施
⑧調査体制の構築のあり方	・不動産鑑定士協会や建築士会等と家屋被害調査業務の協力について協定を締結 ・損害保険会社が把握した調査結果や航空写真の提供について協定を締結	要拡充	・他都市からの応援を含め、応援職員による調査体制の構築のあり方を検討 ・損保会社の把握する調査結果や航空写真等の情報の被害認定調査への活用方法を検討 ・被害認定調査を不動産鑑定士や建築士等の士業団体等に委任して実施することを検討

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

4.建物被害認定調査

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑨調査拠点や待機スペース等の不足	・調査班は、各区・支所の調査拠点から調査エリアに公用車や徒歩で移動	要拡充	・各区・支所に開設する調査拠点及びその他スペース（調査資器材置場、駐車場等）の確保に向けた調整を実施
⑩調査に関する被災者向けの説明不足	——	新規 (未対応)	・調査に関する想定質問一覧や注意事項をまとめた資料を作成 ・市民目線で分かりやすい生活再建フローを作成
⑪調査員の装備品の不足	・調査に必要な安全靴や防災服等について、毎年度、在庫数を把握	対応中	・南海トラフ地震の被害想定を踏まえた本市の想定される最大数の調査班構築に向けた、装備品の調達について検討 ・発災後に不足した場合の調達方法を検討
⑫二次調査の日程調整	——	新規 (未対応)	・二次調査受付時点で後日の連絡に向けた必要な案内を検討
⑬二次調査の実施方法	——	新規 (未対応)	・タブレット上で被害状況を登録することで、画一的に被害状況を記録すると共に、自動で損害割合を算出するツールの導入を検討 ・紙で保存している家屋図面のデジタルデータ化を検討

5. 罹災証明書等発行関係

【課題の分類：全般、システム、証明申請】

(1) 課題

1) 全般

事項名	抽出した被災地における課題
①証明発行に関する業務フローの整理	・罹災証明書の発行にあたって、あらかじめ業務の流れが整理されておらず、応援職員を含め、業務全体を把握できておらず、業務の重複などが発生した。
②証明発行に関する問合せ対応	・罹災証明書の発行に関する想定質問がなかったことにより、対応者ごとに差が生まれたり、被災自治体の職員に都度確認することになったほか、相続人からの申請や他自治体の申請様式での申請など、特殊な事例への対応も発生するたびに検討することになり事務の停滞が発生した。

2) システム

事項名	抽出した被災地における課題
③デジタル技術を活用した被災者支援の推進 【再掲】	・発災当初は、建物被害認定調査や罹災証明書発行、被災者台帳作成等にあたって、業務の円滑化・効率化を図るシステムの利用が十分に図れていなかったことから、紙ベースでの作業となり非常に効率が悪く、被災者支援業務の遅れに繋がった。
④証明発行に関するシステムの操作習熟	・システムの操作方法が被災自治体の職員が習熟できておらず、十分に活用されていなかった（システム業者や総括支援自治体等のサポートにより対応）。
⑤システム利用におけるアカウント不足	・発災から一定期間後、NTTの被災者生活再建支援システムを利用する体制になったものの、罹災証明書の発行権限を持つアカウントの契約数が不足し、作業できる人員に制限があった。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
5.罹災証明書等発行関係

3) 証明申請

事項名	抽出した被災地における課題
⑥申請受付の混雑	・証明申請の受付が始まった時（1次調査、2次調査それぞれ）などに、申請窓口には被災者が殺到したことに伴い、窓口が混雑し、長い時間被災者を待たせることとなった。
⑦対象家屋の特定	・敷地内に複数の建物が存在するなど、住所だけでは位置を特定しづらい案件が多かった。
⑧現地の基本情報の整理・提供	・証明書の申請にあたって、町名の読み方や地図等が共有されておらず、特に他自治体からの応援職員は、受付時における地理情報の取得に苦慮した。
⑨自己判定方式の導入	・自己判定方式の導入に係る議論が十分に行えていなかったことにより、発災後速やかに自己判定方式を含めた罹災証明書の申請受付を実施することができなかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①証明発行に関する業務フローの整理	・罹災証明書等交付の手引きの改正を検討中	対応中	・大規模災害の業務フローを整理し、手引きに反映
②証明発行に関する問合せ対応	・七尾市が作成した想定質問の内容を確認中	対応中	・七尾市での事例を参考に想定質問を整理

2) システム

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
③デジタル技術を活用した被災者支援の推進【再掲】	・NTT 東日本提供の被災者生活再建支援システムを導入し、システムの利用を前提とした体制を確立しており、業務の効率化を実施	対応済	——
④証明発行に関するシステムの操作習熟	・毎年度システム操作研修を実施	対応中	・引き続き、システム操作演習を実施し、システム操作方法の習熟を推進
⑤システム利用におけるアカウント不足	・罹災証明書の発行部署から事前に必要数を防災危機管理局に申請し、全体を整理	対応済	——

3) 証明申請

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑥申請受付の混雑	・大規模災害時におけるオンライン受付の手法を検討中	要拡充	・大規模災害時のオンライン受付の手法とあわせて、罹災証明書発行に関する広報の内容を整理
⑦対象家屋の特定	・対面での申請では、対象物件の位置を含め申請者と申請内容を確認	対応中	・大規模災害時、オンラインで受け付けた場合の対応を検討
⑧現地の基本情報の整理・提供	・市公式ウェブサイト「名古屋の町名一覧」を作成	対応中	・今後作成する想定質問の中に当該ページの URL を掲載
⑨自己判定方式の導入	——	新規 (未対応)	・自己判定方式における業務フローを検討し、規定や手引き等に反映

6. 公費解体関係

【課題の分類：全般、申請】

(1) 課題

1) 全般

事項名	抽出した被災地における課題
①公費解体業務に関するマニュアル作成	・公費解体業務に関するマニュアルが作成されていなかったことから、受付事務の停滞や対応者ごとに聞き取り内容に差が生まれるとともに、公費解体を委託する事業者の確保、公費解体を実施するための体制や要綱等を準備できていなかったなど、業務の停滞につながった。
②業務の実施体制の確保	・公費解体の実施にあたっては、公費解体を担当する市町村廃棄物部局が、普段従事している業務の内容と大きく異なる、損壊家屋等の解体・撤去や所有者の特定等の業務を行うこととなり、不慣れな作業を行うことを余儀なくされたほか、公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等に多くの人手が必要となった。
③解体工事の実施業者の確保	・解体業を実施できる業者は多くなく、発災後には建物の解体ニーズも高まることから、公費解体の工事を実施する業者を確保するのに苦慮した。
④コンサルタントと連携した実施体制の検討	・補償コンサルタントの体制確保・強化による工事前調整の円滑化・効率化や、マネジメントコンサルタントを活用した解体廃棄物処理までの全体進捗管理といった取り組みにより、解体工事の加速化を図る必要がある。
⑤空き家に対する公費解体の対応	・空家の解体申請がなされないことにより、倒壊したまま放置されるケースがあり、付近を通行する者が怪我をするおそれがあった。
⑥共有者等が複数いる損壊家屋等への対応	・共有者等が複数いる損壊家屋等に対して、共有者全員の同意を得ることに苦慮するケースが多々あり、公費解体の遅れに繋がった。

2) 申請

事項名	抽出した被災地における課題
⑦申請受付の混雑	・申請窓口には被災者が殺到したことにより、窓口が混雑し、長い時間被災者を待たせることとなった。また、申請書の記載事項や申請書類に不足が多かった（郵便番号、被災後の連絡先・所在地等）。
⑧申請時の被災者情報の庁内共有	・公費解体の申請の際に、自治体側が罹災証明等により既に把握している情報については、申請者からの罹災証明書等の確認書類の提出を不要とするなどの連携が取れていなかった。
⑨公費解体対象物件の特定	・証明書の申請にあたって、システム内で対象物件を特定することとなるが、敷地内に複数建物が存在するなど、住所だけでは位置を特定しづらい案件が多かった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①公費解体業務に関するマニュアル作成	・能登半島地震を受けて、環境省が公費解体・撤去マニュアルを策定し（R6.1月）、随時更新・改定を実施。それらを参考に受付事務マニュアルや要綱等の整備に向け検討	対応中	・本市の実情・体制に即した業務手順書やチェックリスト等の整備
②業務の実施体制の確保	・受付事務マニュアルや要綱等の整備に向け検討 ・環境省の災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）や大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会等の自治体間連携スキームの活用を見据え、愛知県・中部地方環境事務所・近隣自治体と情報交換・協議等を実施	対応中	・応援職員の活用も見据えた業務体制の検討
③解体工事の実施業者の確保	・解体工事に関し、愛知県が一般社団法人愛知県解体工事業協会と協定を締結しており、これを活用予定 ・災害廃棄物の処理に関し、本市が一般社団法人愛知県産業資源循環協会と協定を締結しており、同協会と解体工事業業者の確保等について協議を実施	対応中	・関係団体との協議による必要な機材・人材等の確保

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

6.公費解体関係

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④コンサルタントと連携した実施体制の検討	——	新規 (未対応)	・ 補償コンサルタント協会など関係団体と連携について協議・検討
⑤空き家に対する公費解体の対応	——	新規 (未対応)	・ 国の動向を注視しつつ、空き家対策の部署との連携により課題整理や対応検討
⑥共有者等が複数いる損壊家屋等への対応	——	新規 (未対応)	・ 国の動向を注視しつつ、他市町村の対応事例や国の通知等を整理し、整備予定の受付事務マニュアル等に反映

2) 申請

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦申請受付の混雑	・ 申請者が殺到する場合は、窓口職員を増強するなど、総合支援窓口における柔軟な対応が必要 ・ 申請書の記載事項等については、環境省による公費解体・撤去マニュアルで提示	要拡充	・ 電子申請制度の活用の検討 ・ 行政書士会等の協力による受付事務応援の検討 ・ 防災危機管理局との連携による課題整理や対応検討 ・ 本市の実情・体制に即した業務手順書やチェックリスト等の整備
⑧申請時の被災者情報の庁内共有	・ 被災者生活再建支援システムの被災者台帳機能を利用し、被災者情報の共有が可能	対応中	・ 被災者生活再建システムを活用し、業務の効率化を実施
⑨公費解体対象物件の特定	——	新規 (未対応)	・ 被災者生活再建支援システムを活用した業務の効率化について検討

7. 公衆衛生看護活動

【課題の分類：体制の確保、保健、医療、福祉、その他】

(1) 課題

1) 体制の確保

事項名	抽出した被災地における課題
①保健・医療・福祉支援の体制・連携強化	・保健医療福祉活動チームや関係機関間の連絡（通信）調整体制の確立、被災情報の迅速な収集、継続的な避難所情報の収集をした上で、集めた情報を分析して的確な対応につなげる必要があるものの、関係機関や応援自治体などでの情報共有や連携が不十分であった。
②保健・医療・福祉支援に関する情報共有体制の確保	・今回の災害では、令和6年度より本格運用することとしていた厚生労働省の「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」について、発災直後から、避難所状況の把握のため機能を一部解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所、DMAT等で災害対応に活用された。ただし、当初はマニュアルが未整備であったことから、情報の入力・集約が円滑に進まないという課題があった。

2) 保健

事項名	抽出した被災地における課題
③保健衛生活動を担う保健師の確保	・被災市町の市町保健師のみでは受援体制の確保が難しく、必要な保健師等チームの数や派遣についての要請・判断が困難であった。
④避難生活において心身の不調が生じた場合の支援	・避難所において心身に不調が生じた場合の対応方法が検討されておらず、十分に情報共有や連絡が来なかった。また、避難生活によって運動量が低下し、身体機能が低下するケースがあった。

3) 医療

課題	具体的な内容
⑤医薬品の安定供給体制の確保	・要請に応じて医療用医薬品の供給が速やかにできるよう、医薬品集積所における出納管理や、道路寸断時における輸送手段も含めた供給体制の構築が必要だった。
⑥歯科保健医療体制の確保	・災害時における歯科保健医療体制が構築されていなかったことにより、特に避難所において、むし歯を訴える人が増加した。

4) 福祉

事項名	抽出した被災地における課題
⑦要配慮者の状況の迅速な把握	・要配慮者は、障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なるため、ニーズを的確に把握した上で、避難生活における生活環境を積極的に確保していく必要があるものの、災害時の状況下で、個々の要配慮者の所在や状況の把握に苦慮した。
⑧在宅福祉サービスの停止	・災害発生後に在宅福祉サービスが停止したことで、要配慮者の家族の負担が大きくなったことに加え、認知症や生活機能低下の進行に拍車がかかって災害関連死につながった可能性も指摘されている。福祉等に関する民間のプロが被災者支援で活動する仕組みになっていなかった。

5) その他

事項名	抽出した被災地における課題
⑨入居後の生活・健康サポート体制の確保	・応急仮設住宅への入居後における入居者に対するサポート体制（定期的な訪問による健康管理等）が検討されていなかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 体制の確保

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①保健・医療・福祉 支援の体制・連 携強化	・保健医療活動の総合調整を担う保健医療調整会議において、初動対応に遅れが生じないようにマニュアルを策定中 ・保健医療調整会議立ち上げ訓練を実施し、初動対応の動きを検証	対応中	・保健医療福祉支援活動における災害フェーズ別の対応事項を整理し、各災害対応主体（国、自治体、保健医療福祉活動チーム）において、災害対応全体の流れの認識を共通化 ・各種活動チームの支援状況の確認等、情報共有体制の確保 ・通信インフラ途絶時でも連絡（通信）体制を確保するため、市と名古屋市医師会に低軌道高速衛星インターネット通信を配備
②保健・医療・福祉 支援に関する情 報共有体制の確 保	・D24Hの開発者（芝浦工大教授）によるD24H活用にかかる愛知県の訓練に参加	対応中	・保健所職員向けD24H操作訓練の実施に向けた検討

2) 保健

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
③保健衛生活動を担う保健師の確保	・名古屋市災害時保健師活動マニュアルにおいて、避難者数や保健師の参集状況等に応じた保健師の応援要請人数の算定にかかる目安や手順等を整理	対応済	——
④避難生活において心身の不調が生じた場合の支援	・名古屋市災害時保健師活動マニュアルにおいて、フェーズごとの保健活動について示しており、保健師等が避難所を巡回し状況を把握したうえで、関係機関等と連携し避難者の健康管理及び処遇調整について実施するよう整理	要拡充	・避難所巡回時に、心身の不調を抱える被災者について情報収集をし、適切な保健指導ができるよう、研修の実施や情報共有体制の構築を検討 ・引き続き、市民へ大規模災害時の生活不活病に関して予防啓発を実施

3) 医療

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤医薬品の安定供給体制の確保	・必要に応じ、愛知学院大学名城公園キャンパスに、医薬品の供給センターを設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管を実施（市薬剤師会の協力） ・医薬品卸売販売業者を対象に、水害時を想定した円滑な医薬品の配送体制の整備を支援（令和6年度）	要拡充	・医薬品の輸送手段を含めた配送体制について、関係団体等とともに検討
⑥歯科保健医療体制の確保	・区本部保健センター班を中心に、関係団体と連携して避難所等を定期的に巡回し、応急的な歯科保健医療活動及び歯科相談指導を実施 ・関係団体が把握している歯科診療所の稼働状況について、市民への情報提供を実施	対応中	・歯科保健医療体制の維持・復旧について関係団体とともに検討（初動対応含む）

4) 福祉

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦ 要配慮者の状況の迅速な把握	・避難行動要支援者の所在を示した地図付きの名簿を活用し、迅速に避難行動要支援者の安否確認を実施 ・平常時の保健活動の中で、個別支援を通して要配慮者等の健康状態や保健ニーズ等の確認をし、関係部署・機関との情報共有、状況把握を推進 ・発災時には、平常時に把握した情報や発災後新たに把握した情報を必要な関係機関と共有しながら、支援の優先度を踏まえ、ニーズに沿った支援を実施できるよう検討	対応中	・各種活動チームと保健福祉部局が連携するとともに、災害対策委員や自主防災組織等の地域団体との情報共有体制を検討
⑧ 在宅福祉サービスの停止	・災害時における要配慮者支援マニュアルに基づき、在宅生活が困難な要配慮者の発見、福祉避難所や施設への移送、専門職の派遣の調整を実施	対応中	・被災してサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて検討（一時預かりや食事・入浴・移動支援等の代替支援の創出について検討） ・事業者団体との関係づくりを引き続き行うとともに、発災時の専門職派遣やサービス手配に関して、課題を検証

5) その他

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑨入居後の生活・健康サポート体制の確保	応急仮設住宅の入居者へは保健福祉部局の保健師が主に下記のような支援を実施 ・フェーズに応じ、戸別に健康調査等を実施し、状況を把握するとともに、要支援者への支援を実施 ・入居者同士のコミュニティづくりを支援し、仮設住宅単位での健康づくり等に係る取り組みを推進	対応中	・住宅部局と保健福祉部局が連携し、応急仮設住宅入居者への生活・健康支援に関する周知・啓発等のサポート体制を検討

8. 応急仮設住宅関係

【課題の分類：仮設住宅の確保、申請、仮設住宅の建築、その他】

(1) 課題

1) 仮設住宅の確保

事項名	抽出した被災地における課題
① 応急仮設住宅の建設候補地の確保	・今回の被災地は平地が少なく、応急仮設住宅の建設用地の確保が課題となったほか、また、建設した応急仮設住宅が豪雨により浸水してしまう事例が生じた。
② みなし仮設住宅の確保	・今回の被災地では、戸建て住宅が多く、賃貸住宅の供給数がそもそも限られているため、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の確保が困難だった。みなし仮設住宅として提供できる物件リストや、事業者との調整方法等が整理されていなかった。
③ 被災者ニーズに寄り添った多様な仮設住宅の早期確保	・今回の災害においては、プレハブ住宅に加え、自宅再建が困難な方が恒久的な住まいとして活用可能な木造仮設住宅（まちづくり型・ふるさと回帰型木造仮設住宅）や、紙を素材とした仮設住宅が建設されたほか、ムービングハウスやトレーラーハウスが活用されるなど、様々な事例が見られた（プレハブ住宅は2年間で解体され、リサイクルも困難）。

2) 申請

事項名	抽出した被災地における課題
④ 仮設住宅に関する意向調査の実施	・建設型も含めた応急仮設住宅の確保数を検討するため、被災者がどの程度仮設住宅の入居を希望しているかなど、今後の生活再建に関する意向調査について、避難所などで実施する必要がある。
⑤ 申請時の被災者情報の庁内共有	・仮設住宅の申請の際に、自治体側が罹災証明等により既に把握している情報については、申請者からの罹災証明書等の確認書類の提出を不要とするなどの連携が取れていなかった。
⑥ 応急仮設住宅に関する問合せ対応	・被災者支援に関する想定質問が整備されていなかったことにより、対応者ごとに差が生まれたり、被災自治体の職員に都度確認することによって、事務の停滞が発生した。
⑦ 入居基準の変更等に伴う対応	・刻々と応急仮設住宅の制度内容が変化しており、県から示される QA の度重なる内容修正や、発災してから一定期間経過したところに入居要件が示されたことに伴い、初期では入居不可となっていた方へのフォローが十分に行えなかった。
⑧ 受付事務の DX 化	・仮設住宅の入居に係る受付事務を DX 化できておらず、罹災証明書の発行状況の確認や、仮設住宅の受付事務等を紙やエクセル管理で対応することとなった。

3) 仮設住宅の建築

事項名	抽出した被災地における課題
⑨ 仮設住宅のバリアフリー化	・ 手すりやスロープの設置については基本仕様に組み込まれているが、手すりの高さや位置など、個別の仕様となっていない設備があり、バリアフリーが十分ではなく、障害者が仮設住宅に入れないというケースがあった。
⑩ 仮設住宅における集会所の確保	・ 狭小地などにも建設をするなど住宅の確保が優先されたため、集会所を設置することが困難な場所があった。また、設置された集会所に机や椅子等の什器が設置されておらず、コミュニティに配慮されていないという声があった。

4) その他

事項名	抽出した被災地における課題
⑪ 入居後の生活・健康サポート体制の確保【再掲】	・ 応急仮設住宅への入居後における入居者に対するサポート体制（定期的な訪問による健康管理等）が検討されていなかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 仮設住宅の確保

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
① 応急仮設住宅の建設候補地の確保	・名古屋市大規模災害時オープンスペース利用計画のオープンスペース候補地一覧表に位置付けられている候補地を参照し、応急仮設住宅建設候補地として応急仮設住宅配置計画図（案）とともに台帳作成及び管理を実施 ・発災時には被災状況に応じて、必要住宅戸数を算出し、応急仮設住宅建設候補地から建設地を選定予定	要拡充	・オープンスペース候補地一覧表に、洪水氾濫区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、液状化の危険度は記載されているが、関係局と連携し、内水氾濫等の詳細な情報を追加で掲載することで、豪雨による浸水にも配慮した応急仮設住宅建設候補地を発災時に選定できるように台帳の更新を検討
② みなし仮設住宅の確保	・賃貸住宅の既存ストックを活用し、発災時に遅滞なく賃貸型応急住宅を確保するため、関係団体と協定を締結し連携体制を構築しており、愛知県と連名にて発災時マニュアルを作成	対応中	・事前の情報提供に向けた事業者との連携、事業者のリスト化について、愛知県と連携し検討

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
8. 応急仮設住宅関係

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
③被災者ニーズに寄り添った多様な仮設住宅の早期確保	・応急仮設住宅の建設について、(一社)プレハブ建築協会、(一社)日本ツーバイフォー建築協会東海支部、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)日本ムービングハウス協会の5団体と愛知県とともに3者で協定を締結しており、発災時における対応が可能	対応済	——

2) 申請

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④仮設住宅に関する意向調査の実施	・本市避難所運営マニュアルにおいて、区本部が避難所において実施する意向調査にて対応	要拡充	・避難所で実施する個別意向調査に加え、「被災者の総合支援窓口」等における意向調査の検討等、関係局と連携し、意向調査の効率化に向けて検討
⑤申請時の被災者情報の庁内共有	・申請事務に使用する被災者生活再建支援システムにて罹災証明書の発行について確認が可能のため、システムを活用した業務の効率化を実施	対応中	・被災者生活再建支援システムを活用した業務の効率化を推進
⑥応急仮設住宅に関する問合せ対応	・愛知県マニュアルを参照し、事務マニュアルを作成	対応中	・愛知県マニュアルを参照し、想定 QA を含めた事務マニュアルを作成
⑦入居基準の変更等に伴う対応	・愛知県マニュアルを参照し、事務マニュアルを作成	要拡充	・被災者生活再建支援システム等の既存システムを活用し、個別の対応履歴等を一元管理することで、受付事務等の開始後における情報提供の方法について、関係部局と連携し検討
⑧受付事務の DX 化	・受付事務の DX 化を行うよう電子申請システムを活用するとともに、受付事務に使用する被災者生活再建支援システムを防災危機管理局が一括で導入しているほか、システム操作研修を年 1 回開催	対応中	・受付事務の DX 化を行うよう電子申請システムを活用 ・防災危機管理局と連携し、仮設住宅の入居受付に係るシステム操作研修を住宅都市局で独自に開催し、操作方法の習熟を推進

3) 仮設住宅の建築

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑨ 仮設住宅のバリアフリー化	住宅の仕様は、建設協力団体の標準仕様を参考とし、車いす使用者がいる場合等の、特別な仕様については建設事業者と協議の上、スロープ等における応急住宅のバリアフリー化を行うよう整理	対応済	——
⑩ 仮設住宅における集会所の確保	作成済みの応急仮設住宅配置計画図（案）は、建設型応急住宅の一般基準としておおむね 50 戸に集会施設 1 施設設置可能とされているので、50 戸以上の建設予定候補地のうち設置可能な候補地には、集会施設を設置する検討を実施	要拡充	50 戸未満の建設予定の候補地における集会施設または同等の機能（コミュニティスペース）が必要か、愛知県と連携し検討

4) その他

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑪入居後の生活・健康サポート体制の確保 【再掲】	応急仮設住宅の入居者へは保健福祉部局の保健師が主に下記のような支援を実施 ・フェーズに応じ、戸別に健康調査等を実施し、状況を把握するとともに、要支援者への支援を実施 ・入居者同士のコミュニティづくりを支援し、仮設住宅単位での健康づくり等に係る取り組みを推進	対応中	・住宅部局と保健福祉部局が連携し、応急仮設住宅入居者への生活・健康支援に関する周知・啓発等のサポート体制を検討

9. 教育委員会事務局勤務の教員の派遣

【課題の分類：学校運営、児童生徒へのケア】

(1) 課題

1) 学校運営

事項名	抽出した被災地における課題
①学校教育の再開の遅れ	・学校教育の再開に向けて、事前の取り決めがなかったことにより、初動が遅れたとともに、再開までのロードマップを円滑に作成できなかった。 ・学校再開後も、運動場が車中泊や入浴施設等のスペースとして使用されていたことに伴い、体育授業を実施するスペースが不足した。
②学校給食の確保	・給食センターが被災したことに伴い、学校給食を提供することができず、学校再開の遅れにつながった（当初はパン等で対応）。
③教科書及び学用品の給与	・被災によって、教科書や学用品を紛失又はき損した児童生徒が多かった。
④児童生徒の安否確認	・発災直後に、児童生徒の保護者と連絡が取れず、安否を確認するのに相当の時間を要するケースがあった。
⑤通学路の安全確保	・建物やブロック塀の倒壊や液状化等により、通常の通学路が使用できず、遠回りして登下校をする必要があったほか、通学路の被害状況の確認に時間を要した。
⑥校舎内の什器等の転倒防止	・学校施設において、ロッカーや本棚等、校舎内備品が転倒防止対策を施されておらず、転倒する什器が多数あった。
⑦応援教職員との連携	・必要な教職員を確保するため、他自治体からの応援教職員が授業を行った場合において、授業の進捗管理や、初めて会う教職員から授業を受けることに対する生徒への配慮等、応援教職員と連携し、良好な関係を築くことに苦慮した。

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）
9.教育委員会事務局勤務の教員の派遣

2) 児童生徒へのケア

事項名	抽出した被災地における課題
⑧ 児童生徒への様々なケア	・学校内における障害等により配慮が必要な児童生徒や、その配慮すべき内容について関係者間での情報共有が円滑に実施できなかった。 ・学校再開後に心身が不安定な生徒がいたが、対応する教職員やスクールカウンセラーが不足していた。また、心身の不調や遠方に避難している等の理由で学校再開後も登校ができない児童生徒に対するケアや対応方法が検討されていなかった。
⑨ 不慣れな和式トイレを使用できない児童生徒の対応	・学校内のトイレ施設（多くが洋式トイレ）が被災し使用できない状況となり、仮設トイレが設置されたものの、仮設トイレはほとんど和式だったため、児童生徒が不慣れで使用することをためらってしまい、児童生徒によってはトイレが使用できないことで登校を拒否するケースもあった。
⑩ 受験生に対する配慮	・受験期前の発災だったことで、学校教育における受験勉強の環境確保や公立学校の受験日程・場所の調整等、影響が大きかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 学校運営

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①学校教育の再開の遅れ	・校舎等施設の被害程度に応じ、学級合併授業、一部授業、校外・遠隔での授業等により、学校再開に向けて対応	要拡充	・学校再開に向けた具体的な業務内容の検討
②学校給食の確保	・給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行う等調理員の確保に努め、給食再開の準備をするよう整理	要拡充	・給食再開に向けた具体的な業務内容の検討（調理員の確保、パン・弁当手配等の代替案の確保等）
③教科書及び学用品の給与	・学用品、教科書の給与に向けた具体的な業務内容フローを整理し、周知を実施	対応済	——
④児童生徒の安否確認	・きずなネットにより児童生徒の状況を把握 ・電子機器等の活用が困難な場合は、避難所等の対応に目途がついた段階で家庭訪問等により状況把握	対応済	——

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

9. 教育委員会事務局勤務の教員の派遣

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤通学路の安全確保	・通学路上にある危険なブロック塀については、危険なブロック塀の所在地に関する情報を該当の小・中学校に提供するとともに、学校の実情に合わせて通学路や集合場所の再検討を行うように学校に周知（令和4年5月） ・通学路に面して倒壊の危険性のあるブロック塀を確認した場合は、住宅都市局建築安全推進課へ相談 ・被害により、通学路が使用できなくなった場合は、別の安全な通学路を地域と情報共有して検討し、きずなネット等で周知	対応中	・通学路の安全確保に向けた対応の検討（安全な通学ルートの確認・周知方法等）
⑥校舎内の什器等の転倒防止	・学校施設における非構造部材の耐震対策について、手引きやガイドブック等により速やかな耐震点検及び対策を推進するよう通知	対応中	・今後も定期的に学校（園）宛てに通知を行い、周知を実施
⑦応援教職員との連携	——	新規（未対応）	・事前に応援教職員と学習の進捗状況や児童生徒への配慮事項等を確認する場を設定し、児童生徒への指導が円滑に実施されるように対応

2) 児童生徒へのケア

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑧ 児童生徒への様々なケア	・年度当初に、在籍する児童生徒の健康上配慮する点について校内で情報共有を実施。また、災害時でも自分の健康保持増進を保つことができる子どもを育てることをテーマに、養護教諭の共同研究を実施 ・常勤のスクールカウンセラーにより、学校再開後に心のケアをできる人員を確保 ・登校できない生徒については、家庭訪問やオンラインでの対応を検討	対応中	・学校医と、災害時を想定した児童生徒に対するケアや対応方法について、各学校・園でも話題にできるよう検討 ・災害発生時に心のケアができる体制を構築する手順等について、より詳細なマニュアルを作成
⑨ 不慣れな和式トイレを使用できない児童生徒の対応	・小中学校の給排水機能を確保できるよう、学校敷地内における埋設給排水管の改修を実施（学校の洋式トイレ化が進んでいる） ・避難所に備蓄している仮設トイレ（下水道直結式・くみ取り式）は原則洋式トイレ。また、和式トイレを洋式化する簡易洋式便座を小中学校に備蓄	対応中	小中学校の給排水機能を確保できるよう、学校敷地内における埋設給排水管の改修を実施（リニューアル改修等の計画改修と合わせて毎年度 20 校程度） ・令和 10 年度まで： 防災上優先的に対策を行う必要がある学校を実施 ・令和 20 年度まで： その他の小中学校を実施

IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）

9.教育委員会事務局勤務の教員の派遣

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑩受験生に対する配慮	——	新規 (未対応)	・受験勉強の環境確保については、持参しているタブレット端末を活用した自習機能やオンライン授業等を実施するなどして、学習環境を整備 ・公立高等学校の受験については、県の教育委員会と連携して対応

10.災害対策本部運営

【課題の分類：本部運営、通信、情報、職員関係】

(1) 課題

1) 本部運営

事項名	抽出した被災地における課題
①業務継続計画の発動・周知	・業務継続計画を一定基準以上で自動発動としていたが、本部会議で発動を明言しなかったため、庁内全体で通常業務からの切り替えができず、災害対応業務をやらないといけない意識が職員に少なかった。また、業務継続計画に対する職員への周知も不十分だった。
②防災部局の権限強化	・大規模災害時であっても、防災部局のトップが、他の部長級と横並びで指示ができず、実質的な権限が無いことが課題であった。
③災害対策本部会議の運営	・災害対策本部会議の進行において、各部から資料内容やそれぞれの対応状況を報告するのみとなっており、災害応急対策を推進するために必要な議論や意思決定を行う場として機能していなかった。
④オープンスペースの調整	・被災自治体では、オープンスペース利用計画がなく、各自で場所を探して調整していた。
⑤防災関係機関の活動スペースの確保	・総括支援・対口支援の自治体、関係省庁、自衛隊等、多くのリエゾンが庁内で連絡調整等の業務を行うこととなったものの、限られた活動スペースしか確保できず、また確保できたスペースも庁内で階が離れてしまう等、連携がしづらい場所であった。
⑥防災関係機関との情報共有不足	・被災自治体と応援自治体、防災関係機関において、定例的に情報共有を図るための会議が設けられなかったことから、組織間で情報の格差が生じるとともに、組織ごとに必要な都度情報を取りにいくなど、対応が煩雑化した。 ・災害対策本部内で共有された被害状況や対応状況、道路啓開やライフライン復旧に関する情報等が、関係機関のリエゾン等の他機関に共有できていなかった。

2) 通信

事項名	抽出した被災地における課題
⑦情報伝達手段の機能拡充	・発災直後に発生する膨大な初動対応に係る事務を遂行するにあたり、職員間の情報伝達に必要な移動系通信手段（移動系防災行政無線等）が十分整備されておらず、屋外での連絡体制に制約があったことや、衛星携帯電話等では音声通信のみであることから、伝達出来る情報量に限界があり、同時かつ大量に情報のやりとりができず業務遂行に支障が生じた。
⑧防災行政無線の損壊等	・防災行政無線の屋外スピーカーについて、損壊や停電による電源喪失等により、一定期間情報発信ができない地域があった。

3) 情報

事項名	抽出した被災地における課題
⑨夜間における被害状況の把握	・今回の災害は夕刻に発災したため、夜間に被害状況の把握を行う必要が生じたものの、航空機等の映像からは、建物倒壊・津波等の被害の生じた地域、被害の規模感等を把握することが困難であった。
⑩交通状況の把握	・被災地の交通状況の把握のため、ETC2.0 可搬型路側機、可搬型トラカン、AI web カメラ等により交通量等のデータを収集し、国のホームページ等で道路の被災状況や通行可否、所要時間等が提供された。 ・一方で、平時から交通量観測機等が設置されていない箇所や、被災（停電）により交通量を観測できない箇所があり、交通状況把握のためのデータが不足し、情報提供に時間を要した。
⑪被害状況の動画・写真の集約・分析	・各省庁で保有されていた、現場進出の道中で撮影した被害状況の動画・写真、現地調査時にドローンで撮影した被害状況の動画・写真について、集約が不十分であった。 ・映像・画像情報（衛星画像含む。）等の分析や、道路の寸断状況や孤立集落の情報の収集・分析等に時間を要した等、被害情報の集約・分析に課題があった。
⑫人的被害の数値の集計	・死者、行方不明者及び災害関連死という人的被害の数値について、県が公表した数値に誤りや混乱が見られた。

4) 職員関係

事項名	抽出した被災地における課題
⑬ 幹部職員等の災害対応への理解不足	・ 首長や幹部職員らが、災害対応にかかる全体の流れを理解できておらず、また説明するための資料もなかったことから、総括支援員等による説明・助言にあたって対応に苦慮した。
⑭ 一般職員の災害対応への認識不足	・ 多くの防災部局以外の職員が、災害時に自身の所属で担う役割や業務内容を十分に認識しておらず、全庁体制による災害対応が円滑に行われなかった。
⑮ 災害救助法に対する職員の理解不足	・ 災害救助法の適用範囲等の各制度に関する知識や運用のためのノウハウをもった職員が不足し、支援の質等に課題が見られた。 ・ 例えば、災害救助法の炊き出しとして展開可能な支援の範囲について現場で十分な理解がなされていなかった等、災害救助法の取扱いについて、現場が悩む場面があった。
⑯ 夜間休日における職員参集	・ 災害時の初動・応急期対応については、夜間休日の発災や職員が十分に参集できない場合等、様々な状況を想定し、発災時には速やかに体制の確保を図ることが重要である。
⑰ 被災自治体職員に対する精神的なケア	・ 被災自治体の職員は、自らも被災者でありながら住民支援を行わなければならないため、被災者でありながら住民としての支援を受けにくい立場にある。 ・ 二次災害の危険性や休息を取ることが困難な環境下における業務等により様々なストレスが発生した。
⑱ 市本部内での動員	・ 被災自治体では、部署ごとに忙しさの差があったものの、余裕がある部署の人員を繁忙な部署に充てるといった、部署間での職員の融通が不十分であった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 本部運営

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①業務継続計画の発動・周知	・計画を発動した際、職員には非常時優先業務の実施を周知 ・訓練や研修等の機会を捉えて、業務継続計画の概要等の職員への周知啓発を実施	対応中	・引き続き、研修・訓練を実施し、業務継続計画を周知
②防災部局の権限強化	・本市の防災危機管理局長は、平時は他局長と横並びだが、災害時に防災監として各局に指示できる体制を確保	対応済	——
③災害対策本部会議の運営	・地域防災計画において、本部員会議が協議・決定すべき事項を列挙 ・災害対策本部運営訓練・本部要員研修等の実施	対応中	・引き続き、研修・訓練を実施し、災害対策本部の機能強化を実施
④オープンスペースの調整	・発災時の各機関のオープンスペースの利用手順等を示した利用計画を策定	要拡充	・特に迅速な対応を要する人命救助機関（自衛隊・警察）には、オープンスペース一覧を共有し、候補地を検討
⑤防災関係機関の活動スペースの確保	・東庁舎1階（情報センターB、エントランス）に防災関係機関の活動スペースを確保	対応中	・大規模災害時に庁内で活動する防災関係機関を把握し、現状の活動スペースで十分かどうか検証し、必要に応じて活動スペースの追加確保に向けて、庁舎管理部署と調整を実施 ・受援を想定している業務については、応援自治体等の活動スペースの確保について検討

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑥防災関係機関との情報共有不足	・GIS（地理情報システム）により、災害状況を地図上に表示するシステムを構築し、防災関係機関は閲覧可能	要拡充	・本部室運営マニュアルに、災害状況に応じて、定期的に防災関係機関との情報共有会議を行うことや適宜打合せの機会を設けることを記載

2) 通信

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦情報伝達手段の機能拡充	・本市では庁内や関係機関との非常通信手段として、デジタル移動無線、衛星携帯電話等の移動系端末を有しているが、音声又はFAXによる通信しかできず、またデジタル移動無線はシステムの老朽化（平成 22 年運用開始）が顕著	対応中	・公共安全モバイルシステム等、最新 ICT を活用した非常通信手段の導入
⑧防災行政無線の損壊等	・発災後は、速やかに防災行政無線の保守業者との連携により、速やかに被害状況の収集、被害箇所早期復旧を実施	対応済	——

3) 情報

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑨夜間における被害状況の把握	・消防ヘリの映像伝送や高所監視カメラ、協定事業者によるドローン等の映像収集があるが夜間の対応は困難であるため、X, YouTube 等の SNS からの情報集約する SNS 分析サービスを導入	対応済	_____
⑩交通状況の把握	・GIS（地理情報システム）により、災害状況を地図上に表示するシステムを構築し、道路通行実績情報等を掲載	対応済	_____
⑪被害状況の動画・写真の集約・分析	・協定事業者等がドローンで撮影した動画・写真についてを GIS（地理情報システム）へ集約・共有をする一連のプロセスを策定し運用	対応済	_____
⑫人的被害の数値の集計	_____	新規 （未対応）	・災害時に公表する人的被害の数値に誤りや混乱が生じないように、死者や行方不明者、災害関連死等の集計の考え方を示した国の通知に係る運用の考え方に関し、理解促進を実施

4) 職員関係

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑬幹部職員等の災害対応への理解不足	・毎年度、災害対策本部運営訓練、防災トップマネジメント研修の実施	対応中	- 引き続き、災害対策本部運営訓練、防災トップマネジメント研修等を通じた、市長、幹部職員の災害対応への理解を促進 - 発災時には、内閣府防災「市町村長による災害応急対応のポイント」（令和6年10月）を用いる等、改めてポイントを説明
⑭一般職員の災害対応への認識不足	・毎年度、全職員を対象として「防災週間」の時期に合わせた職場内防災研修等を実施	対応中	引き続き、職員一人ひとりの日常の防災意識及び必要な知識の向上を図るとともに、災害発生時における市職員としての自分の役割について理解と認識を深める取り組みを実施
⑮災害救助法に対する職員の理解不足	・災害救助法に関する事務手続きやポイント等を解説したマニュアルを作成	要拡充	各局区室防災担当者を対象とした災害救助法に関する研修の実施
⑯夜間休日における職員参集	・職員の安否及び参集の可否を集約し、自動集計する職員安否確認システムを導入	対応済	——
⑰被災自治体職員に対する精神的なケア	・「大規模自然災害発生時等における職員の健康管理・メンタルヘルス対策」を策定し、発災時の対応や平常時の備え等を整理	対応済	——
⑱市本部内での動員	・地域防災計画において、遊動隊要員の把握や、部内他班・他部への応援等に関することを記載	要拡充	遊動隊要員の具体的な調整体制について検討

11. 受援・他機関連携

【課題の分類：受援、他機関連携】

(1) 課題

1) 受援

事項名	抽出した被災地における課題
① 受援計画の実効性の確保	・様々な派遣期間で多くの応援自治体が被災地に入ってきたものの、受援対象業務が事前検討されておらず、どの自治体にどの業務を担当してもらうか等の調整に苦慮した。 ・事前に受援計画が作成されていたものの、受援体制に対する職員の認識不足により庁内で十分な連携が図られず、受援計画に基づく対応ができなかった例もあった。
② 防災関係機関の活動スペースの確保【再掲】	・総括支援・対口支援の自治体、関係省庁、自衛隊等、多くのリエゾンが庁内で連絡調整等の業務を行うこととなったものの、限られた活動スペースしか確保できず、また確保できたスペースも庁内で階が離れてしまう等、連携がしづらい：場所であった。
③ 応援職員等の宿泊施設の確保	・自治体支援の仕組みはしっかりと構築されている一方で、今回の災害では、応援職員等の宿泊施設の確保が困難になる等、受援自治体の体制が不十分であった。

2) 他機関連携

事項名	抽出した被災地における課題
④ 関連団体や事業者との災害協定の締結	・建築士会・保険業協会・行政書士団体等、様々な関係団体と協定を結んでいない場合や、結んでいても活用方法に関する取り決めがなかったことにより、うまく活用されなかった。 ・あらかじめ協定を締結していても、協定締結先の多くが市内又は近隣の団体であったため、災害時に協定が有効に機能しなかった。
⑤ 民間支援団体等との連携体制の確保	・発災直後から駆け付けたボランティア団体や民間企業、地方自治体等、全国から自主的に多くの団体が被災地入りしたため、被災各市町との間での連携体制の構築に時間を要したほか、行政側で、各団体の活動場所や活動内容を把握することが困難であった。 ・看護職や自衛隊、NPO等様々な関係者が、避難所に入出入りして支援活動を行っていたが、それぞれが有している情報を横断的に共有する仕組みの構築に手間取った。

(2) 評価・対応策（案）

1) 受援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
① 受援計画の実効性の確保	・ 受援計画において、人的支援の受入手順や事務フロー、受援対象業務ごとの担当班・目標開始時間等について整理 ・ 毎年市本部運営訓練等を通じて、実効性について確認済 ・ 毎年、全庁的に計画の更新を実施するとともに職員へ計画内容を周知	要拡充	・ 国の制度改正及び被災自治体の受援体制における課題等を踏まえた受援体制の見直し
② 防災関係機関の活動スペースの確保【再掲】	・ 東庁舎 1 階（情報センターB、エントランス）に防災関係機関の活動スペースを確保	対応中	・ 大規模災害時に庁内で活動する防災関係機関を把握し、現状の活動スペースで十分かどうか検証し、必要に応じて活動スペースの追加確保に向けて、庁舎管理部署と調整 ・ 受援を想定している業務については、応援自治体等の活動スペースの確保について検討
③ 応援職員等の宿泊施設の確保	・ 旅行会社三社と「大規模災害における名古屋市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定」を締結	対応済	——

2) 他機関連携

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④関連団体や事業者との災害協定の締結	様々な分野において、各種団体・事業者と災害協定を締結	対応中	- 協定締結先と、発災時における役割分担や連絡窓口について定期的に確認 - 南海トラフ地震等の災害対応を想定し、今の協定締結先のみで十分か検討
⑤民間支援団体等との連携体制の確保	NPO等の活動を調整するため、全国的な災害中間支援組織であるJVORDがあるものの、地域ごとの中間支援組織としては現在、愛知県において検討中	新規 (未対応)	- 連携にあたっては、避難所運営支援、災害ボランティア、福祉等、災害支援の分野ごとに、国・自治体・民間団体で役割分担や連携の仕組みづくりについて検討 - 災害中間支援組織に関しては、愛知県の議論を注視し、市としての連携のあり方を検討

12.広報・広聴

【課題の分類：広報、広聴】

(1) 課題

1) 広報

事項名	抽出した被災地における課題
①適時適切な広報の実施	・市公式ウェブサイト、LINE や X、登録制メール、防災無線（緊急情報だけでなく生活支援情報も発信）、避難所での掲示、新聞広告など、様々な媒体により情報発信に努めた。 ・紙媒体は、LINE や HP をあまり見ない高齢者にとって有効な情報入手方法であったが、情報のタイムラグがあった。 ・刻々と災害状況や支援制度が変わっていく中で、紙媒体の作成途中や配布直後に、支援内容等が変わったことで、正しい支援内容に関する情報を得られない人が発生した（校正のたびに全面差し替えが必要となるほどの情報の変更が生じた事例もあった）。
②災害時専用の市公式ウェブサイトの設置	・災害専用の市公式ウェブサイトを事前に作成しておらず、急遽簡易ページを作成することになり、情報が整理された市民に分かりやすいページの作成に苦慮した。また、発災直後より、アクセスが急増しサーバの負荷が高くなったため、負荷分散等の対応が必要であった。
③SNS における偽・誤情報への対応	・SNS は情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方で、SNS 上では、偽・誤情報が流通したため、被災者が災害に関して正確な情報を入手する妨げとなった。
④市長記者会見の開催	・市長自らの言葉により、災害対応の状況を情報発信するために、発災 1 ヶ月後より、市長記者会見を定期的に行うこととなったが、発災後もっと速やかに開催すべきだった。
⑤外国人に対する広報	・支援に関する情報を記載したチラシや、避難所内の掲示物等、すべて日本語表記であったため、外国人が支援内容や避難所のルール等を十分に理解できなかった。
⑥災害時における市の記録撮影	・災害発生時からの被害状況や対応状況に係る記録写真・映像を、十分に撮影・記録することができなかった（防災服を着た市役所職員が撮影していることに対して、市民からの苦情もあった）。

2) 広聴

事項名	抽出した被災地における課題
⑦市民ニーズに応じた広報・広聴活動の推進	・市役所の代表電話をはじめ、各部署に問合せ電話が殺到し、市民の不安や疑問を解消するために、市民ニーズに応じた適切な情報発信が必要であるが、情報を整理した上で適時適切に発信できていなかった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 広報

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①適時適切な広報の実施	デジタル媒体としては市公式ウェブサイト、LINE や X、Facebook、データ放送、登録制メール、紙媒体としては臨時広報紙を作成	対応中	紙媒体での情報のタイムラグを減らすための方法の検討
②災害時専用の市公式ウェブサイトの設置	- 災害時には、市公式ウェブサイトのトップページ「災害緊急情報」に災害情報を掲載 - アクセス急増に対応できるよう、CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)サービス(注)を運用	対応中	- 令和7年度の市公式ウェブサイト機能強化に合わせ、災害時ポータルサイトを設置 - 機能強化後の市公式ウェブサイトでも CDN サービスを継続して運用
③SNS における偽・誤情報への対応	地域防災計画において、「正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により、流言飛語による混乱の防止を図る」ことを記載	対応中	- 正確な被害状況や対応状況・支援施策等について、市公式ホームページや公式 SNS 等で積極的に情報発信 - ネット上での偽・誤情報に対する注意喚起
④市長記者会見の開催	発災後できるだけ早い段階で、市長臨時記者会見を実施	対応済	——

注記：CDN (Contents Delivery Network)：通信の負荷分散を実施するシステムを提供するサービスのこと。本体のオリジンサーバとは別にキャッシュサーバを設置し、オリジンサーバの代わりに、キャッシュサーバがコピーしたページの配信をすることで、オリジンサーバへの負荷軽減を行う。

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤外国人に対する 広報	・避難所の掲示物は多言語化及びピクトグラムを使用したものを本市避難所運営マニュアルに添付 ・名古屋国際センターより、多言語及びやさしい日本語での避難情報の提供、外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、災害多言語支援センターによる翻訳の実施などにより情報提供を実施	対応済	_____
⑥災害時における 市の記録撮影	・発災後1週間以内で1名、2週間以内で2名の市役所職員で写真・映像を撮影	要見直し	・記録撮影に関する考え方を整理、体制（他都市からの人的支援の受け入れを含む）の見直し、各部・各区職員への周知

2) 広聴

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦市民ニーズに応じた広報・広聴活動の推進	・災害時に市として市民に伝達すべき広報事項、市民の関心事や心配事として広聴の対象となる事項について事前に取りまとめ、災害に関するFAQデータベースを作成 ・被災相談窓口を本庁及び各区に設置するとともに災害時コールセンターを開設し、相談・問合せに対応する体制を整備	要拡充	・市民ニーズに応じて効果的に広報・広聴するため、災害に関するFAQの内容を適時適切に更新をする等、最新の情報で公開するための仕組みを検討

13.物資

【課題の分類：備蓄、物資全般、物資拠点、輸送、その他】

(1) 課題

1) 備蓄

事項名	抽出した被災地における課題
①家庭や企業における備蓄の周知徹底	・被害の大きかった石川県では、避難所等における食料品や飲料水等の備蓄が不足していた上、スーパーやコンビニ等も被災して調達が困難になる場面が発生した。こうした食料品や飲料水等の調達が困難となる場合も想定して、家庭における備蓄の重要性に関する周知をあらかじめ講じておく必要がある。 ・大規模災害時は、従業員の施設内滞留の長期化等で、事業所においても備蓄が不足する可能性がある。

2) 物資全般

事項名	抽出した被災地における課題
②物資関係業務の早期民間委託	・被災自治体では、配送手段の確保や物資拠点の管理等、物資の管理・配送等に関するノウハウを有しておらず、市役所に届いた支援物資の荷下ろし等にあたって、職員による人海戦術で対応しようとして、結果的に職員が疲弊する事態が発生した。 ・比較的早いタイミングで被災地に支援物資は届いていたが、それは物資拠点までで、避難所まで届ける手段が市町で確保されていなかった。
③物資調達・輸送調整等支援システムの運用	・国の物資調達・輸送調整等支援システムの利用にあたり、システムの存在の周知不足や、習熟した職員の被災等により、システムを円滑に運用することができなかった。 ・物資調達・輸送調整等支援システムについて、一部の自治体では、数年前の更新日時から備蓄量が更新されていない等、正確に実態が把握できていなかった。

3) 物資拠点

事項名	抽出した被災地における課題
④物資拠点に適した施設のさらなる確保	・物資搬入口の段差や狭さ、車両接岸できない構造等により、作業負荷が大きくなる等、物資拠点のハード面の課題があった。
⑤物資拠点のキャパシティを踏まえた調達・発送	・段ボールベッドのような容積を取る物資について、一度に大量の発送を行ったことにより、物資拠点の保管スペースが圧迫された。 ・物資拠点の保管スペースや物流のキャパシティを過度に圧迫することがないように、物資拠点のキャパシティを踏まえた計画的・段階的な調達・発送を検討する必要がある。

4) 輸送

事項名	抽出した被災地における課題
⑥輸送する物資に関する情報共有	・避難所に送られる物資の内容、輸送手段、到着時間等について十分な情報が得られなかったため混乱が生じた。 ・物資が夜間に到着し、避難所の担当が混乱した。
⑦交通途絶地域に対する輸送	・道路の寸断等が発生しても避難所へ速やかに物資を届けられるよう、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローンの利活用等について、検討を実施する必要があった。

5) その他

事項名	抽出した被災地における課題
⑧物資業務に関する災害救助法の適用範囲の整理	・災害救助法における求償範囲が明確でないため、物流パレットの返却輸送や処分等にかかるコスト、拠点管理等で発生する廃棄物の処理にかかるコスト、余った物資の有効活用等に要する経費について、一つ一つの判断に時間を要した。 ・災害救助法に関する詳細な取り扱いについては、内閣府防災の「災害救助事務取扱要領」に記載されているものの、判断に迷う事例が多々あった。
⑨個人からの救援物資に対する受入	・被災地外からの個別の支援物資の発送が発災直後から殺到し、物資拠点の搬入が混乱し、一時期受入停止となった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 備蓄

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①家庭や企業における備蓄の周知徹底	・市公式ウェブサイト、なごやハザードマップ防災ガイドブック、事業所向け防災啓発冊子 BOSAI START BOOK 等を用いて、備蓄に関する周知啓発を実施	対応中	・引き続き、あらゆる機会を捉えた備蓄に関する周知啓発を実施

2) 物資全般

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②物資関係業務の早期民間委託	・物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は、災害協定を締結する愛知県トラック協会、日本通運株式会社、佐川急便株式会社、AZ-COM 丸和・支援ネットワークの協力を得て実施	対応中	・より実効性を高めるため、協定締結事業者の協力の下、物資拠点において物資の搬入・搬出等を行う緊急物資集配拠点訓練を実施 ・民間物流倉庫を活用した拠点の検討
③物資調達・輸送調整等支援システムの運用	・物資調達・輸送調整等支援システムの操作マニュアル等をイントラネットに掲載し、年1回システム操作演習を実施	対応中	・引き続き、システム操作演習を実施

3) 物資拠点

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④物資拠点に適した施設のさらなる確保	・緊急輸送道路へのアクセスや大型トラックの搬入可能施設等の条件を考慮し、6つの緊急物資集配拠点を市内各方面に配置	要拡充	・民間物流倉庫を活用した拠点の検討
⑤物資拠点のキャパシティを踏まえた調達・発送	・大量の物資を仕分け・輸送できるよう、6つの緊急物資集配拠点を市内各方面に配置	要拡充	・より実効性を高めるため、協定締結事業者の協力の下、物資拠点において物資の搬入・搬出等を行う緊急物資集配拠点訓練を実施 ・民間物流倉庫を活用した拠点の検討

4) 輸送

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑥輸送する物資に関する情報共有	——	新規（未対応）	・国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用するために、自治体独自に避難所の物資ニーズを集約する方法を検討 ・国の物資調達・輸送調整等支援システムの使用方法について県と調整
⑦交通途絶地域に対する輸送	・物資全般では未検討であるものの、医薬品を備蓄する医薬品卸売販売業者を対象として、水害や道路の寸断等を想定した円滑な医薬品の配送体制の整備等の支援を実施	要拡充	・引き続き、円滑な医薬品の配送体制の整備に関する支援を実施 ・本市が既に協定を結んでいるドローン事業者等と連携し、発災時における物資輸送における活用について検討

5) その他

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑧物資業務に関する災害救助法の適用範囲の整理	——	新規 (未対応)	・対応に苦慮した事例を収集し、その対応事例等を検討しておくとともに、実際に判断に迷う事例が生じた場合には、早々に国に協議を実施
⑨個人からの救援物資に対する受入	・個人の寄託者等からの物資は、過去事例を踏まえ、市としての受入れ体制が整うまでは、原則受け付けないよう整理	対応済	——

14.その他

【課題の分類：地震リスクの想定、耐震化、電気火災、避難行動の支援、災害関連死認定、ボランティア、支援体制の確保】

(1) 課題

1) 地震リスクの想定

事項名	抽出した被災地における課題
①様々な地震リスクの想定	・石川県の地域防災計画で、能登半島北方沖の活断層の地震を「ごく局地的な災害で、災害度は低い」と評価されていた。被害想定の方策に当たっては、よりシビアな事象について可能な範囲で考慮していくことが必要である。

2) 耐震化

事項名	抽出した被災地における課題
②住宅・建築物の耐震化の一層の推進	・能登半島地震では、地震の揺れにより建物倒壊が多く発生し、圧死等の被害が発生したほか、消防活動等に支障を来す要因の一つとなった。 ・特に所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低く、その要因としては、資力や動機の不足等が考えられる。 ・密集市街地においては、道路閉塞を防いで地区外への避難路や消防車の進入路を確保し、円滑に人命救助・消火活動等が実施できるよう、老朽木造住宅や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化を進めていく必要がある。

3) 電気火災

事項名	抽出した被災地における課題
③感震ブレーカーの設置促進	・今回の地震では、古い木造建物が密集する地域において、地震の影響により電気に起因して発生した可能性が考えられる大規模な市街地火災が起こり、甚大な被害が発生した。 ・地震発生時には市街地で大規模な火災が発生する危険性があるものの、そのようなリスクの存在について社会的に認知が進んでいないという指摘もあった。

4) 避難行動の支援

事項名	抽出した被災地における課題
④避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進	・自ら避難所に行くことが困難な方が、事前に自身の避難行動について検討できておらず、被災した自宅で支援を待っているケースがあった。

5) 災害関連死認定

事項名	抽出した被災地における課題
⑤災害関連死の迅速な認定	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害による死者の遺族に災害弔慰金、災害により重度障害を負った方に災害障害見舞金が支給されることになっているが、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等があり、災害関連死の認定に時間を要し、遺族への支給の遅れにつながった。

6) ボランティア

事項名	抽出した被災地における課題
⑥災害ボランティアセンターにおける通信環境の整備	・被災地の社会福祉協議会が主体となって、各市町に災害ボランティアセンターが設置されたことにより、ボランティア希望者の受付等で、ICTを活用したシステムが利用され、業務の効率化が図られたものの、通信環境の確保が課題である。

7) 支援体制の確保

事項名	抽出した被災地における課題
⑦被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施	・増大する災害時の複合的なニーズに対応するため、専門家の派遣や医療・福祉的対応の充実に加え、被災者のニーズに応じた伴走型支援として、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施等に努める必要がある。

(2) 評価・対応策（案）

1) 地震リスクの想定

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①様々な地震リスクの想定	・南海トラフ地震に係る被害想定を約 10 年前に実施済であるが、本市に影響を及ぼす可能性があり、南海トラフ地震とは異なる様相が想定される活断層も存在 ・国に対して、中部地域における活断層の長期評価にあたっては、可能な限り速やかに調査を進めるよう要望	要見直し	・国や県の動向や能登半島地震等を踏まえ、南海トラフ地震及び活断層型地震に係る新たな被害想定調査及び対応検討を実施 ・引き続き、国に対して要望を実施

2) 耐震化

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②住宅・建築物の耐震化の一層の推進	・民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修や除却助成、耐震対策啓発事業を実施	対応中	・引き続き、耐震改修や除却助成、耐震対策啓発事業を実施 ・住宅・建築物の耐震化の促進に向けて、国や県に対し制度拡充などに対する支援を要望

3) 電気火災

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
③感震ブレーカーの設置促進	・主な木造住宅密集地域において感震ブレーカー（簡易タイプ）の重点的な啓発及び設置促進を行うとともに、全市で感震ブレーカー（分電盤タイプ）設置助成を実施	対応中	・国の動向を注視しながら、引き続き、感震ブレーカーの設置を積極的に促進する等電気火災対策を更に推進

4) 避難行動の支援

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
④避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進	・国の取組指針に沿って優先度の高い方について個別避難計画作成を推進	対応中	・関係部署と連携しながら個別避難計画作成を推進

5) 災害関連死認定

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤災害関連死の迅速な認定	・自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、名古屋市災害見舞金等支給審査委員会に諮問を行った上で決定するとしており、委員を委嘱済	対応中	・国の事例集などの情報収集を実施し、審議会とも共有

6) ボランティア

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑥災害ボランティアセンターにおける通信環境の整備	・キントーンを活用したボランティアの管理システムを導入しているものの、ボランティアセンターにはボランティアが利用できる通信環境が未整備	対応中	・災害ボランティアセンターにおける通信環境の確保のため、災害備蓄用モバイルルータを配備

7) 支援体制の確保

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑦被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施	- 被災者支援の二重支給や支給漏れを防ぐため、被災者情報（氏名・住所等の個人情報、被害状況、支援の実施状況等）を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部署間において被災者情報を共有 - 支援金の支給や市税の減免といった経済・生活面の支援や、仮設住宅の供給、住宅の応急修理といった住まいの確保・再建のための支援などの各種支援制度を設けているほか、要配慮者の介護・看護に関する訪問指導、生活に必要な福祉サービスの利用等に向けたコーディネート等を関係機関と連携し実施	対応中	国や愛知県の状況を注視しつつ、NPO や民間活力の活用も含めた対応や体制等を必要に応じ検討

15.緊急消防援助隊

【課題の分類：情報、設備】

消防局では、派遣された緊急消防援助隊の活動の際に発生した事象から、想定される課題を抽出した。本市の現状の消防体制を踏まえ、抽出された課題及び他の消防本部で生じた課題について、本市において特に対応が必要と考えられる主な事項についてまとめた。

(1) 課題

1) 情報

事項名	抽出した被災地における課題
①災害状況の把握と災害対応に必要な情報の伝達	・停電等により、通信インフラに大規模な障害が発生し、各種連絡体制の確保が困難となった。また、通信ネットワークの断絶や地形特性等から、無線通信が困難な地域があり、隊員間で情報共有ができないことがあった。 ・災害が多発する中、消防応援活動調整本部や指揮本部では各地の災害の状況や規模の詳細を把握することが困難であった。

2) 設備

事項名	抽出した被災地における課題
②緊急消防援助隊の航空機の受入れと運営管理	・航空機の運航に必要なブリーフィングスペースや待機場所、休憩場所等の確保が困難であり、航空機の運航に支障が出る可能性があった。
③緊急消防援助隊の集結場所、活動拠点の整備	・集結場所、活動拠点である宿営地において、寒さや雪等の過酷な環境下での宿営であったため、隊員の体力や気力の十分な回復がはかれず、災害対応中の事故につながる危険があった。
④道路崩壊（段差等）、地割れ、ガラスの散乱等による、消防車両のタイヤのパンク対策	・他都市の車両ではパンクが多数発生し、災害活動に支障が出ていた。また、本市の車両においても被災地での活動後の帰路においてタイヤがバーストするトラブルがあり、被災地での活動中にバーストした場合は災害活動に影響した可能性があった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 情報

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①災害状況の把握と災害対応に必要な情報の伝達	・出動部隊は無線や携帯電話等の複数の通信機器を携行 ・大規模火災の火煙の状況等を把握し初動対応に活用するために高所監視カメラを設置	要拡充	・現在運用している高所監視カメラ等の災害情報の収集手段を運用することに加え、新たに災害情報等の収集伝達に有効な設備等を充実化 ・災害時にも安定した通信が可能な衛星通信や公共安全モバイルシステムの仕組みを導入

2) 設備

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②緊急消防援助隊の航空機の受入れと運営管理	——	新規 (未対応)	・緊急消防援助隊の受け入れを踏まえた庁舎等の整備を実施
③緊急消防援助隊の集結場所、活動拠点の整備	・緊急消防援助隊の集結場所として、名古屋市消防学校を候補とした計画を整理	要拡充	・有事の際に速やかに緊急消防援助隊の受け入れ、有効な後方支援が可能となる場所、施設を整備
④道路崩壊（段差等）、地割れ、ガラスの散乱等による、消防車両のタイヤのパンク対策	・自動車販売会社等と協定を結び災害時にも迅速に車両整備が行える体制を整備	要拡充	・タイヤがパンクした場合でも、速やかにタイヤ交換等を行い、出動態勢をとれるように協定の締結を拡大

16.上下水道復旧

【課題の分類：施設、システム、体制、その他】

上下水道局では、能登半島地震の被災地域で行った応援活動を通して得た知見等を集約し、同局の地震対策について検討するため、派遣職員を対象としたアンケートやワークショップを実施し、その結果や国による報告書等を踏まえ局内で検証を行った。ここでは、その検討結果について掲載する。

(1) 課題

1) 施設

事項名	抽出した被災地における課題
①施設の耐震化の推進	・耐震化されていない浄水場や配水池、配水管、下水管等の施設において被害が発生したことにより復旧に長期間を要した。

2) システム

事項名	抽出した被災地における課題
②被害状況調査の集約及び情報共有の効率化	・上下水道施設の被害状況の集約及び情報共有にあたり、大部分が紙様式への手書きでの記録であったことや、記載方法等のルールが不統一であったこと等により、情報整理に時間を要した。

3) 体制

事項名	抽出した被災地における課題
③上下水道一体での応急復旧	・水道の給水開始に際して下水が道路に溢水することのないよう、水道の断水解消にあわせて下水道の流下機能を確保する「上下水道一体での復旧」が必要となった。
④受援体制の強化	・早期復旧のためには、他都市からの受援を含めた人的リソースの確保が必要となる。 ・全国各都市が被災地に集まり、応急給水・応急復旧等の支援を行ったが、被災地における宿泊施設や活動拠点の確保等が困難だった。

4) その他

事項名	抽出した被災地における課題
⑤宅地内配管への対応の加速	・建物前面道路の配水管の復旧や下水管の流下機能確保がされても、宅地内配管の修繕が遅れることにより家庭等で水が使えない状況が長期化した。 ・宅地内配管の被害の実態把握や宅地内配管工事を担う工事業者の確保が困難であった。

(2) 評価・対応策（案）

1) 施設

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
①施設の耐震化の推進	・更新事業費・事業量の平準化を図りつつ、優先度の高い施設から計画的に耐震化を実施	対応中	・優先順位を勘案して施設の耐震化を引き続き計画的に実施

2) システム

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
②被害状況調査の集約及び情報共有の効率化	・上下水道施設の被害状況や応急活動の可視化等情報を迅速に集計・共有する「災害情報システム」の構築に向け仕様等を精査	対応中	・「災害情報システム」を構築し、他都市応援も含めた情報共有等の課題解決を推進

3) 体制

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
③上下水道一体での応急復旧	・災害時の水道及び下水道の応急復旧活動については、それぞれマニュアル等で定めているが、上下水道一体での調査及び復旧の体制についての具体的な記載なし	要見直し	・災害時において、上下水道一体で迅速に調査復旧が可能な体制の検討を実施
④受援体制の強化	・災害時の相互応援協定を、他都市と締結 ・本市での被災を想定して策定した他都市応援受入れマニュアルにおいて、応援都市の受入体制や執務・駐車スペースを整理	要拡充	・今回の派遣を踏まえ応急活動や受援体制のあり方について検証し、他都市応援受入れ体制等の見直し、充実を検討 ・現地活動で得た経験を踏まえた訓練の実施や国・県・市他部局等との災害時の連携の拡充等一層の連携強化を検討

4) その他

事項名	本市の対応状況	評価	対応策（案）
⑤宅地内配管への対応の加速	・宅地内配管工事を行う事業者が加盟する名古屋市指定水道工事店協同組合と「災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定」を締結するとともに、応急給水等に関する合同訓練を実施しているが、大規模災害時に宅地内配管の早期修繕を進める仕組みが未確立	要拡充	・配水管等の復旧に合わせ、修繕受付から宅地内配管の修繕までを迅速に実施する体制及び環境構築が行えるよう、名古屋市指定水道工事店協同組合をはじめとした事業者等との一層の連携強化を推進

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

前章において、業務ごとに実施した検証結果を整理したが、それを踏まえ本章では検証結果の総括を行う。今回の検証では、膨大なアンケートやヒアリング等から 172 事項の課題を抽出・整理し、そこから様々な課題を明確化することができた。

これら明確化された課題等について、検証結果を踏まえた本市の取り組み、172 事項の分析・評価結果のまとめ、本市の災害対策を総合的かつ計画的に推進するための災害対策実施計画の施策体系に照らした整理、過去の災害を踏まえ実施した災害対策と今回の検証結果との比較による整理、以上の観点から総括を行う。

1. 検証結果を踏まえた本市の取り組み

総括の 1 つ目として、「検証結果を踏まえた本市の取り組み」の観点から総括を行う。

能登半島地震では様々な支援を実施したことから、検証により明確となった課題は多岐に渡っている。そのため、それら課題にどのような傾向が見られたのかを分かりやすく示すため、5 つの項目で整理し、「(1) 検証結果から見られる災害対策の傾向」としてまとめた。

さらに、これら取り組みの推進にあたっては、南海トラフ地震に捉われず、様々な地震リスクを想定していくことが必要であることも改めて確認できた。

加えて、課題に対応する施策を実現するためには、一自治体だけでは限界があるものもあり、必要に応じて国や県に対して、財源や制度に対する要望を行うこととなる。今回の検証結果においても、国全体で統一的な基準が必要な事項や、平時の備えに繋がる支援制度を市民の皆様により活用してもらうために拡充が必要な事項などが課題として挙げられており、これらを「国や県に要望を行うべき主な事項」としてまとめた。

(1) 検証結果から見られる災害対策の傾向

1) 災害対応力の強化

大規模災害が発生した場合に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会経済活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められ、そのためには災害対応力の強化が必要となる。今回の検証では、災害対応力の強化に向けた様々な課題が明確となった。

そうしたことから、市全体で災害対応を円滑に進められるよう、各局区室はあらゆる機会を捉え、職員に対して、災害時の分担任務や具体的な業務等の周知徹底を図るとともに、研修・訓練の実施、人員体制の確保、防災活動拠点の機能強化など、これまで本市が行ってきた災害対策の拡充・見直しにより、災害対応力の強化に向けた総合的な対策を推進することが求められる。

【本市として取り組む主な事項】

- ・初動期における総括支援チームの人員拡充（P. 40 ⑥）
- ・業務継続計画の趣旨や非常時優先業務の周知徹底（P. 98 ①）
- ・防災関係機関の活動スペースの確保（P. 98 ⑤、P. 103 ②）
- ・市長、幹部職員、一般職員の災害対応に関する理解促進（P. 101 ⑬⑭）
- ・発災時の全庁的な職員の応援に関する検討（P. 101 ⑱）
- ・受援計画の実効性の確保（P. 103 ①）
- ・緊急消防援助隊の集結場所、活動拠点の整備（P. 120 ③）

2) 被災者支援の充実

大規模災害が発生した場合には、被災された方々に対して、避難所での生活支援、罹災証明書発行、公費解体、応急仮設住宅の入居など、様々な支援が必要となる。今回の検証では、こうした被災者支援に関する様々な課題が明確となった。

そうしたことから、発災直後から良好な避難生活の環境が確保されるよう必要な対応を検討するとともに、迅速かつ的確な被災者支援を実施すべく、実務マニュアルの整備・充実など、平常時からの準備を十分に進めることが求められる。

【本市として取り組む主な事項】

- ・良好な避難生活環境の確保（居住スペース、キッズスペース、簡易ベッドやパーティション等、入浴機会、災害用トイレ、食事の質、ペットとの避難等に関する検討）（P. 51 ⑭⑮⑯、P. 52 ⑱、P. 53 ㉒、P. 55 ㉔、P. 57 ㉖）
- ・避難所における物資の要請体制の確立に向けた検討（P. 56 ㉘）
- ・総合支援窓口開設・運営に関するマニュアルの作成（P. 61 ⑧）
- ・罹災証明書申請受付時における自己判定方式の導入（P. 71 ⑨）
- ・公費解体業務に関するマニュアルの作成（P. 73 ①）
- ・保健・医療・福祉支援の体制・連携強化（P. 77 ①）
- ・応急仮設住宅の建設候補地の確保（P. 84 ①）
- ・児童生徒への様々なケア（P. 93 ⑧）
- ・市民ニーズに合わせた広報・広聴の推進（P. 108 ⑦）
- ・NPO等と連携した、被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施（P. 118 ⑦）

3) 地域防災力の強化

大規模災害が発生した場合には、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者の役割が大変重要となることから、市民や事業者の事前の備えの推進など、「命を守る」ための避難対策の強化が必要となる。今回の検証では、このような地域防災力の強化に関する課題が明確となった。

そうしたことから、様々な災害リスクを想定し地震対策に活かすため、平常時から幅広い世代の多くの市民が防災に関心を持ち、地域の防災活動への参加が進むよう促し、発災時においてともに助け合う共助の力がさらに向上するよう、地域防災力の強化に取り組むとともに、地域防災活動を支援するため、区の組織体制の強化を図ることが求められる。

【本市として取り組む主な事項】

- ・避難所運営への女性参画の促進（P. 48 ⑧）
- ・家庭や企業における備蓄の周知徹底（P. 111 ①）
- ・住宅・建築物の耐震化の一層の推進（P. 116 ②）
- ・感震ブレーカーの設置促進（P. 116 ③）

4) 多様な機関との連携強化

大規模災害が発生した場合には、行政だけではリソースが不足することが想定されるため、専門的なノウハウを持つ NPO や民間企業等の力は必要不可欠であり、様々な分野において、災害協定の締結、日頃の顔の見える関係の構築などが必要である。今回の検証では、このような多様な機関との連携強化の必要性が明確となった。

そうしたことから、国・自治体・民間団体で役割分担や連携の仕組みづくりについて検討するほか、民間物流倉庫を活用した拠点を検討するなど、多様な機関との連携強化に取り組むことが求められる。

【本市として取り組む主な事項】

- ・受援計画の実効性の確保（P. 103 ①）
- ・関連団体や民間事業者との災害協定の締結の推進（P. 104 ④）
- ・県の災害中間支援組織や民間支援団体との連携体制の確保（P. 104 ⑤）
- ・民間事業者と連携した緊急物資集配拠点訓練の実施、民間物流倉庫を活用した拠点の検討（P. 111 ②、P. 112 ④⑤）
- ・NPO 等と連携した、被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施（P. 118 ⑦）

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

1. 検証結果を踏まえた本市の取り組み

5) 防災DXの推進

災害対応の効率化・高度化のため、デジタル技術をはじめとする先進技術を積極的に活用することが重要であり、能登半島地震においても、様々なデジタル技術の活用により、効率的かつ効果的な災害対応に繋がった。

また、行政の力だけでDXを推進することは困難であることから、民間の技術力や創意工夫を生かして取り組むことで、デジタル技術の防災分野への活用が進むと考えられる。

そうしたことから、様々な災害対応において、これまで紙で行っていた業務のデジタル化やシステムの機能強化、通信手段の確保、先進技術の活用検討など、より一層の公民連携による防災DXの推進に取り組むことが求められる。

【本市として取り組む主な事項】

- ・デジタル技術を活用した避難所の受付方法の検討（P. 46 ①）
- ・被災者生活再建システムによる被災者支援業務の効率化（P. 61 ⑤、P. 65 ①、P. 70 ③）
- ・被害認定調査への先端技術（AI、ドローン等）の活用検討（P. 66 ⑥）
- ・応急仮設住宅の受付事務のDX化（P. 86 ⑧）
- ・非常通信手段として公共安全モバイルシステムの導入（P. 99 ⑦）
- ・災害時専用の市公式ウェブサイトの設置（P. 106 ②）
- ・災害ボランティアセンターにおける通信環境の整備（P. 117 ⑥）
- ・上下水道施設の被害状況調査の集約及び情報共有の効率化（P. 122 ②）

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

1. 検証結果を踏まえた本市の取り組み

(2) 国や県に要望を行うべき主な事項

- 「非住家」の被害程度を判断する統一的な基準が無いことから、災害対策基本法に非住家の被害認定について位置付けた上で、非住家の被害認定のガイドライン策定を要望【内閣府】

(P. 65 ④非住家に関する被害程度の認定基準)

- 住宅・建築物の耐震化の推進に向けて、国や県に対し制度拡充などに対する支援を要望

【国土交通省、愛知県】

(P. 116 ②住宅・建築物の耐震化の一層の推進)

- 効果的な電気火災対策の推進に関して、新築時における分電盤への感震機能の義務化など、個人での対策とは別の観点からの電気火災対策について国に対して検討を要望【内閣府、総務省消防庁、経済産業省】

(P. 116 ③感震ブレーカーの設置促進)

※なお、政令指定都市と東京都で構成する、21 大都市の防災担当部局長会議（仮称）を令和 6 年度末に試行的に初開催するため、今後、これによる有事に備えた顔の見える関係の構築が期待され、また、大都市で連携して共通課題や制度改正等に関する国への要望・提案を行うことを他都市へ働きかけていく。

2. 分析・評価結果

今回の検証による評価区分ごとの結果をまとめると、下表のとおりとなる。

（「15. 緊急消防援助隊」「16. 上下水道復旧」の9事項を除く。）

【表 評価区分ごとの事項数及び割合】

区分	対応済	対応中	要拡充	要見直し	新規（未対応）	合計
事項数 (割合)	29 (17.8%)	71 (43.6%)	38 (23.3%)	3 (1.8%)	22 (13.5%)	163

本市の課題として整理された163事項について分析・評価を行った結果、対応済となったのは29事項（17.8%）であった。これらについては、今回の検証による課題については対応済ということであるが、今後、災害対策を実施する必要が無いという訳ではない。災害対策に終わりはなく、今後も法改正や将来の災害等を受け、必要に応じ対策を充実させていくことが重要である。

対応済以外の134事項（82.2%）については、何らかの対応が必要であるという評価結果となった。その内の対応中の71事項（43.6%）については、今の対策をそのまま進めれば良いので、着実に推進していくが、必要に応じて早期の完了を目指して取り組むことも検討する。

要拡充・要見直しは、それぞれ38事項（23.3%）、3事項（1.8%）であった。これらは従前より本市で対策を行っていたが、今回の検証により、新たに取る内容を加えることにより充実・拡充させる必要があるとなった事項や、従前より行っていた取り組みから、大きく検討の方針を変える必要がある等となった事項である。能登半島地震から得た課題や気づきなどをしっかりと反映し、より実効性のある対策にするため取り組んでいく必要がある。

一方で、「新規（未対応）」と評価された事項は22事項で、全体に占める割合は13.5%となる。これらが、今回の被災地支援を踏まえて本市として能登半島地震の教訓を最も活かさなければならない事項であり、それが明確となったものである。

これらの事項については、本市として対応しなければならないとして明確化された課題に対して検討した対応策（案）に基づき、関係局区室とともに、各課題の解決に向けて取り組むべき対策内容の具体化に向けた検討・調整を実施し、令和8年度から令和10年度に取り組むべき事項を取りまとめた災害対策実施計画の追加版を新たに策定するなど、必要な対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強いまちづくりを目指していく。

3. 災害対策実施計画の施策の体系に照らした整理

本市では、平成 31 年 3 月に「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋」を理念とし、発災からの時間の経過に沿って各フェーズにおいて「めざす姿」を掲げるとともに、その実現のための取組方針を定め、災害対策を着実に推進してきたが、令和 5 年度末で計画期間満了を迎えた。

これに伴い昨今の社会情勢の変化、特に気候変動が顕著となる中、本市の災害対策は、南海トラフ地震や想定最大規模の風水害への備えがさらに重要となってきたことから、発災直後の物的被害の低減にも着眼するなど、めざす姿をより具体的なものに改めた、令和 6 年度から令和 10 年度を計画期間とする新たな災害対策実施計画を策定した。

この計画においては、発災からの時間の経過を捉えながら、フェーズごとに「めざす姿」を設定し（P. 133 参照）、災害対策を推進することとしている。

また、めざす姿を実現するための方針として、市民・事業者の役割や、自助・共助の取組の支援については「方針 1：地域防災力の強化」、行政の役割については「方針 2：災害対応力の強化」及び「方針 3：災害に強いまちづくりの推進」に基づき施策を展開するとともに、市民・事業者・市職員について「方針 4：防災人材育成の推進」に基づき施策を展開することとしている（次ページ参照）。

このように本市の災害対策は、災害対策実施計画に基づきハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進している。そこで本章では、今回の検証結果を災害対策実施計画と照らし、災害対策実施計画の取り組み内容が、どのように充実・強化すべきかを確認する。

今後本市が対応しなければならない課題について、主なものを体系表に反映すると、次ページのように整理できる。



V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

3. 災害対策実施計画の施策の体系に照らした整理

【災害対策実施計画 体系表】

	災害による被害を防ぐ		めざす姿3 迅速かつ的確な 災害対応により、 被害が拡大しない	めざす姿4 迅速かつ的確に 復旧・復興が進み、 社会経済活動が 早期に再開される
	めざす姿1 災害による死者が 発生しない	めざす姿2 物的被害を 極力減らす		
方針1 地域防災力の強化	1-1：市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上 <ソフト対策> ・避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進 ・外国人に対する広報	1-2：住宅・建築物等の被害拡大の防止 <ソフト対策> ・感震ブレーカーの設置促進 <ハード対策> ・住宅・建築物の耐震化の一層の推進	1-3：地域の災害対応体制の強化	1-4：地域の生活再建力の向上 ・避難所運営への女性参画 ・避難者名簿の作成・管理★ ・民間支援団体等との連携体制の確保★ ・災害ボランティアセンターにおける通信環境の整備★
方針2 災害対応力の強化	2-1：「命を守る」避難対策の強化 ・情報伝達手段の機能拡充 ・市民ニーズに応じた広報・広聴活動の推進		2-3：行政の災害対応体制の強化 ・物資拠点のキャパシティを踏まえた調達・発送★ ・過去の支援活動におけるノウハウの整理★ ・建物被害認定調査における資器材の確保★ ・罹災証明書自己判定方式の導入★ ・総合支援窓口の開設・運営に関するマニュアル作成★	2-4：避難生活・生活再建支援体制の強化 ・避難所の居住スペース、キッズスペースの確保★ ・避難所の食事の質の確保★ ・避難所の簡易ベッドやパーテーション等の確保★ ・災害用トイレの確保★ ・避難所の空調設備の不足 ・福祉避難所の確保 ・仮設住宅に関する意向調査の実施★ ・災害救助法に対する職員の理解不足★ ・受援計画の実効性の確保★
方針3 まちづくりの推進 災害に強い	3-1：「命を守る」都市基盤の整備		3-3：迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備	3-4：避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備 ・上下水道施設の耐震化
方針4	防災人材育成の推進 ・一般職員の災害対応への認識不足 ・建物被害認定調査における調査方法の習熟不足 ・家庭や企業における備蓄の周知徹底			

石川県七尾市に実施した対口支援業務を中心に検証を行ったことから、ソフト事業に関する課題が比較的多くなっているものの、総じて体系表の全体に渡って広く課題が抽出された。

その中で、現行の災害対策実施計画に掲載されている事業により、課題への対応が見込まれる事項は黒文字で記載し、現在行っている対策では検証により明確となった課題への対応を完了できないため、事業内容の拡充や見直し、あるいは新たに事業を行う必要のある事項は赤文字★で記載した。

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

3. 災害対策実施計画の施策の体系に照らした整理

その結果、現行の災害対策実施計画に掲載されている事業により、課題への対応が見込まれる事項は一定程度存在するものの、行政の体制強化をめざす「方針 2：災害対応力の強化」を中心に、事業内容の拡充や見直し、あるいは新たに事業に取り組むべき事項が多くあることがよく分かる。

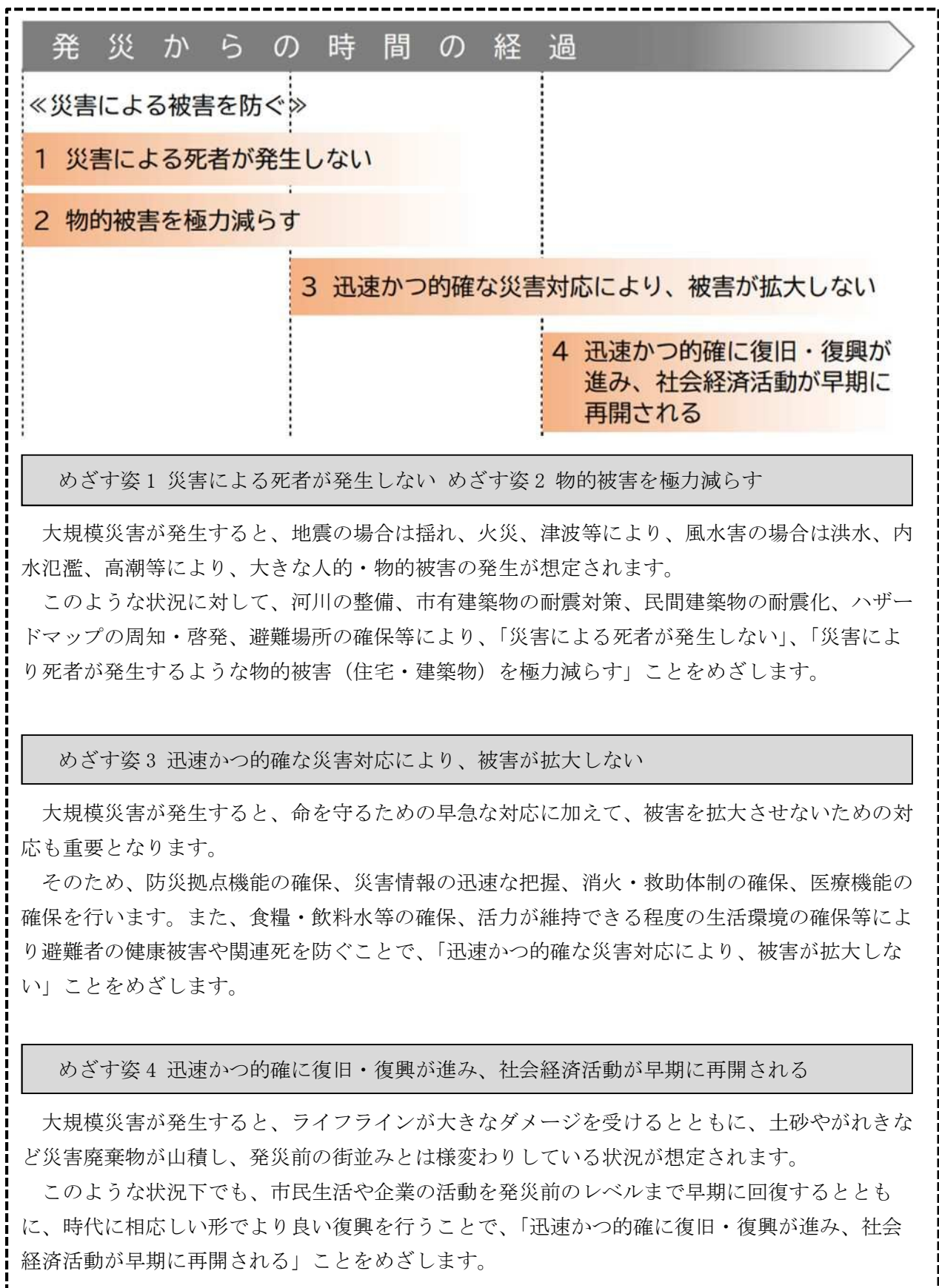
また、大規模災害が発生した場合には、行政の対応には限界があることから、市民・事業者の役割が大変重要となる。そうしたことから、自助・共助の取組支援に関する「方針 1：地域防災力の強化」で進めてきたこれまでの取り組み（避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進、感震ブレーカーの設置促進、住宅・建築物の耐震化の一層の推進等）が、改めて大切であることが見て取れる。

さらには、「1-4：地域の生活再建力の向上」において、事業の拡充や新規等の評価区分となった事項が多いことから、自助・共助の取組支援の重要性を改めて認識することができた。

災害対策実施計画は、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」の実現にむけて、本市が取り組んでいく災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進する計画である。

今回の検証で明確化した課題に対しても、災害対策実施計画の追加版として新たに事業を追加するなどして、引き続き災害対策の充実・強化を図っていく。

（参考）災害対策実施計画におけるめざす姿



V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
 4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

これまで本市は、能登半島地震以前にも、東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和元年東日本台風など、全国で発生する様々な大規模災害に職員を派遣し、支援を行ってきた。

これらの支援等を通じて得た災害の教訓等を踏まえ、実施してきた主な災害対策を以下に示す。

過去の災害の教訓等を踏まえた主な災害対策

災害名	主な災害対策
東日本大震災	・ 南海トラフ巨大地震の被害想定算出 ・ 津波ハザードマップの作成 ・ 業務継続計画（震災編）の策定 ・ 大規模災害時オープンスペース利用計画の策定 ・ 帰宅困難者対策（都市再生安全確保計画の策定等） ・ 津波避難ビル指定等推進事業 ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ・ 避難所運営マニュアルの改定（要配慮者の配慮事項、警備、女性視点、在宅避難者への物資配布等） ・ 市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイドの策定 ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 復興イメージトレーニングの実施 ・ 災害復興マニュアルの策定
平成 28 年 熊本地震	・ 災害対策本部の機能強化（移転拡張、システム導入等） ・ 市内で推定されている断層の調査を実施（中部地区の活断層の早期評価を国に要望） ・ 大規模災害時受援計画の策定 ・ 災害救助用物資供給計画の策定 ・ 区災害対応マニュアルの策定 ・ 災害救助法に基づく救助実施市の指定 ・ 避難所運営マニュアルの改定（自主運営の考え方、車中泊避難、外国人対応等） ・ 感震ブレーカー設置助成事業
令和元年 東日本台風	・ 被災者生活再建支援システムの導入 ・ 被災者台帳作成・管理・利用マニュアルの策定 ・ 個別避難計画の作成の推進

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

過去の災害において、実際に発生した事や課題として分かったこと、学びや気づきを活かして災害対策を行うことは、非常に重要である。

支援を行った際に、被災地で得た課題などを我が事として捉え、それを活かして災害対策を充実・拡充させることにより、同様の課題を再度発生させないように取り組むことが必要である。

本市は過去の災害の教訓などを踏まえ、様々な対策を進めてきた。

そこで本章では、「東日本大震災」「平成 28 年熊本地震」「令和元年東日本台風」の 3 つの災害それぞれで得た主な「被災地の課題・これを踏まえた本市の対応」と、能登半島地震で得た同様の「被災地の課題・これに対する本市の状況・評価結果」を比較することにより、過去の災害時に対応した事が能登半島地震で得た課題への対応状況としてどう評価されたかを確認し、過去の対応が十分であったのかを認識し、今後の本市の災害対策に活かしていくこととする。

なお、能登半島地震における「被災地の課題・これに対する本市の状況・評価結果」は、「IV. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（業務別）」の内容を一部抜粋し、掲載している。

(1) 東日本大震災

東日本大震災において、令和 6 年度までに延べ 294 名の職員を派遣し、被災地における復旧・復興に関する支援を行ってきた。特に陸前高田市に対しては、壊滅的な被害を受けた行政機能を回復させるため、令和 6 年度までに 261 名（294 名の内数）の職員を派遣し、同市のまちづくりの基礎となる震災復興計画の策定や被災市街地復興土地地区画整理事業、被災者に寄り添った保健指導等、「行政丸ごと支援」としてハード・ソフト両面において様々な業務に携わってきた。

これらの支援を通じ、東日本大震災から得た教訓により、「避難所等における生活」、「被災者の心のケアを含めた健康の確保」、「災害時要援護者対策」、「地方公共団体における体制整備」等に取り組んできた。

これらについて、それぞれ上記に記載のとおり能登半島地震と比較した事項は計 7 つで、その評価は、対応済が 1 事項、対応中が 5 事項、要拡充が 1 事項となった。

対応中の 5 事項は、課題に対して取り組んでいる事や、整理した内容を訓練等の機会を捉えて再周知するという対応策（案）がまとめられており、要拡充の 1 事項は東日本大震災当時の課題に対する対応は完了しているものの、能登半島地震を踏まえて更なる内容の拡充に努めていくという対応策（案）であった。

以上のことから、東日本大震災当時は本市において対応すべき課題となった事項に対しては、現時点において概ね対策ができていると考える。

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
 4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

1) 避難所等における生活

東日本大震災	被災地の課題	・避難所の運営にあたっては、女性が責任者に加わり、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮、男女共同参画の視点を重視すべきである。
	本市の対応	・指定避難所運営マニュアルに警備や女性の視点について反映



能登半島地震	被災地の課題	・避難所の運営は男性が多く、なかなか女性の意見が届かなかったり、炊き出しは主に女性が担当するなど、役割が固定化されていた。
	本市の状況	・本市避難所運営マニュアルにおいて、避難所管理組織の男女割合は、できる限り男女とも4割以上になるように選ぶよう整理 ・女性からのニーズを適切に把握するため、できる限り1名以上は、女性が受付を担当したり、女性用物資については、女性特有のニーズに気を付けるほか、女性が配るなど配布方法に配慮するよう整理 ・避難所運営への女性参画について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知 【評価：対応中 P.48 ⑧避難所運営への女性参画 参照】
	被災地の課題	・男女別の更衣室やシャワー室、授乳室等が確保されていない避難所や、プライバシーを確保するための間仕切りが設置されていない避難所があった。
	本市の状況	・男女平等参画に配慮した避難所運営のためのチェックシートを添付し、異性の視線が気にならない更衣室、男女別の入浴設備の設置等の配慮すべき点を整理 ・避難所における授乳室や更衣室を他に確保できない場合に、プライバシーを確保できるよう、市立小中学校等など受入可能人員の多い避難所に間仕切り2セットずつ配備 ・避難所運営での男女共同参画について、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知 【評価：対応中 P.50 ⑫男女別の更衣室等の確保 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

能登半島地震	被災地の課題	・発災当初は市職員が24時間滞在しているのみだったため、警備のノウハウを持つ職員がおらず、防犯面で不安の声が挙がっていた。 ・避難所における置引などが発生した。
	本市の状況	・本市避難所運営マニュアルにおいて、定期的なパトロールや、夜間の照明確保など、避難所内及び避難所周辺の警備について整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 ・防犯ブザー等の設置や、盗難防止のため、避難者個人の持ち物には名前を書くように指導するよう整理 【評価：対応中 P.52 ⑨警備体制の確保 参照】

2) 被災者の心のケアを含めた健康の確保

東日本大震災	被災地の課題	・生活環境の変化による高齢者等の生活不活発病、生活習慣病の悪化・増加、心の問題等健康上の課題が長期化することから、看護師・保健師等のチームによる個別訪問や身近な場所での巡回相談など健康相談をできる仕組みが必要である。
	本市の対応	・大規模災害における保健師の活動マニュアルに災害発生時に被災者への健康支援を円滑にできるよう平常時の具体的な保健師活動などを反映



能登半島地震	被災地の課題	・特に高齢者など、避難生活によって運動量が低下し、身体機能が低下するケースや、心身の不調を訴えるケースへの対応が不十分だった。
	本市の状況	・本市避難所運営マニュアルにおいて、救護班の業務として、エコノミークラス症候群や避難者の心の健康保持等の健康管理を整理 ・本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 ・体制が整った段階で、各区の保健師などが避難所などを巡回し、定期的に被災者の健康管理や健康相談等を実施 【評価：対応中 P.49 ⑪避難者の健康管理 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

3) 災害時要援護者対策

東日本大震災	被災地の課題	・ 障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時要援護者について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があった。
	本市の対応	・ 指定避難所運営マニュアルに行政からの情報について、全ての避難者に対し統一かつ効率的に情報を発信するため、掲示板への掲示例を具体的に反映



能登半島地震	被災地の課題	・ 要配慮者の特性に応じた対応方法や、配慮すべき事項等が共有されておらず、対応できる職員や運営者も十分いなかった。
	本市の状況	・ 本市避難所運営マニュアルにおいて、多様な避難者への配慮事項一覧として、特徴や主な配慮事項を特性ごとに整理しているほか、具体的な留意点や対応方法について整理 【評価：対応中 P. 49 ⑩要配慮者への対応 参照】
	被災地の課題	・ 支援に関する情報を記載したチラシや、避難所内の掲示物等、すべて日本語表記であったため、外国人が支援内容や避難所のルール等を十分に理解できなかった。
	本市の状況	・ 避難所の掲示物は多言語化及びピクトグラムを使用したものを本市避難所運営マニュアルに添付 ・ 名古屋国際センターより、多言語及びやさしい日本語での避難情報の提供、外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、災害多言語支援センターによる翻訳の実施などにより情報提供を実施 【評価：対応済 P. 107 ⑤外国人に対する広報 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
 4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

4) 地方公共団体における体制整備

東日本大震災	被災地の課題	・ 地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきである。
	本市の対応	・ 大規模災害時に、本市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための名古屋市大規模災害時受援計画を作成



能登半島地震	被災地の課題	・ 様々な派遣期間で多くの応援自治体が被災地に入ってきたものの、受援対象業務が事前検討されておらず、どの自治体にどの業務を担当してもらうか等の調整に苦慮した。 ・ 事前に受援計画が作成されていたものの、受援体制に対する職員の認識不足により庁内で十分な連携が図られず、受援計画に基づく対応ができなかった例もあった。
	本市の状況	・ 受援計画において、人的支援の受入手順や事務フロー、受援対象業務ごとの担当班・目標開始時間等について整理 ・ 毎年市本部運営訓練等を通じて、実効性について確認済 ・ 毎年、全庁的に計画の更新を実施するとともに職員へ計画内容を周知 【評価：要拡充 P.103 ①受援計画の実効性の確保 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

(2) 平成 28 年熊本地震

熊本地震において、本市は応急給水活動、救援物資の提供、災害医療活動、応急危険度判定、避難所運営、り災証明書受付、建物被害認定調査、応急仮設住宅の建設に係る調査、災害ごみの収集作業、スクールカウンセラーなど、延べ 445 名の職員を派遣した。

これらの支援を通じ、熊本地震から得た教訓により、「物資」、「避難所」、「被災者支援」等の災害対策に取り組むこととし、防災危機管理施策の実効性等を検討する全庁的な会議体である「防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討会議」の下部組織として、「物資」「避難所」「被災者支援」に係る各ワーキンググループを新たに設置し、詳細な検討及び各種対策を進めてきた。

これら「物資」、「避難所」、「被災者支援」を、この章の冒頭(P. 134)に記載のとおり能登半島地震と比較した事項は計 8 つで、その評価は、対応済が 1 事項、対応中が 6 事項、要拡充が 1 事項となった。

対応中の 6 事項は、課題に対して既に締結している協定の実効性確保に向けた訓練の実施や、整理した内容を、訓練等の機会を捉えて再周知という対応策（案）がまとめられており、要拡充の 1 事項は熊本地震当時の課題に対する対応は完了しているものの、能登半島地震を踏まえて更なる内容の拡充に努めていくという対応策（案）がまとめられている。

以上のことから、熊本地震当時は本市において対応すべき課題となった事項に対しては、現時点において概ね対策ができていると考える。

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

1) 物資の滞留

熊本地震	被災地の課題	・政府のプッシュ型支援による大量の救援物資をはじめ、様々な方面からの物的支援が実施された。しかし、物資集配に必要な資器材やノウハウの不足等により、物資集配拠点が機能不全に陥り、救援物資が滞留したことで指定避難所等への輸送に遅れが生じた。
	本市の対応	・発災直後の状況を想定した効果的な備蓄体制及び備蓄場所を検討する ・既存の備蓄倉庫・緊急物資集配拠点の機能確保や効率的な配置等を検討するとともに、新たな備蓄倉庫や緊急物資集配拠点の必要性を検討 ・発災後に想定される物資輸送量と、それを効率的に仕分け・輸送する体制を検討 ・物資のニーズの迅速な把握方法を検討



能登半島地震	被災地の課題	・被災自治体では、配送手段の確保や物資拠点の管理等、物資の管理・配送等に関するノウハウを有しておらず、市役所に届いた支援物資の荷下ろし等にあたって、職員による人海戦術で対応しようとして、結果的に職員が疲弊する事態が発生した。 ・比較的早いタイミングで被災地に支援物資は届いていたが、それは物資拠点までで、避難所まで届ける手段が市町で確保されていなかった。
	本市の状況	・物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は、災害協定を締結する愛知県トラック協会、日本通運株式会社、佐川急便株式会社、AZ-COM 丸和・支援ネットワークの協力を得て実施 【評価：対応中 P.111 ②物資関係業務の早期民間委託 参照】
	被災地の課題	・避難所単位での物資ニーズの把握には、物資調達・輸送調整等支援システムが活用されず、独自のアプリや聞き取りでのニーズ集約がなされた。また、指定避難所のほか、多くの自主避難所が存在したため、避難所単位でのニーズ把握が困難であった。
	本市の状況	・避難所各班及び避難者（避難所外避難者含む）からの必要物資の要望を集約し、地区本部（区本部）に要請する流れを整理 ・集約した避難所における物資ニーズは、物資調達・輸送調整等支援システムにより、区本部から災害対策本部まで要請 【評価：要拡充 P.56 ②⑧物資の要請体制の確立 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

2) 指定避難所等の混乱

熊本地震	被災地の課題	避難者が大量に発生し、最大で熊本県人口の約1割にあたる約18万人の避難所避難者が発生した。避難所では収容能力を超える避難者が発生したことにより、避難生活における心身の疲労や持病の悪化等により亡くなる方が多く発生するとともに、地震のショックが原因の急性心筋梗塞や車中泊の長期化によるエコノミークラス症候群の疑いで亡くなった方のほか、被災によって顕在化する社会格差を起因とするものを含め、多くの災害関連死者が発生した。
	本市の対応	- 避難者の自主運営による円滑な避難所運営のあり方や市職員の配置体制について検討 - 衛生管理をはじめとした避難所における生活環境の確保について必要な検討を実施 - 災害時要援護者対策として、避難所の環境整備や福祉避難所の確保について、具体的な対応を検討



能登半島地震	被災地の課題	避難所における基本的な生活ルールが徹底されておらず、発災初期は不安定な運営体制となっている避難所もあった。
	本市の状況	- 本市避難所運営マニュアルにおいて、避難所管理組織で、共同生活のルールを決定し、掲示するなどして、全員に知らせるよう整理 - 避難生活のルールについて、本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練や地域防災リーダー講習等の機会を捉えて周知 【評価：対応中 P.47 ⑤避難生活のルール徹底 参照】
	被災地の課題	発災直後に、居住スペースに土足で立ち入る人がいたり、清掃が十分に実施されていなかったりするなどの衛生面での問題が見られた。
	本市の状況	- 本市避難所運営マニュアルにおいて、施設班の業務として、避難所の衛生対策に関する留意点や、具体的な対応方法について整理 - 本市避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練等の機会を捉え周知 【評価：対応中 P.53 ⑩衛生環境の確保 参照】
	被災地の課題	要配慮者の特性に応じた対応方法や、配慮すべき事項等が共有されておらず、対応できる職員や運営者も十分いなかった。
	本市の状況	本市避難所運営マニュアルにおいて、多様な避難者への配慮事項一覧として、特徴や主な配慮事項を特性ごとに整理しているほか、具体的な留意点や対応方法について整理 【評価：対応中 P.49 ⑩要配慮者への対応 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

3) 罹災証明書交付の遅れ（被災者支援）

熊本地震	被災地の課題	・災害対応に多くの職員が割かれたことに加え、他の自治体からの応援職員の受け入れ体制も整備されていなかったことから、罹災証明書の交付に時間を要し、早期生活再建に必要な支援措置に遅れが生じた。
	本市の対応	・被災者への各種支援施策を迅速に実施するため、罹災証明書発行に係る家屋被害調査を発災直後から円滑に実施するための体制について検討 ・家屋被害調査や罹災証明書の発行など、各種被災者支援業務の効率的運用を図るための情報連携について検討



能登半島地震	被災地の課題	・被災者支援に関するシステムの操作方法を被災自治体の職員が習熟できておらず、十分に活用されていなかった。
	本市の状況	・建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳といった業務ごとに、毎年度システム操作演習を実施 【評価：対応中 P.61 ⑥被災者支援に関するシステム操作方法の習熟不足 参照】
	被災地の課題	・被災自治体の地域防災計画において、被災者生活再建支援金や総合支援窓口の所管が決まっておらず、発災後に所管部署や業務手順等を検討・調整することとなったため、被災者支援業務の遅れに繋がった。
	本市の状況	【所管部署】被災者支援全般調整：本部室事務局 建物被害認定調査：経理部 罹災証明書発行：スポーツ市民部等 【評価：対応済 P.60 ①被災者支援に関する所管部署の調整 参照】
	被災地の課題	・建物被害認定調査の実施経験や知見がない職員が調査班に加わっていたことで、班体制を組む際に苦慮したり、調査時に被害程度の認定が困難となる事例があった。
	本市の状況	・毎年度内閣府の被害認定基準運用指針に沿った判定方法や被災者生活再建支援システムの操作について研修を実施 ・令和6年度より、公共施設を被災家屋に見立てて、システムを使用して調査を行う実地訓練を実施 【評価：対応中 P.66 ⑦調査方法の習熟不足 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

(3) 令和元年東日本台風

令和元年東日本台風において、国からの要請や各種協定などに基づいて、発災当初に緊急消防援助隊を長野市に派遣したことをはじめ、令和元年10月14日～令和2年3月31日までに長野市への支援を実施し、様々な支援業務に従事し、延べ161名の職員を派遣した。

主な支援として、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」と連動した指定都市市長会の「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき、長野市に対して災害マネジメント総括支援員を派遣し、市長への助言、幹部職員との調整、応援ニーズの把握、総務省や被災県との連携などにより、総括的な支援を行った。そして、長野市のニーズに基づき、建物被害認定調査や災害ごみの収集業務などにも職員を派遣した。

これらの支援を通じ、令和元年東日本台風から得た教訓により、「被災者支援の総合的な推進体制」、「宿泊地の確保」、「災害マネジメント総括支援員の確保」、「要配慮者の迅速な避難」等の災害対策に取り組むこととした。

これら「被災者支援の総合的な推進体制」、「宿泊地の確保」、「災害マネジメント総括支援員の確保」、「要配慮者の迅速な避難」を、この章の冒頭（P.134）に記載のとおり能登半島地震と比較した事項は計4つで、その評価は、対応済が3事項、対応中が1事項となった。

対応中の1事項は、課題に対して既に国の取組指針に沿って対応を進めているという対応策（案）がまとめられている。

以上のことから、令和元年東日本台風当時は本市において対応すべき課題となった事項に対しては、現時点において概ね対策ができていると考える。

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

1) 被災者支援の総合的な推進体制

令和元年東日本台風	被災地の課題	・被災相談の窓口が長野市では開設されたが、同じ場所にそれぞれの部局の職員を配置し、複数の窓口が同じ場所にある程度のもので、被災者のあらゆる相談や申請を一つの窓口で行える、いわゆるワンストップ窓口としては機能していなかった。
	本市の対応	・発災後に開設するワンストップ窓口（総合支援窓口）についても、その適切な運営のあり方を検討 ・平時より被災者支援を総合的に推進するためのシステムの早急な整備が必要であり、併せて詳細な運用方法等も事前に検討



能登半島地震	被災地の課題	・発災当初は、建物被害認定調査や罹災証明書発行、被災者台帳作成等にあって、業務の円滑化・効率化を図るシステムの利用が十分に図れていなかったことから、紙ベースでの作業となり非常に効率が悪く、被災者支援業務の遅れに繋がった。
	本市の状況	・NTT 東日本提供の被災者生活再建支援システムを導入し、システムの利用を前提とした体制を確立しており、業務の効率化を実施 【評価：対応済 P.61 ⑤デジタル技術を活用した被災者支援の推進 参照】
	被災地の課題	・発災当初は、罹災証明書の発行からその後の各種支援策へ繋がるまで一元的に対応するための、被災者支援のための総合窓口が設置されておらず、所管部署ごとにばらばらで支援策の受付等を行っており、被災者にとって煩雑で不便であった。
	本市の状況	・総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を実施 【評価：対応済 P.61 ⑦総合支援窓口の設置の必要性 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）
4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

2) 宿泊地の確保

令和元年東日本台風	被災地の課題	・本市では長野市への支援が決まってから、すぐに宿泊地の確保を試みたが、交通の便が良い長野駅周辺や長野市役所周辺の宿泊施設は満室が多く、宿泊地の確保に苦慮した。
	本市の対応	・宿泊地を確保するために、宿泊施設や旅行代理店との協定締結が有効であることから、発災時を事前にイメージし、迅速かつ的確な災害対応を実施できる内容の協定を締結し、有事の際には素早く宿泊地の確保ができる体制を整備



能登半島地震	被災地の課題	・発災当初から多くの応援地方公共団体職員、復旧事業者、ボランティア等の支援者が被災地に入ったものの、被災地ではホテル・旅館等も大きな被害を受け、宿泊施設の確保が困難だった。
	本市の状況	・旅行会社3社と「大規模災害における名古屋市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定」を締結 【評価：対応済 P.40 ⑧派遣職員の宿泊施設の確保 参照】

3) 要配慮者の迅速な避難

令和元年東日本台風	被災地の課題	・平成25年に作成が義務づけられた避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けていることから、避難の実効性確保に課題があった
	本市の対応	・個別避難計画の作成に関し、検討を実施



能登半島地震	被災地の課題	・自ら避難所に行くことが困難な方が、事前に自身の避難行動について検討できておらず、被災した自宅で支援を待っているケースがあった。
	本市の状況	・国の取組指針に沿って優先度の高い方について個別避難計画作成を推進 【評価：対応中 P.117 ④避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進 参照】

V. 能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証結果（総括）

4. 過去の災害を踏まえ実施した災害対策との比較による整理

以上、過去の災害から得た課題とこれを踏まえた対応について、能登半島地震と比較し、過去の対応が十分であったのかを振り返った。

いずれも、過去の災害の課題を踏まえた本市の対応により、能登半島地震から得た課題に対して概ね対策を行っている判断することができ、改めて災害対策の取り組みを着実に進めていることを認識することができた。

しかしながら、そのような状況でも、防災情報などの市民への再周知や、能登半島地震を踏まえ内容の拡充を行うことなどを予定している。やはり、取り組みを着実に進めている状況であっても、災害からの教訓などを踏まえ、取り組み内容を深めたり、きめ細やかな対応を検討・実施することが重要であることも改めて認識した次第である。

過去の災害において、実際に発生した事や課題としてわかったこと、学びや気づきを活かして災害対策を行うことは、発生が危惧されている大災害に備える上で非常に重要であり、また被災地支援の経験を活かして本市の災害対策をアップデートしていくことは、非常に価値があることであり、その経験は本市にとってかけがいのない財産である。

今後も、全国各地で災害が起きた際にはすぐに駆け付け、何かあったら全力で助けることが、ひいては本市の災害対応力の向上に繋がるという強い使命感を持って、被災地支援にあたる覚悟を持たなくてはならないと認識したところである。

VI. 検証結果を踏まえた今後の取り組み

検証結果を受けて、本市として改めて災害対策に全力で取り組んでいく必要がある。

まずは、令和7年度において、新たな非常通信手段の導入、受援計画の見直し、災害時保健医療活動体制の強化、総合支援窓口開設・運営等の実務マニュアルの整備・充実など、可能なものから早期に事業着手していく。

また並行して、本市として対応しなければならないとして明確化された課題に対して検討した対応策（案）に基づき、関係局区室とともに、各課題の解決に向けて取り組むべき対策内容の具体化に向けた検討・調整を実施し、令和8年度から10年度に取り組むべき事項を取りまとめた災害対策実施計画の追加版を新たに策定するとともに、災害対策事業基金の積み増しに向けた調整を図るなど、総合的かつ計画的に必要な対策を実施する。

加えて、国や県の動向や能登半島地震等を踏まえ、南海トラフ地震及び活断層型地震に係る新たな被害想定調査及び対応検討も実施する。

今後の主なスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和7年度	4～8月	・ 関係局区室と検証結果を踏まえた対応策の検討・調整 ・ 災害対策実施計画【追加版】の作成
	9月～	・ 災害対策実施計画【追加版】の完成・公表 ・ 令和8年度予算要求に関する調整 ・ 災害対策事業基金の積み増しに向けた調整
令和8年度以降		検証結果を踏まえた、各種災害対策の推進

おわりに

近年、大規模な地震災害を経験していない本市にとって、延べ 3,000 人以上を派遣した能登半島地震は、現地での活動を通じて数多くの気づきや教訓を得ることができ、今回の検証を通じて、発災時の災害対策本部運営、避難所運営支援、被災者支援など、本市の地震対策上の様々な課題が浮き彫りになったところです。

国においては、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現するべく、防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から不断に万全の備えを行う「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、災害発生時の司令塔機能を抜本的に強化するため、令和 8 年度中の防災庁設置に向けた検討が進められています。

また、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定（平成 26 年 3 月）から 10 年が経過することから、被害想定の見直しに向けた検討が行われており、その検討結果の公表が令和 6 年度末に予定されているなど、国の防災施策の大きな転換期を迎えています。

南海トラフ地震は、これまでおおよそ 100 年～150 年間隔で繰り返し発生しており、90 年で発生した事例もあります。直近が 1944 年の昭和東南海地震であることから、大規模地震発生の危険性が高まっていると考えられます。令和 7 年 1 月には南海トラフ地震の今後 30 年以内に起きる確率が、これまでの「70%から 80%」が「80%程度」に引き上げられたこともあり、本市においてもこれまで以上に災害対策を加速させることが必要です。

本市ではこれまで、災害対策実施計画に基づき、市有施設や民間建築物の耐震化、河川整備等のハード対策を進めるとともに、災害対策本部の機能強化、人員体制の拡充のほか、防災訓練や「なごやハザードマップ防災ガイドブック」の全戸配布による防災意識の啓発など、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に災害への備えを進めてきました。

しかしながら、未曾有の大規模災害に立ち向かうには、過去の災害の教訓や経験から学ぶことがとても重要です。そのため、今回の検証結果は、非常に重要であり、それを確実に本市の災害対策として取り組まなければなりません。

災害対策に終わりはなく、不断の取り組みを続けなければならないことから、これまで進めてきた災害対策を引き続き進めることはもちろんのこと、今回の検証結果をもとに、関係局区室と密に連携し、可能なものは早期に事業着手するとともに、課題の解決に向けて取り組むべき内容の具体化への検討等については、関係者が力を合わせて取り組み着実に進捗させる等、総合的かつ計画的に災害対策に取り組んでまいります。

令和 6 年能登半島地震を踏まえた地震対策に関する検証報告書

【発行日】 令和 7 年 3 月

【発行者】 名古屋市防災危機管理局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL 052-972-3523
